

第5 検察審査会

平成27年（起相）第1号審査事件

東京電力役員の強制起訴を求める上申書

平成27年（2015年）2月24日

東京第5 検察審査会御中

申立人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

上申の趣旨

- 1 東京地検による平成27年（2015年）1月22日付の東京電力福島原発事故業務上過失致死傷事件の東電取締役らの再度の不起訴処分は、市民の良識の結晶といえる平成26年（2014年）7月24日付の検察審査会の議決を無視してなされたものであり、その法的根拠がないといわなければなりません。
- 2 あらたに明らかになってきた、数々の証拠によれば、東電取締役ら、東電及び保安院も、緊急の津波対策が必要であることは十分認識していたことが裏付けられます。
- 3 検察の不起訴の論理は、どんな対策を講じても事故は防ぐことはできなかったという運命論によって、何の対策も講じなかった東電及び被疑者らを免責するものであって到底認めることはできません。

- 4 検察は被害者の声を聞かず，巨悪＝東京電力の言い訳を追認し，正義を放棄したといわざるをえません。申立人ら原発事故被害者は，検察審査会による正義の裁き＝強制起訴による裁判への道がひらかれることを切に望んでいます。

上申の理由

目次

はじめに	5
第1 福島原発事故による深刻な被害	9
1 福島原発事故の被害の広がり	9
2 請戸の浜の悲劇.....	11
3 双葉病院事件	18
4 山木屋事件.....	24
第2 検察審査会起訴相当議決の核心は何だったのか.....	28
1 検察審査会の起訴相当の議決の持つ重み	28
2 審査会が重視した津波想定に関する核心的事実	30
3 議決は武藤・武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定	32
第3 東京地検の再捜査の概要とその焦点	33
1 検察は再捜査で何をしたのか	33
2 検察官の職務放棄を正すことができるのは検察審査会の市民の良識だけである.....	34
第4 津波対策を葬った人々を浮かび上がらせた一冊の本と大量の情報公開文書の公開.....	35
1 岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』の告発.....	35
2 検察不起訴処分的事实誤認.....	36
3 1997年 7省庁手引きは，福島県沖の津波地震を想定していた.....	37
4 2000年電事連報告では福島第一は日本一津波に脆弱であることが示され	

ていた	38
5 土木学会は完全に電力によってコントロールされていた	39
6 中越沖地震の一年後であるにもかかわらず、東電は2008年の15.7メートルのシミュレーションに対応せず、これを保安院にも隠匿した	41
7 武藤・武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定した検察審査会議決は正当である	44
8 被疑者武藤らの過失は故意にも等しい重大なものである	45
9 他の電力会社は長期評価を踏まえて対策を講じていた	46
10 保安院は2006年には津波対策について「不作為を問われる可能性がある」としていた	47
11 貞観地震の津波対策がバックチェックの最大の不確定要素だったことは保安院と東電との共通理解だったことを示す森山メール	48
12 吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識	50
13 津波対策の先送り	59
14 このままでは事故を繰り返す	60
第5 2014年12月25日政府事故調調書の第三次公開などによって明らかになった事実	62
1 貞観地震の危険性を指摘した岡村氏の聴取結果書	62
2 保安院小林勝氏の調書が裏付ける貞観地震津波の重大な危険性	63
3 保安院山形調書から浮かび上がるすべてを妨害した電力の醜い姿	74
4 政府事故調も欺こうとした森山審議官	74
5 あと2-3年早く対策が命じられていたら事故は避けられた	76
第6 津波の予見可能性と被疑者らの過失～時系列に沿ってもう一度整理する～	78
1 事実関係の整理を通じて浮かび上がる事故を招き寄せた東電の無策と保安院の追認	78
2 7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた	79

3	2002年には、当時役員であった被疑者らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった.....	79
4	2004年12月スマトラ島沖地震・大津波	82
5	保安院も一時は早期津波対策の覚悟を固めていた.....	87
6	2006年マイアミレポート	88
7	2006年耐震設計審査指針の改訂	89
8	2007年7月中越沖地震の発生と同時故障の多発	90
9	2008年には、当時東京電力の役員であった被疑者らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった.....	94
10	2008-2009年には、貞観津波規模の地震想定によって、被疑者らは福島第一原発に9m程度の津波が襲う危険を予見することが可能だった	96
11	貞観の津波を考慮すれば、追加対策が必要となることは保安院と東電の共通了解であったことを示す森山メール.....	100
12	2008年と2009年の東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である	101
13	事故回避のためには防潮堤の設置だけではない措置がとりえた.....	102
第7	検察の注意義務に関する不起訴理由に対する反論	104
1	予見可能性を焦点とした第一次不起訴処分	104
2	第一次不起訴処分で求められた予見可能性の程度.....	105
3	被疑者らは、何を予見する必要があったのか。	105
4	第二次不起訴処分の注意義務論.....	106
第8	検察の予見可能性に関する不起訴理由への反論	107
1	対策を講ずるためにM9を想定する必要はなかった	107
2	東電シミュレーションと実際の津波の方角が異なるとされる点について	109
3	Cランクでも、原発の安全性確保のために対策すべきことは明らかである。	109

4	原発6号機を合計して1万年から10万年に1回という事故確率が計算されていけば、これに対応するのは当然である。.....	110
5	貞観地震に関する知見を考慮すれば、追加津波対策が必要であることは明らかであった.....	114
6	土木学会への検討依頼が時間稼ぎであったことは明らか.....	116
第9	検察の結果回避可能性について不起訴理由への反論.....	118
1	シミュレーションにしたがって南側に防潮壁を築いても事故は回避できなかったという空論.....	118
2	事故後に規制当局によってとられた対策は無効だとする検察の理論.....	119
3	すぐできた対策も事故対策としては無力だと無理矢理こじつける検察...	121
4	回避できたはずの本件事故.....	122
第10	検察審査会による強制起訴を切に求める.....	123
1	被疑者らの嫌疑はますます濃厚となっている.....	123
2	私たちは、絶対にあきらめない.....	124
3	刑事裁判の公開法廷で原発事故の原因と責任を議論するため、強制起訴を求めます.....	124

注：本意見は、平成27年（2015年）1月22日に東京地検が公表した「東京電力福島第一原発事故に係る業務上過失致死傷事件の処理について」の別紙事件および処分概要（以下、「第二次不起訴理由書」ということがある）と2月3日に東京地検の捜査を担当された佐藤・古宮両検事によって申立人とその代理人に対して実施された不起訴理由についての説明会における説明を元にまとめたものです。

事件の経過については、本書面別紙「津波対応時系列表」と照らし合わせてお読みください。

はじめに

平成27年（2015年）1月22日に東京地検から出された再度の不起訴処分

(以下、「第二次不起訴処分」ということがある)に、私たち原発事故の被害者は本当にかかりし、憤りを感じています。なぜ、沢山の被害者が未だに苦しんでいるのに、加害者を罪に問うことができないのかが理解できないのです。

東京地検は東京と福島で2回に渡り、不起訴理由の説明会を開きました。説明の場を設けたことは評価しますが、内容は到底納得の行くものではありませんでした。2月9日に福島地方検察庁にて行われた説明会の様子をお伝えします。

1. 不起訴とした理由

検察によると、不起訴とした理由は、以下のようなものでした。

- ・最大15.7mの津波の試算があり、何らかの対策を講じることによって結果を回避できた可能性もあるが、対策をしても回避できなかった可能性もあり、刑法上の罪は問えない。

- ・10m盤を超える津波が来る可能性を予見する知見が、当時の社会通念上の一般的な理解であったとは、認められなかった。

2 捜査の内容について

さらに、捜査内容については以下のとおり、内容は一切知らされず、十分に捜査を尽くしたと言うばかりでした。

- ・個別の証人、捜査の内容についてはお答えできない。検察審査会の『起訴すべき』という決議を受けて、十分に捜査を尽くした。

3 告訴人たちの主張

告訴人らから、検察の説明に対して、以下のような疑問が寄せられました。

- ・女川原発と東海第二原発では、推本の長期評価(2002年に発表された、政府の地震調査研究推進本部の福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生するとの予測)を突き付けられて対策を講じたことで事故を回避している。福島で対策を講じなかった過失があるのではないのか。

- ・原発という危険な構造物を動かすには、社会通念を上回る高い知見が求められる

ではないのか。

・原子力安全・保安院（以下、「保安院」という 平成24年（2012年）9月19日に廃止され、環境省の外局である原子力規制委員会へ移行）は、スマトラ沖地震、中越沖地震を踏まえて、想定の数倍の対策をしなければならないと話し合っていたはずだ。

そのことは東電も知っていた。事実認定が間違っているのではないのか。

・以前「原子力モニター」¹となった時に、非常用自家発電を高台に置いてほしいと津波対策の件を勝俣さんに直接お話しした。「コストがかかるから」とはねのけられた。このことは何度も申し上げているが、私のところには事情聴取もなかった。待っているのに、どうして証言させてくれないのか。

・東電で働いている人たちも、津波の危険性や双葉活断層の話をしていた。非常用電源が2つとも地下に置いてあることに不安を訴えていた。平成16年（2004年）の段階で、非常用ディーゼル発電を高台に移すことはすぐにもできた対策なのに、コストを惜しんでやらなかった。このことはなぜ罪に問われないのか。

・結論（不起訴処分）ありきの捜査をしたのではないのか。捜査を打ち切れと圧力があつたのではないのか。

・識者からは大津波の可能性も指摘されていた。非常用の電源があれば、全電源喪失は防げた。津波に全部おっかぶせて、防げなかったはずだというのは、事実認識に誤りがある。東電の代弁者、東電の弁護士と話しているように感じる。

・JR西日本は経営陣が起訴された。対策が必要なことがわかっていたのに対策を取らず事故を起こした、その同じ構図なのに、東電だけ優遇されているように思える。

・13万人が未だに避難していて、細胞が放射線によって傷つけられるという意味の傷害事件の被害者は数百万人だ。これほど大きな事件だから立証できないのか。

¹原子力モニター制度：科学技術庁は、昭和52年度以来、国民の率直な意見を原子力行政に反映するため、都道府県から毎年約600人の推薦を得て、原子力モニターを委嘱してきた。平成8年度からは、従来の都道府県からの推薦に加え、一般公募で500人の原子力モニターを募ることとし、また、原子力について十分考えてもらえるよう、任期を従来の1年から2年間に延長した。本制度では、モニターからの原子力に関する意見などの報告を受けるとともに、モニターの懇談会や原子力施設の見学会などを行っている。

- ・このままでは「予見していませんでした」といえば、どんな大事故も罪に問えない社会になってしまうのではないか。
- ・被害者側の話は聞かず、東電の言い分だけ鵜呑みにして結論を出したように見える。
- ・検察が判断できないことは、裁判で決めたらいいのではないか。
- ・あなたがたが決めた不起訴で、東電は大喜び。電力会社はどんどん再稼働。何が起きても罪は問わないと決めた判断は、今後にとって大変な過ちだ。
- ・危険であるという証明ができなくても、安全であるという証明ができなければ、予防していこうというのが予防原則。「安全よりもコストを優先させる」と、明らかに東電はそういつている。その中で、結局は罪に問えない、嫌疑不十分になるということが、私たちには到底理解できない。

4 検事らの答え

上記の告訴人らの疑問について、検察の回答は十分なものとは言えませんでした。

- ・捜査の内容はいえないが、必要な捜査を遂げたと思う。今回の地震、津波というものが、量、大きさ、長さにおいて、当時の予測を超えたものであったと認定せざるを得ないと考えている。
- ・結論ありきということは絶対はない。起訴するために捜査をした。
- ・みなさんにご理解いただけるとは思えないが、検察の立場からいうと、法律上の犯罪だという結論には至らなかったということだ。我々としても頑張ったが、そういう結論に至った。
- ・行政上、民事上の責任については、いろいろな考え方がある。

5 告訴団から最後に

刑法上の過失責任が問えないという結論に対しては、今後、検審で問うことになる。捜査した証拠を提出していただいて、わかりやすく検審の11人が審査できるようにしてほしい。説明していただいたことには感謝するが、検審の決議を受けて厳正な捜査を遂げ、予見可能性や結果回避可能性も、裁判上で判明すれば事件の理解も深まったと思う。検察の職責は、社会が安定していくように糺すことではない

のか。そうした意味では、職責は未完であると思う。みなさんの結論は、社会が安定して運営できることではなく、混乱と不安を増長する結果になっているといたい。

被害者である私たちなりに、政府事故調の調書を読み、参考になる書籍の著者に話を聞き、証拠を拾い出して来ました。説明会の席で私たち告訴人たちは、心から悔しがり、怒り、悲しみ、声をふり絞って訴えましたが、声は届いていかないことを実感しました。

法治国家としてやはり裁判を開き公開の場で、この多くの人の人生を根こそぎ変えてしまった原発事故の真実と責任を明らかにしてほしいと切に切に願います。

第1 福島原発事故による深刻な被害

1 福島原発事故の被害の広がり

東京電力福島第一原発事故（以下、「本件事故」ということがある）は、一度に4機の原発を危機に陥れ、3機の原発の炉心溶融を引きおこし、1機の原発の使用済燃料プールの崩壊寸前の危機を引きおこしました。そして、大量の放射性物質を大気中と海中に放出し、国土と海洋の広域の環境汚染を引きおこしました。この環境汚染が今後どのような深刻な被害をもたらすかは誰も予見することができません。

本件事故の被害については、提出するブックレット『これでも罪を問えないのですか！福島原発告訴団50人の陳述書』及び『福島原発事故から3年 被害者証言集』に目を通していただき、被害者の声の一部でも耳を傾けてほしいと思います。

原発の近隣地域では多くの住民は避難を強制されました。広域の住民は、自主的に避難した者と被曝をしながら留まる者に分られました。

この強制避難の過程で、生存者がいたと想定される浪江町請戸地区などでは、警察・消防団や自衛隊などによる津波地域の救助活動ができなかったことにより、助けられた可能性のある生命が奪われた蓋然性があることは、2で述べるとおりです。

原発事故収束作業の中で労災によって死亡した労働者がいます。

避難過程で健康を害した病人、高齢者などに多くの災害関連死者を出しており、福島県の災害関連死1793人²の多くが原発事故関連と考えられています。このような事件の代表として3で双葉病院事件を取り上げました。

また、本件事故によって生業を絶たれたことなどを原因として農業や酪農を生業としていた複数の者が自殺しており、中には因果関係を認められて損害賠償が支払われた事件や新たに訴訟が提起されている事件もあります。4で、山木屋事件と呼ばれる渡辺はま子さんの焼身自殺の事件を取り上げました。

さらに、子どもたちの被曝を原因とする甲状腺疾患の現状も深刻な状況にあります。

本件事故の健康影響を調べている福島県の「県民健康調査」³の検討会が平成27年(2015年)2月12日、福島市内で開かれ、甲状腺がん(悪性)と診断された子どもは、悪性疑いも含め117人になりました。そのうち甲状腺がんと確定した子どもは86人に達しました。1巡目の検査で「異常なし」(A1判定, A2判定)とされた子どものうちの8人が、今年4月から始まった2巡目の検査⁴で甲状腺がんの疑いと診断されました⁵。

これらのデータは、従来想定されていた小児甲状腺ガンの一般的な発生率⁶をはるかに超過しています。専門家の中からも津田氏のように、疫学的に有意な甲状腺がんの発生増加が認められるとする見解も示されています。

² 復興庁HP震災関連死の死者数等について

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20140526131634.html>

³ 平成23年(2011年)秋から開始され平成25年(2013年)度までに福島県内のすべての地域で1回目の検査を終了し、事故当時18歳以下37万人のうち約8割にあたる29万6000人が受診。

⁴ 事故後1年間に生まれた子どもも含む約38万人が対象となっており、昨年末までに約10万人が受診。

⁵ 先行検査と本格検査の合計・対象人数：約38万人・悪性ないし悪性疑い：118人(平成27年(2015年)2月12日時点)

・手術実施済み：88人・手術後の病理診断結果：良性結節1人、乳頭癌84人、低分化癌3人
先行検査資料：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/101599.pdf>

本格検査資料：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/101600.pdf>

⁶ 小児甲状腺がんは100万分の1の発生率。

昨年12月24日の前回の検討会で2巡目で初めて4人が悪性・悪性疑いとされたと、森永ヒ素ミルク事件や水俣病事件に関わった環境疫学を専門とする岡山大学の津田敏秀教授は、「まだ4例だから」として疫学分析をしない検討委員会の責任は重大だ」と話します。津田教授によると、1巡目の検診で「異常なし」とされ2巡目で新たに甲状腺がん悪性と診断された4人を、先行検査からの期間を3年間、1次検査確定数60,505人を分母として外部比較すると、7.35倍（95%信頼区間：2.00倍－16.10倍）と有意に多発しているといえます⁷。

相当程度の被曝をした労働者や住民の中から、今後甲状腺がんだけでなく、白血病やその他の疾患が発生する可能性は否定することができないのです。

このように、原発事故はすでに、多くの人命を奪っています。このような死の事実を直視し、今も苦しみ続ける被災者の心を理解していただきたいのです。

申立人らは、検察審査会における審理に当たっては、このような原発事故の深刻な被害の事実を認識し、そこからすべての審理を始めるという当たり前の姿勢を持っていただきたいと、心から願っています。

2 請戸の浜の悲劇

(1) 2011年3月12日早朝で時間が止まっている町 浪江

平成25年（2013年）4月5日、申立人ら代理人を含む日本弁護士連合会調査団は、同年4月1日の区域再編で立ち入りが可能となった直後に福島県双葉郡浪江町中心部を調査しました。本件事故から2年が経過した時点で既に、日本人の震災・原発事故の記憶の風化が進んでいました。しかし、私たちが絶対に忘れてはならない風景があります。事故以来2年間、浪江町では時間が全く止まってしまっていました。

帰宅が可能になったと言っても、自宅に帰っても、お茶も飲めないし、電気も水道も通っていません。トイレもありません。放射能に囲まれているので、何も飲食する気持ちにはなれません。帰るたびに、家が朽ちていきます。思い出の品

⁷ 2014年12月24日 Our Planet TV 白石草報告より

が目の前にたくさんあるのに、持って帰ることもできません。被災者の皆さんは、ずっと気を張っているのです。立ち入りが終わると、どっと疲れます。何度も入っ
ていても疲れるといわれています。

浪江町請戸地区は、国道6号線から海側に進むと、はじめ住宅・建物など、次
いで田んぼ、その後、港とその周りの加工場等となります。しかし、津波が全て
をさらい、田んぼと港等の区別は付かなくなっています。4月時点では、多くの
瓦礫、漁船、自動車、トラクターなどがはじに寄せられているだけで、山となっ
ています。未だに海水も引いていません。港は崩壊し、地盤沈下を起こし、砂が
大量にでています。まさに、災害後のまま手つかずなのです。



浪江駅前の新聞販売店に積み上げられた、配達されなかった3月12日の新聞

ここで、福島県浪江町副町長渡邊文星氏が平成24年（2012年）8月に日

弁論シンポジウム⁸でされた報告の一部を紹介します。

報告をさせていただきます前に、皆様、ほんの少しの時間でも結構です。想像していただけないでしょうか。なんの前ぶれもなく、帰る家を失う。働く場所を失う。友を失う。先祖代々受け継がれ、守りぬいてきた土地を失う。永代供養がなされていた墓を失う。生まれ育ったふるさとを失う等、生活のすべてを失い、以前の平穏な日常生活をいつ取り戻せるか分からない状況が延々と続くとしたら、どう思われますか。

もし突然に、意に反した無用な被ばくにより、放射線に起因する発がん等の身体への悪影響に恐怖し、常に健康不安を抱え怯えながら一生を送ることになったとしたら、どう感じられますか。

これから話します浪江町現地のからの報告を聞いていただき、これまでに、日本社会が経験したことのない、過酷な原発事故災害によって甚大な損害を被った町民の苦悩、苦痛を想像していただき、現状を知って頂きたいと思います。

(2) 津波被害から救えた命を救えなかった全員避難命令

渡辺副町長は請戸の浜の悲劇について次のように語りました。

「3月12日早朝からの捜索予定でした。沿岸地域には15時30分過ぎに、いままで経験したことのない巨大な津波が押し寄せました。沿岸地域は壊滅的被害を受け、死亡者151名、行方不明者33名、流失家屋等600棟以上の被害を受け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の風景が一変し、ほとんど何もない、がれきが散乱する風景と変わってしまいました。

⁸ http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/120802_report.pdf



マリンセンター屋上からみた請戸の浜

地震や津波による被害者の救助活動や避難所対応を優先し、翌朝には津波被害者の救助活動を決定していました。その矢先、3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の搜索活動が中止となりました。この時、搜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。本格的に行方不明者の搜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県警及び消防署は4月14日から、自衛隊が5月3日と一カ月以上経過してからのことでした。」

ここで、二階堂晃子さんの詩集『悲しみの向こうに一故郷・双葉町を奪われて』から「生きている声」という詩を紹介します。



請戸の浜で亡くなった人々のための慰霊碑、背景には福島第一原発の煙突が見える

生きている声

確かに聞こえた

瓦礫の下から

生きている声

うめく声

人と機械を持ってくる！

もうちょっとだ！

がんばれ！

救助員は叫んだ！

3・11

14:46 地震発生マグニチュード9.0

請戸地区一四メートル津波発生

15:00 原発全電源喪失

19 : 03 原子力緊急事態宣言発令
21 : 23 原発三キロ圏内に避難指示
翌5 : 44 避難指示区域一〇キロに拡大
救助隊は準備を整えた
さあ出発するぞ！
そのとき出された
町民全員避難命令
うめき声を耳に残し
目に焼き付いた瓦礫から伸びた指先
そのまま逃げねばならぬ救助員の地獄
助けを待ち焦がれ絶望の果て
命のともしびを消していった人びとの地獄
請戸地区津波犠牲者一八〇人余の地獄
それにつながる人々の地獄
放射能噴出がもたらした搜索不可能の地獄
果てしなく祈り続けても届かぬ地獄
脳裏にこびりついた地獄絵
幾たび命芽生える春がめぐり来ようとも
末代まで消えぬ地獄

駅周辺の新聞販売店には、配達されなかった3月12日の朝刊が山となって積まれていました。駅舎には「大地震のため終日運転を見合わせます」（2011/3/11）の掲示板がそのままとなっていました。ここは、2年間全く時間が止まっているのです。



浪江駅の構内の運転見合わせを告知する白板

(3) 浪江の悲劇を繰り返さぬために

私たちは、これから日本の原子力政策を、原発の稼働の是非を議論する時、この請戸の浜の悲劇を繰り返してはならないということを基本に据えて考えていくことが必要だと考えます。

このような悲劇を二度と繰り返さないため、私たちは、まず事故の原因を徹底して明らかにし、事故を引き起こした組織と個人の法的な責任を明らかにしなければなりません。そのことがなければ、事故によって、命を奪われ、生活を奪われ、未来を奪われた被害者と遺族は一步も前には進むことができないのです。

3 双葉病院事件⁹

(1) はじめに

双葉病院は、福島第一原発から南西4.5キロの大熊町内に建っています。隣接する系列介護老人保健施設ドール双葉、クレール双葉と併せ、436人が避難対象でした。精神科を併設する同病院には、寝たきり高齢者だけではなく、重度統合失調症や認知症の患者も多数いました。救出完了は3月16日。それまでに、50人の犠牲者、1人の行方不明者を出しました。



双葉病院事件は、ともすれば防災オペレーションの問題として語られます。しかし、現場で起きた混乱を直視すれば、原発20キロ圏内の全病院入院患者を安全に避難させようなど、そもそも無理難題であったことが明らかになります。

(2) 震災発生当日

⁹ 本項において、出典の注釈がないものは、森功『なぜ院長は「逃亡犯」にされたのか 見捨てられた原発直下「双葉病院」恐怖の7日間』講談社2012年よりの引用である

3月11日午後2時46分、震災発生。双葉病院は全館停電となりましたが、夕刻までは非常用電源が稼働していました。午後5時半ころ、非常用電源が切れてからはロウソク頼りで看護をしました。午後9時23分、原発半径3キロ圏に避難指示が発令されました。この時、原発から3キロ圏内の他の介護施設で避難対象となった高齢者は79人でしたが、体の不自由な高齢者をすし詰めにはできないと、3台の大型バスが準備されました（1台あたり26.3人）。

（3） 避難指示発令

3月12日午前5時44分、半径10キロ圏内の避難指示が発令されました。しかし一体、重篤患者をどのように安全に避難させられるのでしょうか、現場は困惑しました。まず、午後2時ころ、歩行可能で意識清明な患者209人が第一陣として選別され、大型バス5台で病院を出発、寝たきりの患者、隔離室の精神病患者などが後に残されました。残り227人。

後続のバスがすぐ来るものとの予想のもと、院長は、病院スタッフの避難を個々の判断に委ねました。結果、64名の病院スタッフも同乗することになり（1台あたり54.6人）、残ったのは院長ら医師2名と事務員2名のみでした。その中の一人である佐藤事務課長は、その時すでに、人柱になる覚悟を決めていたそうです（98頁）。しかし、後続のバスは来ませんでした。

午後3時すぎには、大熊町役場が撤退、県に避難完了を報告しました。渡辺利綱町長は、「双葉病院も避難を終えたと思っていた。」と振り返ります。午後3時36分、福島第一原発1号機水素爆発。

午後8時過ぎ、警察と自衛隊が双葉病院にやって来て、翌日の救助を約束してくれました。

（4） 忘れられた双葉病院

3月13日、終日、救助は来ませんでした。食料も水も医療器具も十分ではなく、患者らが極限状態に陥る中、院長ら4名は必死の看病をしました。様子を見に来た

2名の看護師とその1名の夫が加わり、14日の夜まで手伝ってくれました。

(5) 最重篤患者を10時間搬送

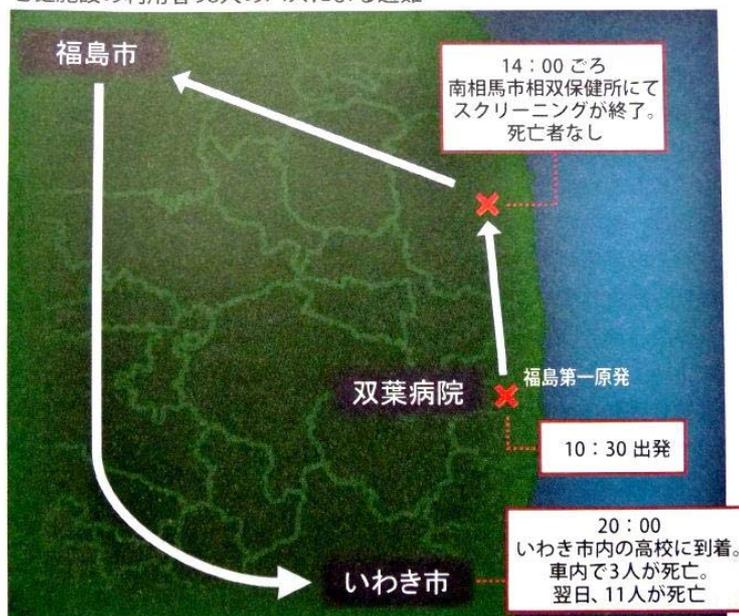
3月14日午前5時ころ、院長は患者4名の死亡を確認しました。やがて医師1名が加わります。

午前10時30分、自衛隊の救急車両が到着し、第2陣として老健施設の98人と双葉病院の最重篤患者34人が搬送されました。院長が乗車対象患者を運びだしているさ中、医師の確認も同乗もなしでの出発でした。自衛隊が「搬送後に戻る」と言って出発したという話もありましたが、結局バスは戻りませんでした。残り91人。

午前11時1分、福島第一原発3号機水素爆発。このとき、待機していた自衛隊輸送支援隊長が「二度目の水素爆発が起きたら、撤退するよう命じられている、オフサイトセンター（現地対策本部）に行って、次の命令を受けなければならない、しかし15分もあれば戻ってくる。」と言い残して病院の車を借りて去ってしまいました（154～157頁）。

午後8時ころ、第2陣がようやくいわき市到着。行先のないまま出発した避難車両は、一旦北に向かい、南相馬市、福島市を周って、双葉病院から直接向かえば30分程度のいわき市の高校体育館に実に10時間をかけて到着しました。高校体育館では寝たきり患者に対応すること不可能だと知りながら、他の病院に断られたはてのことでした。到着時、3名が死亡していました。さらに到着後、11名が死亡。脱水症状による心機能不全でした。8名が、次の搬送先で絶命しました（177頁）。

3月14日に行われた双葉病院の重篤患者34人と
老健施設の利用者98人のバスによる避難



国会事故調報告書 361頁

(6) 院長ら避難，第三陣と行き違い

3月14日午後10時過ぎ，仮眠中の院長らは双葉警察副所長にたたき起こされ，一旦川内村に避難することになりました。そこで自衛隊車両と落ち合っただけで残された患者たちの救出に向かう段取りでした。

3月15日午前6時12分，福島第一原発4号機水素爆発。午前9時40分，自衛隊が双葉病院到着。医師ら不在のため，どのような状況で搬送されたのか，今もって不明です。午後7時40分，55人救出。残り36人。

3月16日未明，最後の35人救出。なお，1人は現在でも行方不明であり，院長らが出発した後どこかに消えたものと推測されています。

この最後の90名は二次搬送，三次搬送とたらい回しされ，その途中で24人の死者が出て，最終的に双葉病院入院患者から50人の犠牲がでました。患者たちの搬送先は合計80か所近くに及びましたが，ほとんどが搬送過程で命を落としています(207頁～220頁)。

(7) 誤報

3月17日、県災害対策本部は、双葉病院での出来事をマスコミに発表しました。「自衛隊到着時、病院関係者は誰もいなかった」「第二陣の搬送には誰も付き添わなかった。」背景が分からないまま、断片情報が独り歩きした結果、院長ら病院スタッフが患者を見捨てて一目散に逃げたかのような誤報が拡散してしまいました。

(8) 全病院避難は、そもそも不可能である

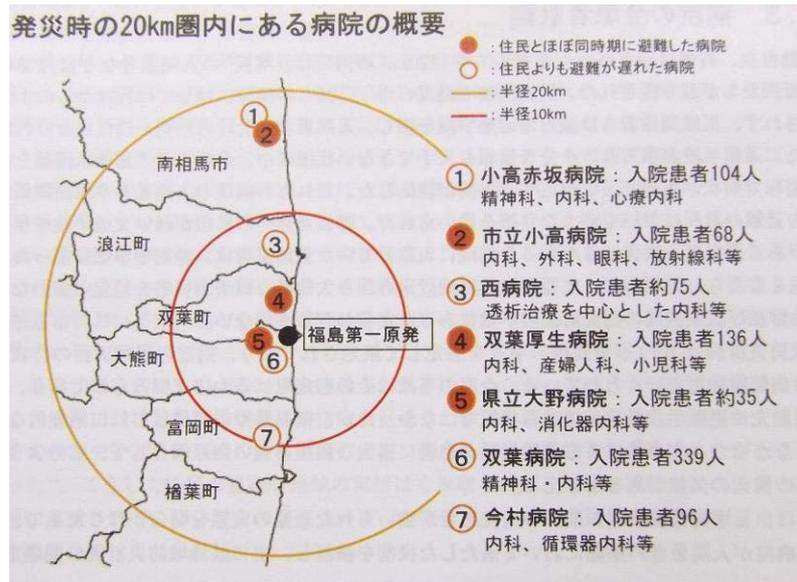
3月12日、双葉病院よりは福島第一原発から遠いにもかかわらず、県立大野病院と双葉厚生病院は、いずれも原発事故発生に際し被曝者を手当てする指定医療機関ですが、それぞれ重症患者を含む37人、136人を無事避難させています。うち重症患者たちは、自衛隊のヘリコプターで迅速に搬送されています(71頁, 109~111頁)。

さて、この双葉病院事件は、県災害対策本部・警察・自衛隊の救援オペレーションスキルの問題として語られることが多いのです。

しかし、寝たきりの高齢者や隔離室の精神疾患患者を迅速かつ安全に搬送するには、ヘリコプターで次の病院に直行させなければならず、それでは大量即時の要請とは両立しません。

すなわち、そもそも原発と大規模病院とは、原発事故時に避難指示区域となる範囲内に、接近して存在してはならないのです。

下の図は、福島第一原発から20キロ圏内の大規模病院とその入院患者数です。注意を要するのは、ここには老健施設の入居者数が含まれていないことです。



国会事故調報告書 358頁

(9) 原発と大病院とは併存しえない

双葉病院の重篤患者らは、大型バスの座席に無理やり座らされ、行くあてもないまま出発し、医療設備のない体育館の床で一夜、二夜を過ごし、体力を消耗していきました。

福島県地域防災計画では、病院の患者避難は基本的に病院独力で行うとしています。しかし、これは、20キロ圏という広域の避難区域が設定される規模の原発事故を想定して作られたものではありません(国会事故調報告書364, 365頁)。ライフラインも通信手段もない中で、病院独力で避難することなど、無理です。

この双葉病院事件から学ぶべき教訓は、原発は、20キロ圏内の全病院の避難先・避難手段を確保することを制度的に担保していなければならないということですが、それも、無理な話です。



2011年11月撮影 ベッドの散乱する病院周辺

4 山木屋事件

(1) はじめに

震災前福島県伊達郡川俣町山木屋に住んでいた渡辺はま子さん(以下「渡辺さん」という)は、福島第一原発の事故後約4カ月経った平成23年(2011年)7月1日の早朝、自らの命を絶ちました。享年58歳でした。

本件事故が、渡辺さんから多くのものを奪い、渡辺さんに自死を選択させました。



はま子さんの遺影に訴訟の経過を報告する幹夫さん

(2) 本件事故以前の渡辺さんの生活

渡辺さんは、農家の家に生まれ、生まれてからずっと山木屋で過ごしました。

山木屋は自然にあふれ、春の新緑、秋の紅葉が美しく、初夏にはホタルが飛び交う里山でした。

そして、渡辺さんは、夫と3人の子に恵まれ、平成10年（1998年）には孫にも恵まれました。PTAの役員をしたり、区長を務める夫を積極的に補佐したり、山木屋地区のママさんバレーに参加する等積極的に周囲に関わる性格の持ち主でした。平成12年（2000年）には、自宅も新築しました。

本件事故当時、渡辺さんは、夫とともに近くの養鶏場で働いて、夫と2人の子ら（合計4人）で生活していました。

（3） 本件事故以後の渡辺さんの生活

ア 平成23年（2011年）3月11日～16日

平成23年（2011年）3月11日の地震の際、渡辺さんは、夫とともに勤務地の養鶏場にいました。

渡辺さんは、停電の中、自宅に戻りました。それから2、3日経過後に停電が復旧し、渡辺さんは、テレビの報道で本件事故の深刻さを始めて認識することになりました。

そして、3月15日午後3時ころ、テレビで福島第一原発4号機の爆発が報じられました。

渡辺さんら家族4人は、ガソリンをかき集め、車で山木屋を脱出しました。隣の市町村である福島市蓬莱の親戚の家で食事をし、その日は車の中で一夜を過ごしました。

16日未明、渡辺さんらは、福島市の避難所が一杯であることを聞き、急遽会津地方の磐梯町にある体育館に向かうことになりました。渡辺さんらが食事を取れたのは、放射能検査などを終えた夕方の4時ころでした。

イ 3月17日～4月10日

報道により、次第に山木屋地区の空間線量が明らかになってきたものの、体育

館での避難生活は雑魚寝でプライバシーも一切なく、食事も冷たいおにぎりやカップラーメンであり、渡辺さんは耐えられなくなりました。渡辺さんは、3月末に、家族とともに山木屋の自宅に戻り、元の養鶏場で働き始めました。

もともと、多くの住民は戻らず、スーパーにはほとんど物が販売されない状況となっていました。

ウ 4月11日～6月12日

4月11日、山木屋地区が計画的避難区域に指定されるとの報道がなされ、16日に国から説明がなされ、22日に避難指示が出ました。

しかし、渡辺さん家族は皆働いていたため、引越先探しは難航しました。

22日以降、警察官が何度も避難指示に訪れ、渡辺さんは、自分が犯罪者であるかのように感じるようになり、食欲も低下し、体重は5,6kg減少しました。家族に対し、今後の不安を打ち明けるようになっていました。

そして、6月初めに、長男が郡山に、次男が二本松に引っ越し、渡辺さんと夫が福島市に引越できたのは、6月12日でした。

エ 6月12日～6月29日

渡辺さんは、アパート暮らしをするようになりました。山木屋の自宅と異なり、隣家は一枚の薄い壁を隔てているだけであり、周囲に気を使う毎日が始まりました。夜も眠れないようになり、食事も事故前の半分程度に減ってしまいました。

6月17日には、養鶏場が閉鎖し、渡辺さんは職を失いました。

渡辺さんは、アパートで一日中過ごすことになり、夫にローンなど今後の不安を訴えるようになり、笑顔はなくなり、涙を流すことが一層多くなりました。

「あなた(夫)は自分の気持ちをわかってくれない」

「周囲の人々が、自分を避難民だとじろじろ見る」

「山木屋に戻りたい」

等と言い、外出もせずふさぎこむようになりました。

(4) 自死の状況(6月30日～7月1日)

夫の理解を得て、渡辺さんは、6月30日から1泊の予定で、夫とともに山木屋に戻ることにになりました。

6月30日の夕方、山木屋の自宅で、渡辺さんは、「明日の午前中には帰る。」と言う夫に対し、「あんただけ帰ったら。私はアパートに戻りたくない。」と言いました。

30日の深夜、夫が気付くと、傍で渡辺さんが泣きじゃくっていました。7月1日午前4時に、夫が起きて草刈りに出た際、渡辺さんは眠っていました。

夫は、午前5時30分ころ、自宅から50メートルほどにあるゴミ焼き場付近で火柱を見ました。夫は、「妻が布団でも燃やしているのだろう」と思い、そのまま草刈りを続けました。

その後、朝食の時間になっても迎えに来ない渡辺さんが気になって、夫は自宅に戻ったが、渡辺さんの姿を発見することはできませんでした。そして、ゴミ焼き場の隣に倒れている渡辺さんを見ました。

渡辺さんの遺書は見つかりませんでした。

(5) 本件事故の被害内容

原発事故がなかったら、避難生活はなかった。

避難生活がなかったら、山木屋を失うことはなかった。

避難生活がなかったら、家族や近所の人バラバラにならずにすんだ。

避難生活がなかったら、自宅のローンの心配をする必要はなかった。

避難生活がなかったら、仕事を失うこともなかった。

避難生活がなかったら、不自由なアパート暮らしをする必要もなかった。

避難生活がなかったら、渡辺さんが思い煩い、自死することはなかった。

原発事故がなかったら、渡辺さんが自死することはなかった。

原発事故がなかったら、渡辺さんの家族が渡辺さんを失うことはなかった。

(6) 判決と謝罪

福島地裁いわき支部は平成26年(2014年)8月26日、本件事故と自殺と

の因果関係を認め、4900万円の支払いを東電に命じました。東電は判決に控訴せず、渡辺さんに謝罪しました。

第2 検察審査会起訴相当議決の核心は何だったのか

1 検察審査会の起訴相当の議決の持つ重み

そもそも、検察審査会は、何を根拠に被疑者ら東電会長・副社長（当時）に起訴相当の議決をしたのでしょうか。平成26年（2014年）7月23日付で東京第五検察審査会は、平成25年（2013年）9月9日に東京地検が不起訴処分とした東電元幹部のうち、勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、業務上過失致死傷罪で「起訴相当」、小森明生元常務を「不起訴不当」とする議決を公表しました。

起訴相当の議決は11人中8人以上の賛同がなければ出せません。勝俣、武黒、武藤の3名の被疑者については、起訴することに、11人中8人以上の賛同が得られたということです。検察審査会と同様に市民参加の裁判員裁判制度のもとでは、死刑判決ですら裁判員と裁判官の単純多数決で決することとなっています。そのことを考えると、この起訴相当の議決の持つ意味は極めて重いものでした。

この議決は福島の人々の被害の重みを理解して出された画期的なものです。事故は現時点でも未だ収束していません。審査会は、議決の理由において、「事故に遭われた方々の思いを感じるとともに、様々な要素が複雑に絡み合っ発生した大事故について、個人に対して刑法上の責任を問うことができるのかという観点も踏まえつつ、検討を行った」としています。申立人らが提出していた事故被害者の事故後の生活の報告などを読む中で、福島原発事故の被害者の無念の気持ちは伝わっていたことを知ることができました。

この議決は、まず原子力発電所を運転する電力会社の高い注意義務を認めています。すなわち、

原子力発電は一度事故が起きると被害は甚大で、その影響は極めて長期に及ぶため、原子力発電を事業とする会社の取締役らは、安全性の確保のために極めて高度

な注意義務を負っている。／最高裁判所における伊方原発訴訟に対する判決は、原子力発電の安全審査について「災害が万が一にも起こらないようにするため」に行われるものとしている。／今回の福島第一原発の事故は、巨大な津波の発生が契機となったことは確かであるが、そもそも自然災害はいつ、どこで、どのような規模で発生するかを確実に予測できるものではない。／今までの原子力発電所を襲った地震をみても、平成17年8月の宮城県沖地震では、東北電力女川原子力発電所で基準地震動を超える地震動が観測され、平成19年7月の新潟県中越沖地震では、東京電力柏崎刈羽原子力発電所で基準地震動を超える地震動が観測されている。根拠のある予測結果に対しては常に謙虚に対応すべきであるし、想定外の事態も起こりうることを前提とした対策を検討しておくべきものである。（議決の要旨 3頁）

としたのです。

申立人らは、検察審査会に提出した上申書の中で、二つの論拠をもって、電力事業者に課される注意義務が高度のものであることを主張しました。一つ目が元検察と法務省幹部である古川元晴氏による「なぜ日本では大事故が裁かれないのか」の公表です（岩波書店『世界』2014年6月号）。この論文が、検察審査会の決定の理論的根拠を与えたのです。

もう一つの論拠が、平成26年（2014年）5月21日の福井地裁の大飯原発差し止め判決です。原発の運転差し止めをめぐる訴訟です。判決は、原発に求められる安全性について、福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差し止めが認められるのは当然だと述べています。これは、将来の原発運転を認めるかどうかについての判断ですが、申立人らは、現実に発生した事故の刑事責任を考えると、ほとんどそのまま適用できると主張しました。

これらの論拠により起訴相当が認められたと考えます。

さらに、平成26年（2014年）7月23日付の起訴相当の判断以降明らかになった多くの新事実からは、緊急の津波対策が必須であることをはっきりと認識しながら、会社の経営上の観点を優先させて対策を先延ばしにしていた被疑者東電取締

役たちの姿がまざまざと浮かび上がってきています。被疑者らは、福島第一原発が津波により過酷事故を起こすことを確実に予見し、これを未然に防ぐための措置を知らながら、あえてこれを先延ばしにしました。検察の拠って立つ具体的予見可能性説によったとしても、確信犯とも言える被疑者らの刑事責任を問うことに全く支障はありません。

第二次不起訴処分重点是予見可能性よりも結果回避可能性に移っています。これも、被疑者らの予見可能性を否定することがあまりにも常識に反していることを東京地検も認めざるを得なくなったためです。

2 審査会が重視した津波想定に関する核心的事実

平成14年(2002年)7月、政府の地震調査研究推進本部(以下、「推本」という)は、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生すると予測しました(「地震発生可能性の長期評価」、以下「長期評価」という)。



朝日新聞 平成14年(2002年)8月1日

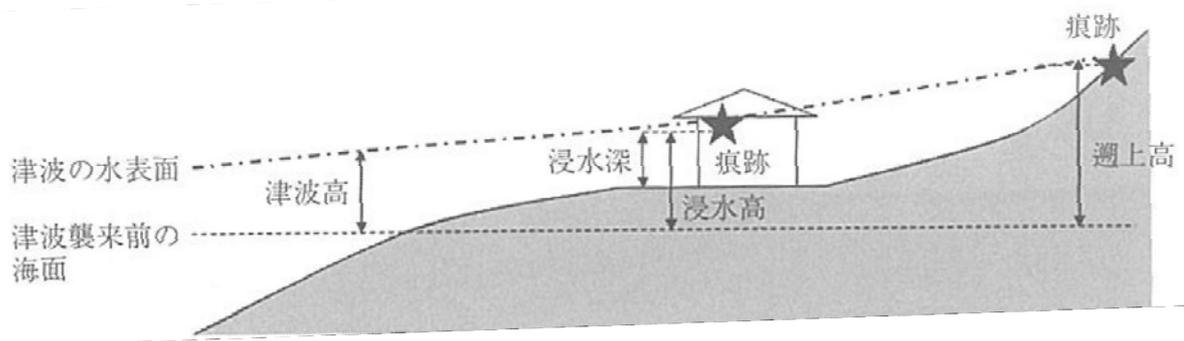
平成18年(2006年)9月、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改訂し、津波については極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められました。

平成19年(2007年)11月ころ、東京電力の土木調査グループにおいて、耐震バックチェック(耐震安全評価。新たな安全基準が作成された際に、それ以前に作られた原子炉について、新基準と照らし合わせて調査しなおすこと)の最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討を開始し、推本の長期評価を踏まえ、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定するなどして津波水位を試算したところ、平成20年(2008年)3月、福島第一原発の敷地南側においてO.P.(onahama peil 小名浜港公示基準面)+15.7mとなる旨の結果を得ました。

被疑者武黒は、平成20年(2008)年2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高(海岸に達した津波の平常海面からの高さ、下記図参照)が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「14m程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしています。

平成20年(2008年)6月、土木調査グループから被疑者武藤栄らに対してO.P.+15.7mの試算結果が報告されました。被疑者武藤栄は、非常用海水ポンプが設置されている4m盤への津波の遡上高(津波が斜面などを駆け上がった場合の先端部の平常海面からの高さ、下記図参照)を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可について、機器の対策の検討を指示しました。

平成20年(2008年)7月、被疑者武藤栄から土木調査グループに対し、耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、これらの方針について、土木学会の津波評価部会の委員や保安院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示しました。



石橋克彦『南海トラフ巨大地震』124頁

3 議決は武藤・武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定

このような経過について、議決は次のように判断しました。

「④ 東京電力は、推本の長期評価等について土木学会での検討を依頼しているが、最終的には、想定津波水位が上昇し、対応を取らざるを得なくなることを認識してワーキンググループを開催していることから、土木学会への依頼は時間稼ぎであったといわざるを得ない。／⑤（中略）東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。／⑥ 地震・津波の予測は、不確実性を伴う自然現象に対するものであり、そもそも、いつどこで起きるかまで具体的に言い当てることは不可能である。推本の長期予測に基づく津波高の試算を確認している以上、原発事業者としては、これが襲来することを想定し、対応をとることが必要であったと考えられる。」（議決の要旨 8－9頁）

東京電力及び被疑者らは、以上の事実を認めつつ、推本の予測に基づいて行った数々の津波の試算についても、試算が現実に起きるとは思わなかった、念のために土木学会に検討を依頼しただけであるなどと言い訳していました。検察庁はこのような不合理きわまりない言い訳をそのまま認めてしまいました。

これに対して、検察審査会は、市民的良識を発揮し、東電取締役たちは、対策が必要であることはわかっている、途中まではその検討や準備もしたのに、改良工事のために原発が長期停止になることをおそれ、時間稼ぎのために土木学会に検討を依頼して、問題の先送りをしたと認定しています。事態を正確に理解した、極めて

正しい認識であったといえます。

第3 東京地検の再捜査の概要とその焦点

1 検察は再捜査で何をしたのか

平成27年（2015年）1月22日、東京地検は、福島原発事故に関する刑事責任に関して、東京電力の勝俣元会長、武藤・武黒元副社長、小森元常務の4名について、平成26年（2014年）7月23日付検察審査会の議決にもとづいて実施されていた再捜査に関し、嫌疑不十分として再度不起訴処分としました。

本上申書の冒頭で述べたように、再捜査でどのような捜査がなされたのかは、申立人らには「捜査の秘密」であるとして、説明らしい説明を受けることができませんでした。

検察の再捜査では何が行なわれるべきだったのでしょうか。まず、東電や電事連内部に保管されている津波対策に関連する膨大な資料を強制捜査によって押収すべきでした。また、東京電力と保安院の津波対策に関与した者らを再聴取し、政府事故調の調書との不整合部分を付き合わせる形で再捜査が必要でした。

しかし、公表された「平成27年1月22日付 東京電力福島第一原子力発電所における事故に係る業務上過失致死傷事件の処理について 事件および処分の概要」（以下、「第二次不起訴理由書」という）による再捜査の説明では、このような捜査は全くなされていません。

東京地検は、まず、

本件事故前の当時における原子力発電所の安全対策の考え方、内容等について、原子力工学の専門家、規制当局関係者等からの聴取を含め、改めて捜査を行った。（第二次不起訴理由書 2頁）

とし、予見可能性の有無については、

本件においては、10メートル盤を大きく超えて建屋内が浸水し、非常用電源設備等が被水して機能を喪失するに至る程度の津波（以下「10メートル盤を大きく超え

る津波」という。)が襲来することについての具体的な予見可能性が認められれば、本件事故による結果の発生に対する具体的な予見可能性も認められるものと考えられるところ、議決を踏まえ、推本の長期評価及びこれに基づく試算結果の位置付けを明らかにし、これらが10メートル盤を大きく超える津波の予見可能性の根拠たり得るかどうかが、貞観地震に関する知見を含めて推本の長期評価以外に予見可能性の根拠たり得る知見等がないかという観点から、震災前の地震や津波に関する知見全般について、地震津波に関する専門家、規制当局関係者等からの聴取を含め、改めて捜査を行った。(第二次不起訴理由書 2頁)

としています。そして、結果回避の可能性に関しては、

議決が、本件事故を回避するための措置として採り得たのではないかと指摘する措置によって、本件事故を回避することができたと認められるかどうか、当時の知見から本件事故を回避する措置を講じることが可能かどうか、また、当該措置を義務付けることができるかどうかについて、津波や安全対策の専門家等からの聴取を含め、改めて捜査を行った。(第二次不起訴理由書 3頁)

とされています。

結局のところ、検察は、不起訴を正当化するための理屈を考えるために、東電寄りの専門家の話を聞いて、不起訴理由の説明の書き方を考えていただけのようにみえます。起訴を前向きに検討するために新たな証拠を収集するような再捜査が行われた形跡は残念ながら全く認められません。

2 検察官の職務放棄を正すことができるのは検察審査会の市民の良識だけである

武藤、武黒、勝俣の3人の被疑者に関しては、検察官自らの手による起訴という途は、閉ざされました。しかし、私たちは、本書面において明らかにする新たな事実関係に基づいて、東電の津波対策責任者と保安院における津波対策を担当していた幹部職員に関して、平成27年(2015年)1月13日東電や経済産業省旧原子力安全・保安院の当時の幹部ら計9人を別途告訴・告発しました。

被疑者勝俣，武黒，武藤の3人については，現在の証拠だけで，十分起訴し，有罪判決を得ることができる証拠が揃っています。

また，公開の法廷において，津波対策の適否について議論を重ねることは，福島原発事故のような深刻な災害を繰り返さないために国民的な教訓を得る場として，極めて重要な機会となるでしょう。

あらたに，この事件の審理を担当していただく検察審査会の審査委員の市民の皆さまには，検察官の議決に根拠がないことを見抜き，強制起訴を導くという市民の良識を示されるよう，切に切にお願いします。

また，東電は，推本の予測に基づいて行った数々の津波の試算についても，現実には起きるとは思わなかった，念のために土木学会津波評価部会に検討を依頼しただけであるなどと言いつけていました。しかし，土木学会は公正な専門家の集まりなどではなく，電力関係者で固めた東電の言いなり組織にすぎませんでした。検察は東電の不合理的な言いわけをそのまま認めてしまったのです。

他方，検察審査会は，市民的良識を発揮し，東電の取締役たちは，対策が必要であることはわかっていた，平成20年（2008年）には，途中まではその検討や準備もしたのに，改良工事のために原発が長期停止になることをおそれ，時間稼ぎのために土木学会に検討を依頼して，問題の先送りをしたと認定しています。事態を正確に理解した，極めて正しい認識でした。

しかし，残念ながらこの問題提起を受け止めた再捜査はなされていません。

第4 津波対策を葬った人々を浮かび上がらせた一冊の本と大量の情報公開文書の公開

1 岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』の告発

東電及び被疑者らに津波の事前想定が可能であったかどうかを絞って，岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』（甲13）が，平成26年（2014年）11月20日に発行されました。

著者は添田孝史氏です。大阪大学大学院基礎工学研究科修士課程修了のサイエンスライターです。「1990年朝日新聞社入社。大津支局，学研都市支局を経て大阪本社科学部，東京本社科学部などで科学・医療分野を担当。97年から原発と震災についての取材を続ける。2011年に退社，以降フリーランス。東電福島原発事故の国会事故調査委員会で協力調査員として津波分野の調査を担当した。」という経歴の持ち主です。

この著書は，著者自らの取材と政府に対する情報公開請求にもとづいて，国会事故調の報告書を補充した内容であるといえます。そして，一人のジャーナリストが，情報公開とインタビューという古典的取材手段を駆使して，原子カムラが必死に隠してきた原発の津波対策に関する膨大な作業と，その中で電力と保安院，推本，中央防災会議，そして，地震や津波の専門家の行動とやりとりを浮かび上がらせています。まさに，本件事件において被疑者らの津波対策を先送りにして福島第一原発事故を招いた事件の筋書きとそれを裏付ける客観的な事実が明らかになったといえます。

2 検察不起訴処分の実誤認

同書は，検察の第一次不起訴処分の基礎となる事実認識に二点の重大な事実誤認があることを指摘し，検察による不起訴処分を強く批判し，検察審査会の議決は「明快」であると評価しています。

添田氏の地検の不起訴処分に対する批判の第一点は福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見として，長期評価以前にも「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」および「地域防災計画における津波防災対策の手引き」（以下，「7省庁手引き」という）（甲6）が存在していたということであり，第二点は後述する推本の見解を取り入れて対策工事をした原発はないという理解は事実と反し，日本原電東海第二原発や東北電力女川原発では対策工事がなされ事故を未然に防いだということです。なお，いずれの原発の事業者も，東電に比べると経営規模はずっと小さいのです。

3 1997年 7省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定していた

福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見が、推本の長期評価以前に存在していました。それも、専門家の見解というだけでなく、政府の7つの省庁が共同で作成した手引きという形で存在していたのです。

検察庁の判断の誤りの一つは、東京地検が「長期評価のほかには、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見は見当たらない」としている点です。平成9年（1997年）の7省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定しています。添田氏は「政府の公式報告書を見落とすような捜査では、告発した被災者の納得は得られないだろう。」と述べています（甲13 183頁）。この点は、第二次不起訴処分においても同様です。

7省庁手引きとは、平成9年（1997年）に建設省など7つの省庁がまとめた津波の想定方法や防災計画の方針とされます（甲6）。概要がプレスリリースされてはいますが、この資料の全体は平成26年7月に添田氏の情報公開によって明らかになりました。ここでは、日本海溝の津波地震を予測していたのです（甲13 18頁）。

この手引は、翌平成10年（1998年）3月に、各自治体に通知されています（甲13 23頁）。

平成9年（1997年）7月25日の電事連津波対応WG資料では、この手引きに基づいて試算すると、福島第一で8.6メートルの津波が想定されると報告されています（これは後の東電の計算では13.6メートルとされている）（『科学』2014年12月添田孝史報告「吉田調書をめぐるシンポジウムより」1280頁，甲7）。

この報告書について電事連は「プレート境界において地震地体構造上考えられる最大規模の地震津波も加えている。／この考えを原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所において、津波高さが敷地高さを超えることになる」と正確に分析しています（甲13 25頁）。

また、電事連は「この調査委員会（7省庁手引きをとりまとめた委員会）の委員には、

MITI顧問（通産省原子力発電技術顧問）でもある教授が参加されているが、これらの先生は、津波数値解析の精度は倍半分（二倍の誤差がありうる）と発言している。」

「この考えを原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所を除き、多くの原子力発電所において津波高さが敷地高さ更には屋外ポンプ高さを超えることとなる」と正確に分析していました（甲13 27頁）。

ここに記載されている顧問とは、首藤伸夫東北大教授と阿部勝征東大教授の二人です（甲13 29頁）。

首藤教授は雑誌『海洋』1998年号外No. 15に「津波総合防災対策の歴史と今後の課題」と題する論文を掲載しています（甲14）。対象津波について、「信頼できる資料の数多く得られる既往最大津波」のほかに、「地震地体構造論や既往最大地震断層モデルの相似則などの理論的考察が進歩し、対象沿岸地域で発生しうる最大規模の海底地震を想定することも行われるようになった。これに加え、地震観測技術の進歩に伴い、空白域の存在が明らかになるなど、将来起こりうる地震や津波を過去の例に縛られることなく想定することも可能となってきた」いるから、こうした「現在の知見に基づいて想定される最大地震により起こされる津波」をも取り上げ、両者を比べた上で常に安全側になるように、沿岸での水位が大きくなる方を対象津波として設定することを奨めている。」と述べています。

このように、7省庁手引きの存在は被疑者らの予見可能性を基礎づける重要な事実です。にもかかわらず、検察の再捜査における第二次不起訴理由書においても、この7省庁手引きには何の言及もありません。

4 2000年電事連報告では福島第一は日本一津波に脆弱であることが示されていた

さらに、同書において、衝撃的な報告書が公にされています。それは平成12年（2000年）に作成された電事連の「津波に関するプラント概略影響評価」です（甲8 国会事故調参考資料編 41頁）。国会事故調報告の参考資料にこのような重要な情報が掲載されていることは、添田氏の著書が公刊されるまで注目されてきません

でした。

この報告は、平成9年(1997年)6月の通産省の指示に対応して、平成14年(2002年)2月に電事連内の総合部会に提出されたものです。解析誤差を考慮して想定値の1.2倍, 1.5倍, 2倍の津波高さで原発がどう影響を受けるか調べています。同書の31頁に掲載された評価結果は衝撃的です。

全国の原発の中で、想定値の1.2倍で影響があるとされているのは福島第一と島根1, 2号の二原発だけなのです。想定値の1.5倍で影響があるとされているのは、この二原発に加えて女川, 浜岡, 伊方, 東海第二です。想定値の2倍で影響があるとされているのは、6原発に加えて、東通, 柏崎1-4, 美浜, 川内, となっています(甲8, 甲13 30-32頁)。

つまり、東電及び被疑者取締役らは、既に平成12年(2000年)の段階で、福島第一原発は全国の原発の中で、最も津波に脆弱な原発であることを知っていたこととなります。しかし、この報告書が通産省に提出されたかどうかは明らかになっていないといえます(甲13 32頁)。

5 土木学会は完全に電力によってコントロールされていた

この影響評価をなきものとするための工作の場が土木学会の津波評価部会における検討でした。

まず、この津波評価部会には、津波の専門家である首藤氏が参加していましたが、委員幹事合計31名のうち地震学者は1名しかおらず、13人が電力会社、5人は電力の関連団体に所属していました(甲13 98頁)。まさに、電力関係者に牛耳られている組織でした。平成13年の委員名簿を添付します(甲15)。東電社員である酒井俊朗, 高尾誠も含まれています。

また、その津波に関する土木学会手法の研究費の全額(1億8378万円)と手法の審議のための学会への委託費用(1350万円)の全額が電力から支出されていました(国会事故調報告書92頁 東電の書面回答による)。

平成12年(2000年)11月3日の第6回の土木学会の津波評価部会の会合

に評価部会幹事団（10人中2人が東電社員，1人は東電子会社員，3人は電力中央研究所員）は，数値誤差を見込まない安全率一倍とする基準を提案しました（甲13 35頁）。電力関係者が過半数を占める幹事会で，首藤，阿部両顧問の「倍半分」を否定した基準を否定したものです。この点に関して，平成26年（2014年）12月25日に公開された今村文彦東北大学教授の政府事故調に対する聴取結果書（甲12）には次の記載があります。

Q：第6回の部会で，補正係数を1.0としてよいか議論してくれとコメントしたのは誰か。

A：首藤先生。

安全率は危機管理上重要。1以上必要との意識はあったが，具体的に例えば1.5にするのか，従来の土木構造物並びで3まで上げるのかきめられなかった。本当は議論しないといけなかったのだが，最後の時点での課題だったので，それぞれ持ち帰ったということだと思う。（下線は代理人。以下同じ）

まさに，科学的には1以上必要であることは明らかであったにもかかわらず，委員の多数をしめる電力によって，科学者たちは黙り込まされてしまったのです。

この基準について首藤氏は，「補正係数の値としては議論もあるかと思うが，現段階では，とりあえず1.0としておき，将来的に見直す余地を残しておきたい」と述べたとされます（甲13 35頁）。同書の41頁以下には，このような基準を最終的に是認した首藤氏に対する，インタビューが掲載されています。まさに，首藤氏は電力の虜となり，自らの科学的良心をも裏切って自ら発した警告を葬ってしまったと言わなければなりません。そして，首藤氏が約束した，このような見直しがないこともないままに，私たちは3・11を迎えたのでした。

そして，この土木学会手法に従って，平成14年（2002年）3月には福島第一原発で想定される津波高さを5.7メートルに見直し，これに合わせて6号機の非常用海水ポンプ電動機をわずか20センチかさ上げする工事を行いました（甲13 40頁）。まさに，アリバイ的な対策が講じられたのです。この馬鹿げた対策工事の経過そのものが，東電の「長期評価」つぶしの一環であったことがわかります。

土木学会の津波評価部会が作成した津波評価技術が内容面，手続き面の両方において，およそ科学的なものとは言えないことを申立人らは，添田氏の指摘も踏まえ，論証しました。しかし，検察の再捜査における不起訴理由の概要においては，この津波評価技術の内容的，手続き的な検討は全くされていません。

6 中越沖地震の一年後であるにもかかわらず，東電は2008年の15.7メートルのシミュレーションに対応せず，これを保安院にも隠匿した

平成19年（2007年）7月16日には中越沖地震に見舞われた東京電力柏崎刈羽原発では基準地震動として想定された震動を大幅に上回る地震動により，変圧器で火災が発生し，3000カ所の故障が生じました。この中越沖地震は，想定を超える地震・津波が来る可能性もあることを認識し，これにも備えなければならぬと教訓にすべきでした。しかし，東電は，想定を超えても，大事にならずに，事故は収束できたとして慢心しました。

平成20年（2008年）には東京電力は，地震調査研究推進本部（推本）の想定したマグニチュード8クラスの地震が福島沖で発生した場合，15.7メートルの津波が襲うというシミュレーション結果を得ました。

この間のやり取りは，次項12「吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識」でも紹介する平成23年（2011年）11月6日聴取の吉田調書（348-9）の4頁に次のように詳細に書かれています（墨塗り処理は内閣府によるもの）。

それが中越沖地震があったがゆえに、大臣からすぐ出せという、加速させるような話もありましたけれども、そのバックチェックの作業をしていく中で、津波もどうしようかということで、土木のグループが土木学会の先生方とかにいろいろ話を聞く中で、今村先生から、これは20年の2月の末ですけれども、福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないから、波源として考慮すべきだろうということで、推本の長期評価について、無視、捨てるというのはいくらも考えたというふうな御示唆をいただいたということで、それを基に、土木学会の波源を基に計算してみたら、O.P.13だとか10とか、10mオーダーを超えるような結果が出た、これは上層部に話を上げなければということで、6月10日に頭出しがなされた。これは6と7と2つ〇をつけましたのは、6月に頭出しをしたところ、初めて話を聞くんで、武藤さんからもいろいろ宿題が出て、その宿題返しが翌月の7月31日にやられたようでして、このときに宿題返しを踏まえて、武藤さんから、所長もいらっしゃったということなんですけれども、こういった方針でいこうかと決まったということのようなんですけれども、ここまで聞かれました、ああ大体そんな感じだったかなとか、何か。

○吉田所長 そうだと思いますよ。

○質問者 大体、御記憶ございますか。

○吉田所長 日時とかは別ですけれども、内容的にはそのような話です。

○質問者 わかりました。それで、まず最初に、6月に、■■■■GMや■■■■さんからの話なんですけど、いきなり招集をかけて、皆さんにお話を上げる前に、まず、当時の吉田部長に話を持っていったら、これは結構話が大きいから、みんなに聞いてもらった方がいいよということで、この流れということのようなんですけど、何かそのころの御記憶ございますか。

○吉田所長 先ほど言いましたように、もともと私もこの辺は不案内なものですから、■■■■だとか、特に■■■■が真面目な男なので、彼らの話をよく聞いていました。さっきも言いましたように、19年7月6日以降、土木屋、建築屋とはかなり密接につき合っていますので、まずは柏崎の話はあったんですが、20年になってから、日付は覚えていませんけれども、今村先生からそんな話が出ているだとか、状況の報告は適宜あったと思います。

この結果は、東電の土木調査グループから、平成20年（2008年）6月、被疑者武藤副社長（当時）らに報告され、副社長は非常用海水ポンプが設置されている4メートル盤（O.P.+4メートルの地盤）への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可など、機器の対策の検討を指示しました。具体的な津波対策の立案が指示されたのです。

しかし、翌7月、武藤副社長は土木調査グループに対し、耐震バックチェックには推本の長期評価を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施す

ることとしました。この判断の誤りこそが、事故の直接原因であり、これに関わった東電の役員と幹部には刑事責任があることは明らかです。

この点については、吉田調書に次のような部分があります。

専門家の意見として、要するに貞観津波とおっしゃっている先生は、貞観のあそこで出た場所で起こり得る可能性があると言っているわけだから、この影響は福島にどれぐらいですかとちゃんと調査しているわけです。だけれども、そのほかの推本は波源を勝手に移動して、こんなところで起きたらどうだと言っているだけの話ですから、それを本当にいろいろな先生の指示（ママ）を得られるかというところ、いろいろ聞いても、荒唐無稽と言ったらおかしいんですけども、そうおっしゃる人もたくさんいて、そういう中でどう決めればいいのか。事業者としてわからないわけですから、専門家集団の中で決めてもらえば、そのルールに従ってやりますということになります。（甲11）

この吉田所長の発言は原子力発電所の安全性を確保することを職務とするものとして、到底容認できない誤りを含んでいます。推本は一科学者などではなく、政府機関であり、原発だけでなく一般防災のレベルでこのような想定が必要であると指摘していたのです。

吉田所長は、「勝手に波源を移動して」といいますが、ここはプレート境界であり、太平洋プレートに沿ってどこでも大きな地震が発生するということは、プレートテクトニクス理論からは当然の帰結です。福島沖のプレート境界地震の間隔が岩手宮城地域よりも長いとすれば、一回の地震でより大きな応力が解放され、巨大地震になる可能性が高まります。このようなことは、地震学上の常識に属します。推本の見解を否定した吉田所長の理屈は科学的に明らかに間違っています。

さらに、被疑者である東京電力の役員らはこのシミュレーション結果を政府に提出せず、隠しました。この措置は、悪質であり、自ら措置を講じなかったことを上回る重要な責任の根拠となります。当時の東電と保安院の間で、耐震バックチェックに関するやり取りが頻繁に行われていた状況については後述しますが、この緊迫した状況からすると、この決定的な情報の不提出＝隠匿はみずから緊急の津波対策

措置をとらないこととし、この点について保安院からの追加対策の指示を回避するという目的を持った極めて重大な責任原因となります。

7 武藤・武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定した検察審査会議決は正当である

以上の経過を見れば、平成20年（2008年）の段階で、この問題をもう一度土木学会に投げて検討を依頼するようなやり方が、原子力発電の事業者の取締役としてまともな態度であったはずがありません。土木学会とは、電力関係者の虜となり、その意見を第三者的な意匠のもとに行動するための操り人形に過ぎなかったことは、明らかです。

この経過について、検察審査会の議決は次のように断罪していました。

「④ 東京電力は、推本の長期評価等について土木学会での検討を依頼しているが、最終的には、想定津波水位が上昇し、対応を取らざるを得なくなることを認識してワーキンググループを開催していることから、土木学会への依頼は時間稼ぎであったといわざるを得ない。／⑤（中略）東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。／⑥ 地震・津波の予測は、不確実性を伴う自然現象に対するものであり、そもそも、いつどこで起きるかまで具体的に言い当てることは不可能である。推本の長期予測に基づく津波高の試算を確認している以上、原発事業者としては、これが襲来することを想定し、対応をとることが必要であったと考えられる。」（議決の要旨 8－9頁）

検察審査会は、東電の役員たちは、対策が必要であることはわかっている、途中まではその検討や準備もしたのに、改良工事のために原発が長期停止になることをおそれ、時間稼ぎのために土木学会に検討を依頼して、問題の先送りをしたと認定しています。

東京電力は、推本の予測に基づいて行った数々の津波の試算についても試算が現実には起きるとは思わなかった、念のために土木学会に検討を依頼しただけであるな

どと言いつけていました。検察庁はこのような不合理きわまりない言いつけをそのまま認めてしまいました。

土木学会手法の問題点は、そもそも電力関係者に支配された組織構成の下で、もとより公正な審査は望みようがないところでした。さらに、先に見たように、土木学会手法は福島沖のプレート境界地震を否定していること、安全率を全く考慮していないことなど、科学的にも著しく不合理なものでした。このような誤った手法が採用されたのは被疑者らをはじめとする東電関係者などの電力関係者の工作によるものです。この手法に科学的合理性がないことは、工作者である被疑者ら電力関係者自身が十分認識していたはずで

8 被疑者武藤らの過失は故意にも等しい重大なものである

まさに、被疑者武藤と武黒は明らかに本件のような津波による深刻な原発事故を予見し、その回避のために必要な対策とその予算についても具体的に検討しながら、その対策に要するコストと時間、そして一定期間の運転休止を見込まなければならないという事態のなかで、自社の利益のために問題を先送りするためにみずからの配下ともいうべき土木学会に検討を委ねたのです。

さらに、耐震バックチェックの完了時には追加津波対策を行うことは保安院との間で既定事項とされていたことから考えると、40年の耐用年数まで、福島第一原発1-3号機の老朽原発は、追加工事なしで使用したうえで廃炉とし、その後に4-6号機についてだけ、津波対策工事を実施して津波対策予算の節約を図った可能性が高いことが客観的な事実から容易に推測できます。この点は、被疑者らの自白は得られていませんが、強制起訴後の公判における証人尋問によって、真実を明らかにできる可能性があります。もし、この想定が正しいとすれば、被疑者らの行為は、原子力発電を事業とする会社の取締役としての本来の義務を怠ったものであり、故意にも近い極めて重大かつ明白な過失であると言わなければならない、厳罰をもって臨む必要があります。

9 他の電力会社は長期評価を踏まえて対策を講じていた

東京地検が「他の電力事業者においても、地震本部の長期評価の公表を踏まえた津波対策を講じたことはなかった」（第一次不起訴理由書 4頁）としている点も間違っています。

例えば茨城県は、独自の津波浸水予測を平成19年（2007年）10月に公表しました。もとになったのは、地震本部が津波地震の一つと判断した延宝房総沖地震（1677年）です。茨城県は、この津波地震が房総沖から茨城沖まで伸びる震源域で発生した場合（M8.3）を予測。その結果、東海第二原発（日本原電）の地点では、予想される津波高さが5.72メートルとなり、原電が土木学会手法で想定していた4.86メートルを上回りました。茨城県に自社より厳しい津波想定を公表されてしまい、原電は対策見直しを余儀なくされます。

そこで津波に備えて側壁をかさ上げする工事を平成21年（2009年）7月に開始し、工事が終了したのは東北地方太平洋沖地震のわずか二日前でした。長期評価にもとづく茨城県の予測に備えていたことによって、東海第二原発はメルトダウンを免れたのです。

このように、東北電力の女川原発も、推本が津波地震の一つとしてとりあげた三陸沖地震（1611年）がもっとも大きな津波をもたらすとして、以前から対策をとっていたのです。したがって長期評価の津波地震に備えていなかったのは東電だけだったのです（甲13 184頁）。

添田氏は「中央防災会議が津波地震を防災の対象にしていなかったから、福島第一原発も備える義務はないとする東京地検の考え方も不合理だ。中央防災会議は住宅など一般的な施設の防災を対象にし、災害を想定している。一方、原発はもっと発生頻度の低い、厳しい災害まで想定する必要がある。前述したように原電も東北電力も、中央防災会議が想定からはずしていた津波地震を想定していた。中部電力の浜岡原発も、中央防災会議の想定より厳しい揺れを想定していた。ほかの多くの原発は中央防災会議より厳しい災害を想定していたのに、東電だけが中央防災会議レベルで留まっていたにすぎない。」と断じています。（甲13 184頁）

このように、検察による第一次不起訴処分は誤った事実認識のもとになされたものでした。この点について第二次不起訴処分では言及がありません。申立人らの指摘に東京地検は反論できなかつたのです。

10 保安院は2006年には津波対策について「不作為を問われる可能性がある」としていた

(1) 土木学会による津波高さの1.5倍程度の想定を求めていた保安院

保安院はスマトラ島地震の直後である平成18年(2006年)には、津波対策を緊急に講じさせる方針を確立していました。例えば、平成18年(2006年)6月29日にまとめられたとみられる「内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針(案)」(甲9)には次のように記されています。

- 土木学会手法による津波高さ評価がどの程度の保守性を有しているか確認する。
- 土木学会による津波高さの1.5倍程度の(例えば、一律の設定ではなく、電力が地域特性を考慮して独自に設定する)を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする(AM対策との位置づけ)。
- 対策を講じる場合、耐震指針検討に伴う地盤調査を各社が開始し始めているが、その対応事項の中に潜り込ませれば、本件単独の対外的な説明が不要となるのではないか。そうであれば、二年以内の対応となるのではないか。(甲13 131頁)

この文書は極めて重要であるといえます。なぜなら、土木学会による津波高さの1.5倍程度を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくことが保安院の方針とされていたことが明確となったからです。

前記の平成12年(2000年)の電事連の試算から明らかなように、福島第一は1.2倍の想定でもアウトでした。1.5倍では確実にアウトであり、この対策が保安院によって確実に東電に命じられ、実施されていれば、福島第一原発事故は避けられた可能性が高いのです。

(2) 「必要ならば対策を立てるように指示する。」

平成18年(2006年)9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されています(甲13 131-132頁, 甲16 第54回安全情報検討会資料)。

平成18年(2006年)1月の勉強会立ち上げ時点の資料では、保安院は平成18年度に想定外津波による全プラントの影響調査結果をまとめ、それに対するAM対策を平成21年度から平成22年度に実施する予定としていました(甲13 132頁)。

この保安院の対策が徹底されていれば、事故は防ぐことができました。なぜ、この対策がなされなかったのかといえ、東電など電事連の圧力に保安院が屈したためです。

この詳細な経過も強制起訴後の刑事公判において、さらに明らかにする必要があります。

1.1 貞観地震の津波対策がバックチェックの最大の不確定要素だったことは保安院と東電との共通理解だったことを示す森山メール

添田氏の著書には、もっと驚くべき証拠も掲載されています。それは、平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメール(以下、「森山メール」ということがある)です(甲10)。以下、引用します。

1 F 3 《福島第一3号機》の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である旨、院長《寺坂信昭》、次長《平岡英治》、黒木《慎一》審議官に話しておきました。(中略)

・貞観の地震についての研究は、もっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。

・福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、

貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。(中略)

・津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。

・東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。

というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」(甲13 143-145頁)

このメールの内容から、福島第一のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかります。保安院は東電の虜となり、まさに共犯ともいうべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしをむしろ東電側に奨めていたのです。

「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと被疑者東電取締役らの間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのです。

申立人らは、この「東電役員」が誰なのかが重要であるところ、それは間違いなく被疑者武藤、被疑者武黒、吉田らであり、当時会長であった被疑者勝俣も報告を受けていたことは明らかであると考えられます。申立人らは、東京地検に対して、再捜査の中で森山を取調べてこの点を明らかにするよう強く求めました。しかし、東京地検の第二次不起訴理由書には、この点についての言及は全くありません。森山の再度の取調がなされたのかどうかについての質問にも、東京地検は答えませんでした。

検察審査会の委員の皆さまは、もし森山の新たな事情聴取が実施されていれば、この調書を小林勝調書と読み比べて検討していただきたいのです。そして、森山と東電幹部の間で、何が話し合われていたのかを明らかにしていただきたいのです。仮に、この点について再捜査がされていなければ、強制起訴後の公判において森山

を徹底的に追及するしかありません。

1 2 吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識

(1) はじめに

平成26年(2014年)9月11日に政府により福島第一原発所長(当時)吉田昌郎氏(以下「吉田所長」という)に係る聴取結果書(以下「吉田調書」という)が開示されました。この調書には事故対応について重要な情報が盛り込まれていただけでなく、事前の津波対策についても、吉田所長の認識が述べられています。

吉田所長が、福島第一原発事故発生後は身命を賭して闘ってくれたことは高く評価されるといってよいでしょう。しかし、残念ながら津波の情報隠しに中心的に関わっていたことが吉田調書によってわかってきています。

(2) 土木学会の中にも福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないという見解があった

この津波の検討は土木学会の今村氏から平成20年(2008年)2月末に福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないという話があったという質問者の指摘を「そうだと思います」と肯定しています(甲3 4頁)。この点は、土木学会内にもこのような慎重な意見があったことを示すもので、極めて重要な指摘です。

当時、「中越沖地震対策会議」が社長、会長、武藤、武黒、吉田らで話し合う会議が持たれていました。当時の会長は田村、社長は本件被疑者勝俣です。最初は毎日会議が持たれていました。平成20年頃には月1回の会議でした。この中で、津波対策の費用も議論されてきました(甲3 9~19頁)。

「太平洋側の場合は、いろんな学説が今、出ておって、大きい津波が来るとい
う学説もあります。それをベースに計算すると、(中略)今、想定している5m何
十cmという設計のベースよりも大きい津波が来る可能性が否定できない。そう
いう学説が出ている。(中略)その結論が出れば、場合によっては高い津波が来れ

ば、それなりの対策が必要です。(中略) かなり桁の大きいお金が来ますよということ
ことを説明した」(甲3 17頁)

(3) なぜ、東電は自前の計算にもとづいて対策できなかつたのか

この疑問についても吉田調書において以下のようなやり取りが認められます。

○質問者 その辺の実態があれなんですが、土木学会のそういうものなしに、東電の自前の試算に基づいて設計を変更して、例えばかさ上げをはかるということというのは、現実的ではないんですか。

○回答者 例えばバックチェックを出すときに、国に説明をするときに、何に基づいてやったのかということになるわけです。すべてのものがそうなんですけれども、国に書類を出すわけです。国というのは保安院ですけれども、そこに書類を出すときに、その決定根拠を示さないといけないんです。そのときに何もスタンダードがなくてこうしますという話は通らない。ほかの電力さんの評価とか、オールジャパンで共通な考え方をしているんです。地域別はあるんですけれども、地震だとか津波については、こういう考え方で、これに基づいてこういう地震動を考える、もしくは津波高さを考える。だから、設計や改造はこうしないといけないし、今のままでも恐らくもちますという議論をしないといけないわけです。スタンダードがないわけですから、そこをまずはっきりつくってもら。それが一番最初にあると思います。(甲11 18頁)

(4) 女川で対策して福島第一で対策しないことはあり得るのか

続いて、この疑問については以下のような質疑がなされています。

○質問者 例えば貞観津波の波源を考えたときに、女川とかだったらまた違うんですか。

○回答者 違います。

○質問者 それは位置があれなんですか。

○回答者 近いです。

○質問者 女川で考慮、して、1Fで考慮、しないということもあり得るんですか。

○回答者 あります。波源がそこだとすると、例えば女川には10mの津波が来たとしても、同じ波源で福島に来るには結局4mとか3mぐらいになっている。これは計算で出てきます。

○質問者 例えば女川では貞観津波を考慮に入れているから、それをぼんと福島の1Fの方にもってきて、それがきたとしてやったというのでは、ちょっとあれなんですか。

○回答者 福島県沖の波源というのは今までもなかったですから、そこをいきなり考慮、してやるということは、仮想的にはできますけれども、原子力ですから費用対効果もあります。お金を投資するときに、根拠となるものがないですね。それだったら、極端なことをいえば、福島沖にマグニチュード9の地震が来ますとなったら、20mぐらいの津波が来る。だから、起きようによっては、幾らでもあの計算からすれば来るわけです。何の根拠もないことで対策はできません。

○質問者 それを考えるときの根拠というか、1つは対保安院への説明ですか。

○回答者 それもあるし、専門家の意見です。専門家の意見として、要するに貞観津波とおっしゃっている先生は、貞観のあそこで出た場所で起こり得る可能性があると言っているわけだから、この影響は福島にどれぐらいですかとちゃんと調査しているわけです。だけれども、そのほかの推本は波源を勝手に移動して、こんなところで起きたらどうだと言っているだけの話ですから、それを本当にいろいろな先生の指示(ママ)を得られるかということ、いろいろ聞いても、荒唐無稽と言ったらおかしいんですけども、そうおっしゃる人もたくさんいて、そういう中でどう決めればいいのか。事業者としてわからないわけですから、専門家集団の中で決めてもらえば、そのルールに従ってやりますということになります。

それから、保安院どうのこうのよりも、そういうルールで決めたことについては保安院さんに報告しても、保安院は納得しますからということ先ほど言ったわけで、別に保安院を気にしているわけではなくて、専門家の意見です。(甲11 18-

この見解は一見もっともらしく聞こえます。しかし、太平洋プレートは一枚でつながっているのだから、このプレート境界地震において、女川沖で起きるような地震が福島沖では起きないとする科学的な根拠がありえないことは前述しました。むしろ福島沖では岩手や宮城沖に比べて頻繁に地震が起きていないとすれば、この部分により大きなひずみ応力が蓄積し、大規模な地震が発生する可能性があったのです。

しかし、吉田氏は、土木学会を使い、東電にとって都合の悪い推本の長期評価を潰してきた張本人なのです。すなわち、酒井俊朗を土木学会の津波評価部会の委員に、高尾誠を幹事に送り込んで、この部会の議論をコントロールしている張本人が、このように述べているのです。工作の裏表を知り抜いていながら、このような建前論を述べていることは、白々しいというほかありません。

(5) 津波を20メートル想定すれば、廃炉するしかない
続いて、20メートルの津波想定について述べています。

○質問者 極端な話、今、費用対効果の話が出ましたけれども、例えば原子力発電所で、今、何事につけてもすべて超保守的に考えて、ほとんど起こり得ないかもしれないけれども、万が一起きたときのことを考えて、防潮堤は基準にすると20mまでにしなければいけませんとか、すべてのものをかさ上げしなければいけません。海水のポンプなども高いところにして、そこからずっと下に下して、そこをポンプでやらなければなりませんとなると、設備投資がどんどんかさんできますね。

○回答者 20mの津波といったときには、基本的に廃炉にしないとだめです。あの立地だと、抜本的にだめです。

○質問者 1F自体が無理になりますか。

○回答者 はい。(甲11 19頁)

三陸海岸に高さ30メートルを超える津波が想定されていたのに、同じプレート境界の福島に、高い津波が来ないという想定の方が非常識です。このことに全く思

い至らず、30メートルの高台を20メートルも切り崩して10メートルの高さに原発を築いたこと自体が誤りだったのです。まさに、吉田所長が認めるように、福島第一は廃炉とすべきだったのです。

(6) 15メートルなら防潮堤で対応できたかもしれない

さらに、本件事故の津波について以下のように述べています。

○質問者 今回のようなもの、15mぐらいの津波に耐えられるようになるためにはどうですか。

○回答者 前に波源が福島県沖に来るとして考えたのが10mぐらいですね。

○質問者 はい。

○回答者 あれだったら、何とか防潮堤をつくって波を逃がすということはできると思うんですけども、今回のものは本当にできるのかどうかわかりません。(甲1

1 19-20頁)

15メートル程度の津波は、この地域のプレートの状態から判断すれば、むしろ控えめとも言える想定でした。これに対応する工事をしておけば、破局は避けられたのです。

(7) 原発の安全性と一般の建物を同列に論ずる過ち

○質問者 例えば今回1F自体がどうなるかというのは、そのまま運転できるかという、とてもではないけれどもという状況かもしれないですけども、女川とか全国にいろいろありますね。玄海の方とか、九電とかありますね。ああいうところで10mとかね。

○回答者 それはまた極端な意見で、要するに日本国どこでもマグニチュード9の地震が起こり得ると言っているのと同じことで、それだったら、その辺の建物は全部だめなわけです。原子力発電所だけではないです。直下に起こることも考えれば、何もできません。だから、各号機ごとに、各発電所ごとに立地条件に応じた津波規

模だとか地震規模、どんな断層があるかで変えてきているというのが今までの発想です。(甲11 20頁)

ここで、吉田氏は原発の安全性と一般の建物を同列に論ずる過ちに落ちいってしまいます。原発はいったん事故を引き起こせば取り返しがつかないので、万が一にも事故を起こしてはならないという基本がわかっていないし、原子力安全のイロハすら理解していません(あるいは理解していて、あえて尋問者を煙に巻こうとしているのかもしれない)、驚くべき低レベルの安全認識であるというほかありません。

(8) マグニチュード9の地震を想定した者はいないことが言い訳となるか

○質問者 今、この原発で貞観津波を考えているのに、1Fで考えていないのはおかしいとかね。

○回答者 それは全然論理がおかしくて、貞観津波を考えて調査をしたら、4mとかそれぐらいしか来ていないから、貞観津波があな場所波源となってくれば、それはそのレベルだから、我々としてはいいだろう。だけれども、貞観津波を起こした地震のマグニチュードよりももっと大きなものが来たわけですから、マグニチュード9が来た。日本の地震学者、津波学者のだれがあそこにマグニチュード9が来るということを事前に言っていたんですか。貞観津波を考えた先生たちもマグニチュード9は考えていないです。それを言い始めると、結局、結果論の話になりますと言いたいです。(甲11 20頁)

今回、貞観津波のお話をされる方には、特に言いたいですけれども、貞観津波の波源で考えたときにも、うちの敷地は3mか4mぐらいしか来ないから、これは今の基準で十分もつという判断を1回しているわけです。貞観津波の波源のところに、マグニチュード9が来ると言った人は、今回の地震が来るまではだれもいないわけですから、それを何で考慮しなかったんだというのは無礼千万だと思っています。そんなことを言うんだったら、日本全国の原子力発電所の地形などは関係なく、先ほどおっしゃったように、全部15mの津波が来るということで設計し直せということと同じことですね。」(甲11 21頁)

○回答者 もう一ついうと、貞観津波で想定していたマグニチュードよりもっと大きいものが来たというのが違うところがあるわけです。

2つあって、マグニチュード9が来たという大きさの部分は、今まで地震学者も津波学者もだれも想定していなかった。

それから、3つのプレートがほぼ同時に動く。これもだれも言っていなかったんです。1つ動けばあとは寝ている。連動しないというのが学会の常識だったのが、連動したわけです。」(甲11 22頁)

このような判断は、原子力の安全性評価のあり方として、完全に誤っています。しかし、このような誤った認識が記録され、公表されたことに大きな価値があります。

この点について、添田氏は次のように論評しています。

「確かにマグニチュード9を予想した人はいなかったのですが、2008年の論文ではマグニチュード8.4は考えていた。その予測でも津波は敷地高さを越えていたわけです。原発の被害を考える時、マグニチュード9まで予測する必要はまったくなかったのです。このあたりの吉田さんの話は支離滅裂なのですが、政府事故調で質問している人は、気づいていないのか、突っこんで聞いていません。」(『科学』2014年12月添田孝史報告「吉田調書をめぐるシンポジウムより」1281頁)

このとおりです。つまり、確かにマグニチュード9の地震が起きると予測した研究者はいませんでした。しかし、福島沖を含めて、マグニチュード8クラスの地震が起きることは地震調査研究推進本部(推本)も予測していましたし、さかのぼれば、7省庁手引きでも同じことが指摘されていました。吉田氏はこのことを知ってか知らずか、混同して話しているのです。そして、予測されていた福島沖のM8クラスの地震に対する対策がとられていれば、高さ15メートルという津波の高さが一致していたのであるから、原発は守られたのです。

検察審査会の委員の皆さまには、このような誤った論理を鋭く見抜いていただきたいです。

(9) 土木学会での検討はフォローせず

では、平成20年(2008年)6月、被疑者武藤栄による土木学会への検討依頼について、その後東電はその内容をフォローしていたのでしょうか。

○質問者 土木学会に東電が依頼されていますけれども、依頼後に土木学会がどの程度議論していたのかという話です。

○回答者 それは全く知らないです。

○質問者 それはわかりませんか。

○回答者 はい。(甲11 22頁)

もし、本当に重大な検討を依頼したのなら、その経過や結果についてフォローするはずですが、にもかかわらず、責任者でありながら、全くフォローがなされていません。この答えの中に、この土木学会への検討依頼が、形式的なものに過ぎず、時間稼ぎでしかなかったことが、はからずとも露呈しています。

実は、この点は再捜査の過程で、平成24年(2012年)3月までの期限付きで検討が依頼されていたという捜査結果が示されました。しかし、これはあまりにも遅すぎます。平成18年(2006年)に耐震設計審査指針が改訂され、数年以内にすべての原発の耐震バックチェックを終える方針でした。

平成20年(2008年)に津波対策の先送りを決めて、土木学会からの返事が平成24年(2012年)というスケジュールは、万一の事故も防止しなければならない原子力に関する安全措置の検討のスピードとして容認できない遅延です。そして、依頼の期限を吉田所長が記憶していないと言うことも、重大な意味を持ちます。この対策先送りが、事故を引き起こした致命傷です。

(10) 保安院は手をこまねいていたのか

では、規制する側である保安院の態度はどのようなものであったのでしょうか。

○質問者 保安院などから、そういうことに対して何か示唆なりをすることはあるんですか。もうちょっと上げた方がいいのではないかとかね。

○回答者 それは私が部長でいたときですか。

○質問者 部長でいたときです。

○回答者 ないです。

○質問者 そういうものはないんですか。

○回答者 保安院さんもある意味汚いところがあって、先生方の意見をよく聞いてということになるわけです。最終的にバックチェックにしても何にしても、保安院が決定しないわけです。彼らは汚いからね。結局、耐震評価小委員会などをつくって、先生を並べて、電力に資料をつくらせて、報告して、そのあら探しをして、部分的にコメントが付いたところだけ何とかしろと、ここだけ解明しろとか、これだけです。要するに、保安院として基準を決めるとか、そういうことは絶対にしないです。あの人たちは責任をとらないですからね。

○質問者 どちらかという、事務局的な感じでやって、有識者みたいな者を並べて、その人たちに検討してもらって、そこで何か意見が出たら、それについて何とかしなさいというスタンスなんですね。

○回答者 そうです。

○質問者 何か相談に行ったときに、保安院として、これはこうした方がいい、ああした方がいいみたいな感じにはならないんですね。

○回答者 ならないです。

○質問者 それは津波に限らず、そんな感じですか。

○回答者 全部そうです。絶対に保守的です。保守的というのは、今までのやり方を変えようとしなさいという意味での保守的です。独断的にだれかの意見を取り上げて変えていくということもないですし、なおかつ失点をしないようにするためには、広く先生の意見を聞いて、そこで総意が得られたので、それに基づいてというふうに決定していますという形になっているんです。(甲11 25-26頁)

この証言が事実であるかどうか、かなりの疑問があります。なぜなら、添田氏の『原発と大津波 警告を葬った人々』の中には、保安院内部で津波の危険性について強く発言していた高島賢二氏に対するインタビューが採録されており(甲13 126頁以下)、規制当局の中にも津波リスクの大きさに気づき、原発の津波の

脆弱性について指摘していたことが認められるからです。

また、平成18年（2006年）頃には保安院自体が、電力会社にかなり厳しく早期の対策を迫っていたことが、保安院自体の記録から裏付けられることは「8」で前述したとおりです。吉田氏が原子力設備管理部長に就任したのは平成19年（2007年）ですが、直前の経過を引き継いでいないはずがありません。

東電の無策は際立っており、保安院はこのことを認識しながら、その圧力に屈していました。本件事故の主たる原因を形作ったものが、被疑者東電取締役らの津波対策のサボタージュと無策の理由づくりのために土木学会や中央防災会議などへの工作に明け暮れていた点と、このような実態を知りながら対策をきちんと命じることができなかつた保安院幹部らにあることは明らかです。

1.3 津波対策の先送り

本件の真相解明を求め、刑事告訴・告発の代理人を務めてきた当職らも、添田氏の著書の内容には本当に驚きました。

当時、耐震バックチェックがいつまで経っても終わらないことに大きな疑問を感じてはいました。しかし、地震対策自体の先延ばしなのかと考えていました。しかし、その背景に、実は津波対策が不可避となっており、耐震バックチェックのオープンの会議を開けば、専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら、津波の問題を回避するために、問題の先延ばしを図っていたのでした。

岡村行信氏¹⁰は「佐竹ほか2008」¹¹の論文をもとに、耐震バックチェックの過程で貞観地震に対応した地震と津波対策の見直しを具体的に求めていました。総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WGの32回(甲19 2009年6月24日)において問題提起があり、第33回(甲20 2009年7月13日)の審議の中で、東京電力担当者が福島第一原

¹⁰ 産技研の活断層・地震研究センター長

¹¹ 佐竹健治氏らによる貞観津波の波源モデルに関する論文案（佐竹健二・行谷佑一・山木滋「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」

発5号機と福島第二原子力発電所4号機の「耐震安全性に係る中間報告の評価について」とする報告を説明し（合同W33-2-2など）、その中で869年貞観地震による地震動と津波の影響の二回にわたって委員間で討論がされています。

その中で岡村委員は、次のような問題を提起しました。「佐竹ほか（2008）で指摘されている貞観地震を今の知見で考えると、連動型地震と考えるのが妥当であり、そういう地震は、短い間隔で普通に起こっている震源域の、複数の震源域が同時に破壊することで起こるのだろうと言われている。」すなわち、貞観地震に対応した地震と津波対策の見直しを求めたのです。

しかし、この問題提起に対し、東京電力及び原子力安全・保安院は、津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り、何ら対応しなかったのです。この議論が行われた時点では東京電力は自らこのような地震が発生した際には津波の遡上高が15メートルにも達することを明確に認識しつつ、議論をはぐらかしていたのです。

そして、裏では、保安院の森山氏は、前記のようなメールを送り、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ」などと述べていたということです。

このメールの宛先となっており、当時の保安院における福島第一原発3号機の津波審査の責任者である名倉審査官は間違いなく政府事故調の最も重要な調査対象とされたはずですが、自らの調書の公開を拒み、真相解明を妨害しています。後述する小林室長とは全く異なる対応をしています。反省が認められず、極めて悪質です。

1.4 このままでは事故を繰り返す

添田氏は、前掲書の「エピローグ」で次のように感想を述べています。被疑者ら

の法的責任を追及する意義と関連して、極めて重要な指摘ですので、そのまま引用します。

「私は、東電福島原発事故のあともしばらくは、エネルギー政策を急転換させることによる弊害や、原発に依存してきた立地自治体の経済状況を鍛みて、建設年代や立地場所から判断して相対的にリスクの小さい原発を少数再稼動(ママ)させることはやむを得ないのではないかと考えていた。

しかし規制当局や東電の実態を知るにつれ、彼らに原発の運転をまかせるのは、とても怖いことを実感した。間違えば国土の半分が使い物にならなくなるような技術を、慎重に謙虚に使う能力が無い。しかも経済優先のため再稼動(ママ)を主張し、科学者の懸念を無視して「リスクは低い」と強弁する電力会社や規制当局の姿は、事故後も変わっていない。防潮堤をかさ上げすれば済む話ではないのだ。

彼らは、柏崎刈羽原発、福島第一原発と二度も大地震に襲われたのだから、しばらくは大きな災害はないだろう、と高を括っているにすぎない。日本列島はマグニチュード9の東北地方太平洋沖地震が起きたことで、地震や火山活動が活発化し、これまでの経験則が必ずしも適用できなくなっている。しかも日本が集団的自衛権を行使するようになれば、テロの脅威も格段に高まるだろう。二度あることは三度あると考えて備えなければならないが、彼らにその自覚があるように見えない。」(甲

13 203-204頁)

まさに、そのとおりではないでしょうか。

そして、3・11後においても、このような電力事業者の慢心を生んだ最大の原因こそ、検察庁が本件の捜査によって真実を明らかにすることができず、起訴の判断ができなかったことにあります。本件のような世界最大の原発事故を起こしても何ら法的責任を追及されることはないのであれば、どのようなひどい事故を起こしても、自分たちは治外法権に守られていると、電力事業者は思い始めているのではないでしょうか。まさに巨悪を眠らせているのです。検察官が再度不起訴としてしまった以上、正義の剣を振るえるのは検察審査会の委員を務める市民の皆さま以外にありません。

第5 2014年12月25日政府事故調調書の第三次公開などによって明らかになった事実

1 貞観地震の危険性を指摘した岡村氏の聴取結果書

独立行政法人「産業技術総合研究所」の岡村行信活断層・地震研究センター長は、貞観地震が福島第一周辺を襲った痕跡を耐震バックチェックの会合でも指摘していたが、開示された調書で「自分は400～800年周期と言っている。堆積物は仙台の多賀城に何枚もあり、確実に反復していると考える。」と述べています(甲225頁)。

また、耐震バックチェックの審査について、名倉審査官は津波に関しては本報告で対応すると答えているが、「バックチェックの中間報告は限りなく本報告に近いもので、その半年後くらい、すぐに本報告が出てくるといった感じと聞いていた」としており、それから二年近く放置されたという事態が、その当時の保安院の委員に対する説明とも食い違っていることがわかります。これは、最終報告に先送りするということ、対策をとらないまま原発の運転を漫然と続けるという意味であったことを物語っています。

また、岡村氏の聴取結果書によれば、同氏は貞観津波の予見可能性に関して、この津波について、「こんなにすぐに来るとは思わなかった。」としつつも、対策については、「やっておくべきだろう。10万年に一度の災害にも原発は備えなければいけないのに、千年に一度という高頻度の大地震には備えるのが当然である。」として、対策が必要であったとする見解を示しています。また、「福島沖では貞観地震まで遡らないと連動地震の事例がないので考えにくいとする人もいるがどうか」との質問にも、「今までの記録にこだわるとそうなる。産総研でモデルを南に広げているのは、エイヤの要素もあるが、双葉町の実際に堆積物が出たところまで入れたということ」として、福島沖に想定することに科学的な裏付けがあることを示しています(甲226頁)。

2 保安院小林勝氏の調書が裏付ける貞観地震津波の重大な危険性

原子力安全・保安院の安全審査課耐震安全審査室で平成21年(2009年)6月30日以降、室長を務めていた小林勝氏は、津波対策について極めて重要な証言を行っています。同氏に対しては、政府事故調ヒアリング記録によると平成23年(2011年)8月18日(甲23の1)と平成23年(2011年)9月2日(甲23の2)の2回聴取が実施されています。

なお、同氏の証言に無数に登場する当時の審査官の名倉氏についても、調書は確実に作成されているはずですが、これは公開されていません。国の公職の立場にあり、このような史上最悪とも言うべき原発事故に密接に関連した業務に就きながら、調書の公開に応じない態度は公僕の立場にあるものとして極めて不当です。

(1) 一通目の調書

まず、小林氏の一通目の調書には、

「貞観地震については、森山審議官が貞観地震を検討した方が良いと言い始めた時に初めて知った。1F-5の中間評価が終わり、1F-3のプルサーマルが問題になった平成21年頃、福島県知事が、①耐震安全性、②プルの燃料の健全性及び③高経年化の3つの課題をクリアしなければプルは認められないと言っていた。森山審議官は、当時、貞観地震が議論になり始めていたことから、福島県知事の発言に係る①耐震安全性の検知(ママ)から、貞観地震の問題をクリアした方がいいんじゃないかと言い始めた。私も森山審議官の考えに賛成だったが、結論として、1F-3のプルサーマル稼働を急ぐため、(8字削除)原案委(ママ)に諮らなかつた。私は、野口安全審査課長(当時)に対し、かような取扱いに異議を唱え、「安全委員会に(5字削除)話を持って行って、炉の安全性について議論した方がよいのではないか。」と言ったが、野口課長は「その件は、安全委員会と手を握っているから、余計な事を言うな。」と言った。また、当時ノンキャリアのトップだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」と言われた事を覚えている。当時の状況は、私や森山審議官のように、貞観地震について懸念する人もいれば、1F-3のプルサーマルを推進したいという東電側の事情に理解を示す人もいたという状況だったこともあ

り、(7字削除)原案委(ママ)に諮らなかつた。なお、当時の野口課長の前々職は、資エ庁(資源エネルギー庁)のプルサーマル担当の参事官であり、プルサーマル推進派で、現在、首席統括安全審査官(審議官クラス)を務めている。当時の野口課長の関心は、プルサーマルの推進であり、耐震評価についてはあまり関心がなかつたようであつた。」(甲23の1 1-2頁)

「自分が耐震安全審査室長に就任して間もないH21.7.13に開催された、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)に出席した際、貞観地震を巡る議論があることを知つた。その後平成22年に、東北大学の教授であり、我々の審議会の委員でもある、私が非常に尊敬している今泉教授が書いた論文で浸水域が示され(平成22年5月24日)、同年8月には岡村教授が福島において貞観地震に係る堆積物が出たと指摘した論文も読み、被害が相当大きかつたのだと思つた。」

「東電の想定津波波高の数字については、平成23年3月7日に開催された会合の時に初めて聞いた。当時、我々が推本と会合を持ち始めており、次の長期評価では、貞観地震がきちつと評価されるなという認識を持ち始めたことから、東電にも一言言っておかなければならないと思ひ、3月7日に東電を呼んだ。東電の説明によれば、佐竹、推本及び土木学会の各モデルに基づいた波高計算をしたところ、佐竹と推本のモデルでは、敷高(ママ)を超える津波が来るとのことであつた。そこで私は、東電の(2字削除)課長と(2字削除)に「これは、早く工事しなきゃダメだよ。」といつた。すると、彼らは、「平成24年の秋に、土木学会の評価手法の見直しがあるから、そのときに併せて貞観津波の評価をしたい。」と言つた。これに対して私は「そんな悠長なことではだめだぞ。それでは遅いぞ。」と言つたが、それ以上の事は言わなかつた。それ以上のことを言わなかつたのは、正直なところ、当時はまさか3・11のような大きな津波が来るとは思つていなかつたからである。これらのやり取りを証明するメモ等のエビデンスは、現時点で見当たらない。土木学会の評価手法の見直しの件については、平成23年3月7日以前(年が変わる前と思う。)に岡村先生から「波源モデルを大き目にしないといけないな。そういったところを土木学

会の評価に反映させたいな。時期は平成24年だな。」などと聞いたように記憶している。」(甲23の1 2-3頁)

「東電が、「平成21年9月、バックチェックでは、土木学会の津波評価技術の手法を用いることとし、貞観津波を考慮しないことで保安院は了承した。」旨話しているようだが、保安院として、貞観津波を考慮しないことにつき了承するしないなどと言うことはない。かような点については、学識経験者の意見を踏まえた上で評価を行うので、事務局サイドでその良し悪しの判断をすることはしない。

(以下4行分削除 代理人注：ここには、二通目の調書で小林氏が忘れたとして厳しく追及されている9月7日の会合に小林氏がなぜ欠席したかの理由が書かれているものと思われ、さらに重大な事実が隠されている可能性がある)

保安院としては、平成21年8・9月頃、1F・2Fにおける貞観津波の評価については、その最終報告の中できちんとなされると思っていた。」

「貞観地震の被害が大きいのではないかと、昔、津波が相当奥まで入り込んでいるんじゃないか。」と思ったのは、今泉先生の論文を見た平成22年5月頃である。」

「岡村行信先生が平成22年8月に書いたA F E R C (Active Fault and Earthquake Research Center：活断層・地震研究センター)の記事を読んでから、貞観地震に係る堆積物調査も重要であると考え始めた。これに伴い、高い津波が来ると注意しなければならないと思うようになった。」(甲23の1 3頁)

「名倉安全審査官は、平成21年7月1日の合同WGで、バックチェックの(2字削除)報告書において貞観津波を考慮して記載する(3字削除)と東電に言っている。私もその審議会に出席していたから覚えている。

また、津波堆積物の研究については、岡村先生も福島で貞観地震に係る堆積物が出たと指摘していたことから、私としては重要なファクターと思っていた。」(甲23の1 4頁)

このように、保安院の福島第一原発3号機のバックチェックを担当していた耐震安全審査室の室長であり、津波審査の中心にいた小林氏は貞観の津波と同様の津波が福島第一原発を襲う可能性があり、その場合安全性が確保できないことを知って

いました。

また、事故直前の平成23年（2011年）3月7日に15.7メートルのシミュレーション結果の報告を受けた際には、直ちに危険性を指摘し、検討を先延ばしにする東京電力担当者に対して「そんな悠長なことではだめだぞ。それでは遅いぞ。」と述べたというのですから、この報告が平成20年（2008年）の段階でなされていれば、その時点において、強い対策をとるべきとの指導がなされた可能性があります。

とりわけ、保安院自らが一度は平成18年（2006年）の段階で、津波対策を緊急に実施する、そうしなければ不作為を問われる可能性があるとも、考えた時期があることが、この間明らかになってきています。

平成20年（2008年）の段階で津波対策の工事計画までが検討されながら、これを土木学会に検討依頼するという形で、対策を先送りしながら、この時の報告が保安院に対してなされなかったことの持つ意味は決定的です。このような報告がなされれば、保安院から直ちに厳しい対策を求める指導がなされることを確実に予測しながら、それを避けるために報告自体をしないという隠蔽工作を行ったのです。

（2）二通目の調書

二通目の調書はより詳しくなっていますが、小林氏自身の姿勢がやや防衛的に変わっている部分があります。

平成21年（2009年）8月及び9月の東京電力による貞観津波に関する説明について

「貞観津波に関しては、平成21年6月及び7月に開催された地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（以下「合同WG」という。）第32回及び第33回において、産総研の岡村先生から指摘を受けている。また、同年7月の耐震バックチェックの中間報告書に対する「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」の中でも、貞観津波の調査研究成果を踏まえ、事業者がその成果に応じた適切な対応を取るべ

きとしている。

こうした状況の中で、私の部下である（7字削除）が、平成21年8月28日及び同年9月7日に、東京電力に対して貞観津波についてのヒアリングを行っている（2字削除）は、同年8月初旬ころから貞観津波に関する対策等について、東京電力に対して説明を求めていたようである。

同年8月28日のヒアリングの保安院側出席者は（4字削除）であった。このときのヒアリングでは、平成14年2月の土木学会原子力土木委員会津波評価部会による「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）に基づく想定波高を踏まえた福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）及び福島第二原子力発電所（以下「2F」という。）の津波評価とそれに対する対策等についての説明を東電から受けた。

また、平成14年7月の地震調査研究推進本部による「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「地震長期評価」という。）や貞観津波等に関する新しい知見については土木学会に研究を依頼しているという点についても、同様に説明を受けた。

8月28日のヒアリングの際に、（2字削除）から東京電力に対して、新しい知見に基づく試算の結果があれば見せてもらいたい旨の依頼をした。そして、この依頼に基づいて、東京電力が平成21年9月7日午後1時から保安院に説明に来た。このときのヒアリングでは、貞観津波に関し、平成20年の佐竹論文に示されているモデル8及びモデル10に基づく試算の結果について説明を受けた。私は、この9月7日のヒアリングにも出席したことを覚えていない。

問（10字削除）平成20年8月28日のヒアリングの際、東電の担当者に対し、「次のヒアリングには小林室長も出席する。」旨を東電に伝えたとのことであり、実際にも、あなたは同年9月7日のヒアリングに出席する予定となっていましたね。

答 はい。

問 にもかかわらず、同月7日のヒアリングに欠席したというのであれば、それなりの理由があったと思いますが、どのような理由だったのですか。

答 何かのマネージメントがあったんじゃないでしょうか。

問 平成23年8月18日、事故調において、あなたからのヒアリングを実施した際、あなたは、平成20年9月7日のヒアリングに欠席した理由について何と話していたか覚えていますか。

答 マネージメント。そうでなければ、翌日の産総研のヒアかな。

(8行分削除)

問 もう一度確認します。あなたが、9月7日のヒアリングに欠席した理由は何ですか。

答 覚えていません。

9月7日に(2字削除)が東電から説明を受けた内容については、私も、9月のうちに、(2字削除)から報告を受けたように記憶している。その内容は、「東京電力から貞観津波についての試算結果について説明を受けた。その試算結果が大きな数字になっている。いずれ耐震バックチェックで評価する必要があるかもしれない。」というものであった。その際、(2字削除)からは試算結果の具体的な数値については聞いていないものの、敷地高を超える津波がくる可能性があるということとは聞いたかもしれないが、よく覚えていない。

(2字削除)から報告を受けた後、詳しい時期は覚えていないが、1Fに関して(2字削除)から聞いていた内容、すなわち「貞観津波の試算結果の数字が大きい。敷地高を超える可能性がある。」ということ森山安全審査課長(当時)に伝えたことを覚えている。(代理人注：森山審議官の聞いていないという証言と矛盾しており、小林氏の証言の方に信憑性がある)

「私が1Fに敷地高を超える津波がくる可能性があると認識した契機として間違いなく覚えているのは、1F3号機で、プルサーマル計画が始まる時、すなわち平成22年3月ころ(2行削除)である。1F3号機のプルサーマル計画の議論をしている際に、森山安全審査課長と貞観津波について議論したことがあり、「1Fに大きな津波がくるらしい。これについては敷地高を超えるらしいので、ちゃんと議論しないとまずい。」と話したことを覚えている。

「2010年3月24日付森山審議官（当時）が送信した「1F3バックチェック（貞観の地震）」と題するメールの写し（添付資料1）について説明する。

このメールは、森山審議官が、平成22年3月24日、私、名倉他3人に送付したものである。

当時、1F3号機のプルサーマル計画を進めるに当たって、佐藤福島県知事は、平成22年3月に「耐震安全性」「高経年化対策」「MOX燃料の健全性」という3条件を提示していた。この3条件のうち、「耐震安全性」という条件をクリアするために、資源エネルギー庁を中心とするプルサーマル推進派は、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告の評価作業を特別な扱いとして実施しようとしていた。この森山審議官によるメールは、これら3条件を受け入れる前に送信されたメールであり、1F3号機に係る耐震バックチェックの中間報告書の評価作業を軽々に受け入れるわけにはいかないという文脈で送信されたものだと思う。なぜ1F3号機の評価作業を受け入れられないかという点、我々としては耐震バックチェックの中間報告の評価作業は1サイト1プラントという原則で行っており、プルサーマル計画を推進するためだけに1F3号機だけ特別な扱いとして評価を実施するのは筋が通っておらず、よくない先例を作ってしまうという懸念があったからである。

また、プルサーマル計画を推進するという理由はどうであれ、貞観地震に関する新たな知見が出ている中で、1F3号機の評価作業をやるとすると貞観地震への対策は必ず議論になる。そのような状況になれば、燃料装荷が予定されていた平成22年8月までに1F3号機の評価作業の結論が出ない、又は、評価作業が終わったとしても更なる対策が必要となる可能性もあった。森山課長はその点についても懸念しており、1F3号機の評価作業はやらない方がよいと考えていたと思う。」

「平成21年7月に1F5号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業を行った後、貞観津波に関する新しい知見が出てきていたのは確かである。私としては、貞観津波が非常に気になっており、1F3号機の耐震バックチェック中間報告の評価作業をやるのであれば貞観津波のことをしっかりと議論しなければならないと思っていた。しかし、実際のところ、1F3号機の耐震バックチェックの中間

報告の評価を行う過程で貞観津波に関する議論はなされなかった。

そもそも、耐震バックチェックの中間報告の評価作業は、耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（以下「合同WG」という。）及び同小委員会構造ワーキンググループ（以下「構造WG」という。）において審議されることとなっている。

しかしながら、地震・地震動評価や津波評価の詳細については1 F 5号機の評価の際に合同WGの中で審議されていることから、1 F 3号機の評価の際には議論しないこととされてしまった。つまり、1 F 3号機の評価については、構造WGにおける施設の安全性のみの審議とされたのである。

（5行削除）

結果としては、1 F 3号機の評価の際には、1 F 5号機の評価作業以降に得られた貞観津波の新たな知見に関する議論が完全に抜け落ちた状態で審議が進んでいったのである。

実際に、1 F 3号機の評価に関し、構造WGにおいて貞観地震の議論はなされていない。東京電力の吉田原子力設備管理部長（当時）が構造WGにおいて、「福島県からプルサーマル計画の受入れに当たり、3条件が出されている。事業者として説明責任を果たしていく所存であるので、保安院においても1 F 3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業を実施していただけると幸いです。」という趣旨のことを言っている。これは、野口課長が構造WGのロジを担当していた私に言って、議事進行に加えたものである。」（甲23の2 1-4頁）

「耐震バックチェックの評価作業自体は耐震安全室が担当するので、私も実作業として1 F 3号機の評価には携わっているが、その後の意思決定には関与していない。保安院内における1 F 3号機に関する評価作業が完了するころ、すなわち平成22年7月ころ、私は野口課長に原子力安全委員会に話を持っていくべきだという具申をした。私としては、（9字削除）保安院における評価作業では議論しなかったものの、原子力安全委員会で議論してもらえれば耐震バックチェックの評価結果に貞観津波に関する新しい知見が反映されると考えていた。

しかし、ここでも私の意見が通ることはなく、結果として、原子力安全委員会に保安院としての評価結果を諮ることはなかった。野口課長から「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言われたのを覚えている。」(甲23の2 4頁)

「私としては、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業をするのであれば、貞観地震についても議論しなければならないと考えていた。(4行削除)(甲23の2 5頁)

実質的に人事を担当する(3字削除)課長(当時)から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。結果として、1F3号機の評価作業の過程で貞観地震が議論されなかったのは既にお話ししたとおりである。」

「東京電力が津波堆積物調査を実施していることについても、平成21年中には名倉から聞いていた。前述のとおり、平成21年9月、名倉から貞観津波についての東京電力に対するヒアリングの結果について報告を受けた。その報告では、東京電力が行った貞観津波についての試算結果によると、福島地点に敷地高を超える大きな津波が来るかもしれないとのことであった。このとき、私は、試算結果に対する東京電力の対応について、名倉から詳しい報告は受けていないと思う。ただ、名倉との会話の中で、耐震バックチェックの最終報告の段階でシミュレーションをやらないといけないという話はしたと思う。

名倉から、東京電力が津波堆積物調査を実施しているということについても報告を受けた。報告を受けた時期は、平成21年9月よりは遅かったと思うが、詳しい時期は覚えていない。その後、津波堆積物調査の結果がどうであったかなどの質問を名倉にした記憶もなく、結果についてフォローしていなかった。」(甲23の2 7頁)

「添付資料5のメール本文に「貞観の地震による津波は簡単な計算でも、敷地高は超える結果になっている。防潮堤を作るなどの対策が必要になると思う。」との記載がある。だから、遅くとも、このメールの送信日である2010年(平成22年)3月23日までに、私は、貞観津波についての想定波高結果が1Fの敷地高を超え

る可能性があることを名倉から聞いて認識していたことは間違いない。

さらに、森山審議官も、遅くとも今述べたメールの送信日までには、(13字削除) 間違いないと認識していたはずである。

しかし、(13字削除) この認識に基づいて、東京電力に対して具体的な対策についての指示をしたことはなく、耐震バックチェックの最終報告の段階で議論する必要があると考えるにとどまっていた。

添付資料の5のメール本文で、私は、津波対策として、防潮堤を作るということを森山審議官に提案しているが、(40字削除) 防潮堤を作ると、むしろ周りの集落に向かう波が大きくなってしまうなどというデメリットの議論はあったように思う。防潮堤を作るに当たってのメリットとデメリットは、1F3に限った話ではなく、他の発電所の場合でも議論されていたことである。

なお、1F沖に防潮堤を作るという(2字削除) 案について、森山審議官からは対策を急がせるなどといった特段の反応はなかった。」

「2010年3月24日付森山審議官が私等にあてた「1F3バックチェック(貞観の地震)」と題するメール(添付資料1)について先ほどの説明に加えて補足する。このメールは、平成22年3月24日に森山審議官が1F3号機のバックチェックに関して寺坂院長(当時)等に説明した結果を伝えてきたものである。

院長等の上層部に対する説明であるので、この日程については事前に決まっていたのだと思う。

私は、添付資料5に関して既に説明したとおり、平成22年3月23日に、森山審議官に対して、1Fにおける貞観津波に関する対策について説明している。森山審議官としては、院長等に対する説明の準備として説明を求めてきたのだろうが、説明者である私には院長等に対する説明が控えているといったことは知らされていない。

院長等に対する説明に同席していたわけではないので、森山審議官が説明した際の院長等の詳しい反応はわからない。」(甲23の2 7-8頁)

「平成23年3月7日付東京電力作成に係る「福島第一・第二原子力発電所の津波

評価について」(添付資料12)について説明する。

この資料は、同日、東京電力が貞観津波についての試算結果を説明に来た際のものである。この資料のうち、「地震本部の見解に対応した断層モデル」・「869年貞観津波の断層モデル」に対する津波評価について」には津波想定波高が記載されており、よく記憶している。また、この資料については、東京電力から直接説明を受けたことも覚えている。

私は、この資料を見て、1Fにおける津波想定波高が非常に高くなっていると認識した。既に、この時点で1Fにおける津波想定波高が敷地高を超えるという認識は持っていたので、試算結果を見て、さほど驚くということではなかった。」(甲23の2 12頁)

「東京電力は、貞観津波に関する対策工事は土木学会の津波評価技術の改訂に合わせて実施するという説明をしていた。要するに、平成24年秋に予定されていた津波評価技術の改訂までは対策工事をやらないということであった。

(3字削除) この説明を受け、「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。私のコメントに対し、東京電力は「土木学会における津波評価技術の改訂を待って対応する。」との説明をしていた。この時には、これ以上のやり取りはなく、私のコメントにしても単に口頭で、言っただけであり、対策工事を指示をしたというほどのものではない。

私が、これ以上東京電力に対して強く言わずに、東京電力の方針をいわば黙認してしまったのはやはり津波に対する切迫感、危機感が足りなかったからだと思う。

(3行削除)

震災後に、3月7日にした東京電力とのやり取りを名倉と振り返ったことがあるが、このやり取りの中で一番強く印象に残っているのは、やはり東京電力の対策工事が遅いということであった。しかし、3月7日の東京電力とのやり取りについて、私から、課長を含めて上司に報告を上げたことはない。なぜなら、この時も耐震バ

ックチェックの最終報告の際に評価すればよいと考えていたので、この時点では報告の必要性を感じなかったからである。」(甲23の2 12-13頁)

3 保安院山形調書から浮かび上がるすべてを妨害した電力の醜い姿

電力会社の安全規制に対するすさまじい妨害の姿勢について、保安院の山形浩史・原子力安全基準統括管理官は調書(甲24)の中で次のように生々しく語っている。

「〔外的事象の第4層について電力事業者は) ほっとくとやらないし, そんなことされると地元対策が大変で, 彼ら(電力)としては, 安全で事故は起こらないという説明を散々してきていて, 一方で, そうは言っても, 起こるかも知れないから対策をとれと規制庁(ママ)に言われると, 地元は納得しない。そこはインセンティブどころか, 何のメリットもない, デメリットばかりで邪魔で仕方がない, そんなことをされたら困るという意識だったのではと思う。〕」(甲24 5頁)

「〔私が(電力会社に何かを) 言った時でも, ありとあらゆる場面で, 彼ら(電力)は嫌だ嫌だというような話だったし, 私が指針の見直しだと言った時も, ありとあらゆるところからプレッシャーを受けた〕」と述べている(甲24 6頁)。

電力会社が規制当局に異常な圧力を加え、規制の強化に抵抗していた様子が見えがえします。

4 政府事故調も欺こうとした森山審議官

「第4 11」において、被告森山審議官が部下に送った驚くべきメールの内容を添田氏の著書から孫引きする形で紹介しました。このメールは小林調書に添付されていたものであることが判明しましたが、森山審議官自身は自らの公開された調書(甲25)で事実を正確に述べていません。

「貞観津波の問題を新知見検討会での議論に付そうとしなかったのは、あなたが当時、貞観津波の問題を重要な問題と認識していなかったからではないか。」という問いに対して「なぜだか、自分でもよく分かりません。」というとぼけた答えをして

います(甲25 4頁)。しかし、森山メールの中ではこの点が1F3の耐震バックチェックの最重点課題であったと述べているのですから、この調書は明らかに偽りを述べていることとなります。

さらに調書においては、「私は平成21年8月28日頃、及び9月7日頃に、小林勝耐震安全審査室長や名倉審査官が東電から福島地点における津波に関する説明を受けたことに関する報告を受けた記憶はない。」

「もし、私が名倉審査官と同じ安全審査官という立場であり、東電から福島地点における津波の想定波高がO. P. + 8mを超えるということを聞いたならば、上司に報告してどう対応すべきか相談していたと思う。」等と述べています(甲25 3頁)。これも、小林氏の前記調書に拠れば、きちんと報告したというのであり、真っ赤なウソということになります。

さらに、これは平成21年(2009年)8、9月の東電と保安院の津波をめぐるやり取りについての発言であるが、ここで述べられていることは、平成22年(2010年)3月の森山メールの内容とも全く接合しません。

平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールの内容をもう一度引用しておきます(甲10)。

1F3《福島第一3号機》の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である旨、院長《寺坂信昭》、次長《平岡英治》、黒木《慎一》審議官に話しておきました。(中略)

・貞観の地震についての研究は、もっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。

・福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。(中略)

・津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。

・ 東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。

というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」(甲13 143-145頁)

このメールからは、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかります。保安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのです。

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのです。

小林調書によれば、森山は、野口や原をプルサーマル推進派とすれば、安全重視派というべき立場であったと紹介されています。しかし、いったんは津波対策の必要性を認識しながら、結局対策の先送りを追認し、政府事故調においても事実を正直に述べないなど極めて情状が悪い。申立人らは、森山審議官らについても、追加告訴したことは前述の通りです。森山氏の責任も、重いものであることは言うまでもないでしょう。

5 あと2-3年早く対策が命じられていたら事故は避けられた

福島第一原発の耐震バックチェックの作業は指針ができて5年目となる平成23年(2011年)になっても、一向に収束しませんでした。

当時の委員の認識は次の岡村調書に示されています。

Q (中曽根) : 貞観津波について、バックチェック本報告に入れるべきではあるが、切迫した問題とも思えないというのは、原発が備えるべき、確率論的評価に基づく1万年~10万年に一回の災害に備えることを怠ったということではないか。

A : 切迫していないというのは、数年内に起こるとは思っていなかったという意味である。500年に一度は結構高い確率であり、当然に対象に入れるべきものとする。

Q : それは保安院や東電も含めた共通認識か。

A : 東電はそう思ったと思う。東電は、H21.6のWGの後、1~2回相談に来た。東電はいろいろな人のところに行って話を聞いてくる会社である。

保安院名倉氏も当然に貞観は本報告に入ってくるといった発言をしており、入れる必要があるということは、確実に東電は認識していたと思う。そして、どう評価しよう

と迷っていたのだろう。

Q : いつ本報告が出ることになっていたのか？

A : 中間報告から、半年~1年後と保安院は言っていたと思う。しかしまだ一つも出ていない。

自分が言う前から、貞観津波は学会などでよく出ていた。そして東電は、そういう研究についてよく聞いていた。

Q : H21.6月以前のいつからそうになっていたか。

A : わからない。ただ、津波堆積物の調査は東電自身もやっていた。今年5月の地球惑星関連合同学会にも出していた。

Q (堀) : 東電が相談に来たときのメモなどは残っていないか。

A : 無い。来たのは■■■■氏、その後■■■■氏。■■■■氏は地震動を説明する人。

もし、ここにあるように平成21年(2009年)7月から半年ないし1年で本報告が出せれば、対策をはじめめることはでき、結論は変わったはずです。

平成22年(2010年)11月に推本が「活断層の長期評価手法(暫定版)」を公表したことを契機として、保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状についての説明を要請しました。

平成23年(2011年)3月7日、東京電力は、15.7メートルシミュレーション結果を保安院に報告しました。平成14年(2002年)の推本の長期評価に

対応し、明治三陸地震が福島沖で発生した場合、13.7m～15.7mの津波が襲うという内容でした。

小林勝室長は、このシミュレーションの報告が東電から保安院に対してなされた際に、次のように警告しました。土木学会の津波評価技術（土木学会手法）の改訂に合わせるという東電の方針に対して「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたと述べています。しかし、これは遅すぎた警告でした。

本件事故発生後8月まで、この3月7日の報告は国・保安院によって秘匿されました。東京電力は本件事故について3月13日の清水社長会見以来、事故は「想定外の津波」を原因とするものであり、東京電力には法的責任がないとの主張を繰り返しました。

そして、実は想定外ではなかったことを明らかにしたのは、読売新聞のスクープ¹²でした。

第6 津波の予見可能性と被疑者らの過失～時系列に沿ってもう一度整理する～

1 事実関係の整理を通じて浮かび上がる事故を招き寄せた東電の無策と保安院の追認

第3において添田孝史氏が収集公表した資料を中心に、第4においては政府事故調が作成した調書などにもとづいて、平成26年（2014年）11月以降に本件について明らかになった決定的な事実の数々を紹介してきました。検察審査会の議決後に新たに明らかになった事実を整理してご説明しました。

本件に取り組みされる検察審査会の委員の皆さまの理解に資するために、これらの新たな事実と、検察審査会が昨年7月の議決で既に認定していた事実関係とを総合して、重複をいとわず、本件において生じたできごとを以下に時系列で示していく

¹² 平成23年（2011年）8月24日

こととします。

この作業を通じて平成20年(2008年)における東電の内部試算結果の秘匿、平成21年(2009年)における貞観津波対策の先送りの二つの判断が、本件事故発生の決定的な要因であることが明らかになります。

2 7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた

推本の想定以前の平成9年(1997年)に7つの省庁が共同で作成した津波防災の手引きにおいて、福島沖でも津波地震を想定するべきことが示されていました。これまで、平成14年(2002年)7月、推本は、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生すると予測したことに基づく対策の要否が議論されてきましたが、さらに5年も前に政府機関からこのような指示がなされていたことは驚きです。

この手引きは平成7年(1995年)の阪神淡路大震災の2年後に出されており、地震津波災害の再発を防止したいという、専門家の努力が結実したものでした。ところが、この手引きがきちんとした扱いを受けなかったのはなぜなのか、掘り下げて捜査する必要があります。

平成12年(2000年)には、この7省庁指示を受けた電事連の解析により、福島第一原発は想定の際か1.2倍の津波で原子炉冷却に影響があることがわかっていました。すなわち、福島第一原発が、最も津波対策を急がなければならない原発であったことは、電力関係者の共通認識であったのです。

3 2002年には、当時役員であった被疑者らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 推本による「長期評価」

平成14年(2002年)7月に、推本によって、長期評価が公表され、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとされました。

「福島第一原発の津波評価では、明治三陸地震の津波波高も計算している。よって、長期予測に従った評価をするには、断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば良い。」ものでした。原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏は、「このような計算を行えば2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。」¹³。と指摘しています。

ところが、東京電力は、この長期評価を無視し、この長期予測に基づく対策を取りませんでした。島崎氏は、「2002年の長期予測に基づく津波防災を進めていけば、災害を軽減し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所での全電源喪失を免れることができた」と筆者は考える」と痛烈な批判を加えています¹⁴。

伊方原発訴訟の最高裁判決¹⁵は、安全審査の目的について「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」に行われるものであるとの判断を示しました。このような目的に照らせば、長期評価の結果は、当然考慮に入れなければならないレベルの危険性でした。

なお、島崎邦彦氏（平成24年（2012年）9月から平成26年（2014年）9月まで原子力規制委員会委員長代理）の発表と指摘は、平成23年（2011年）の地震学会でなされたが、当時もその後も、東京電力関係者からの反論は提起されていません。

（2）土木学会の津波評価技術はあきらかに過小評価である

他方、平成14年（2002年）2月、社団法人（当時。2011年度より公益社団法人）土木学会原子力土木委員会津波評価部会が、「原子力発電所の津波評価技術（2002年）」（以下、単に「津波評価技術」という）を発表しました。

¹³ 島崎邦彦「東北地方太平洋沖地震に関連した地震発生 長期予測と津波防災対策」（地震第65巻（2012））130頁

¹⁴ 前掲島崎129頁

¹⁵ 平成4年（1992年）10月29日 民集46巻7号1174頁

平成14年（2002年）3月には、東京電力は上記津波評価技術に基づいて津波の高さを評価しました。設計津波水位はO. P. + 5. 4 m～5. 7 mに変更され、非常用海水系ポンプのポンプシャフトを20センチ継ぎ足し工事し、ポンプの上の電動機の高さのみをかさ上げし、6. 1 mにしました（6号機）。これにより、津波が来襲しても、4 m盤に設置された多くの施設は浸水し損傷するものの、6. 1 mの高さにあった非常用海水系ポンプは被害を免れ、冷却機能は保持され炉心損傷を防ぐことができるものと考えられました。

しかし、「津波評価技術」には、過去最大を超える津波を想定することはできないという重大な限界がありました。なぜならば、「津波評価技術は、おおむね信頼性があると判断される痕跡高記録が残されている津波を評価対象にして想定津波水位を算定する。したがって、過去300年から400年間程度に起こった津波しか対象にすることができない。再来期間が500年から1000年と長い津波が起こっていたとしても、文献・資料として残っていない場合、検討に含めることができない可能性が高い。」¹⁶ものであったからです。

また、「津波評価技術」には補正係数を1. 0とする、すなわち安全余裕を全く見込まないという著しい安全性の切り捨ての考え方が含まれていました。

津波の専門家である首藤教授は、最後には次のステップの課題とすることに同意してしまいましたが、補正係数について議論するべきであると述べていました。この点の考慮が不十分であったことは政府事故調調書において、今村氏も認めています。

（3）東京地検の説明とこれに対する疑問点

東京地検は、第一次不起訴処分の不起訴理由の説明においても、推本の「長期評価」について、政府機関によるものであり、重要なものであったことは認めました¹⁷。

¹⁶ 「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 中間報告」（以下、「政府事故調中間報告書」という）490頁

¹⁷ 福島地検における説明会

しかし、この長期評価自体に、予測を裏付けるデータが十分でないことに留意すべきと付記され、津波評価技術では福島県沖海溝沿いに津波地震を想定しないこととされていたことなどを根拠に、これによる対策をとらなくとも良いとの判断を示しました¹⁸。

当時、中央防災会議も東京電力も、この「長期評価」を無視し、これに基づく対策を取りませんでした。平成14年（2002年）7月中央防災会議の地震火山対策担当官から文科省地震調査研究推進本部事務局に「今回の発表は見送」るよう、「この長期予測は信頼性が低い」「相当の誤差を含んでいる」「地震発生 of 切迫性を保証できるものではなく」「十分注意する必要がある」という文言を付け加えるようメールが送られたといえます¹⁹。東京地検が判断のよりどころとした前記の注記は、いわば原子カムの工作によって、「長期評価」に付け加えられたものです。これを根拠に被疑者らを免責するのであれば、今後も同じようなことが起きて、次の事故は防げないことになってしまうでしょう。

土木学会の手法は、明らかに原子力安全技術に求められる科学水準に達しない誤った考え方であり、このことは、広く科学者間で議論すれば自明の事柄であったといえます。このことが明白だったからこそ、津波に関する議論の全体が耐震バックチェックの表の議論から抹殺されることとなったのだと考えられます。

4 2004年12月スマトラ島沖地震・大津波

(1) 市民団体の申し入れ活動

スマトラ島沖地震は、平成16年（2004年）12月26日にインドネシア西部、スマトラ島北西沖のインド洋で発生しました。マグニチュードは9.1とされ

¹⁸ 東京地検は、証拠の詳しい詳細までは言えないが、専門家の中には、中央防災会議の意見が正しいという専門家もいると説明した。原子カムの専門家たちは、過小評価の共犯者たちであり、このような専門家たちの意見に依拠した検察庁自身が原子カムの虜となったと評されてもやむを得ないであろう。

¹⁹ 柳田邦男「原発事故 失敗の本質 圧殺された警告」文芸春秋2012年5月号308-309頁」

ています。

いわき市市議会議員である佐藤和良が中心となって活動している「脱原発福島ネットワーク」は、この大地震と津波を受けて、平成17年（2005年）1月10日に東京電力勝俣恒久社長（当時）に対して、「原発の地震津波対策に関する公開質問書」を提出しました。

平成17年（2005年）5月15日には、住民団体と東電との交渉が、東電福島第一原発「原子力広報センター」で行われました。この時には、津波想定概要データ、実際に想定したチリ地震津波評価数値、津波の評価数値と数値シミュレーションなどについて、文書を配布した上で回答しました²⁰。

（2）2004年原子力モニターの指摘

平成16年（2004年）ころ、福島原発の原子力モニターに選ばれた木幡ますみは同年の春から夏にかけての時期に行われたモニターの会議²¹でのつぎのようなやり取りをよく覚えています。

このモニター会議では、所長の松村一弘氏（現在日本原燃代表取締役副社長 副社長執行役員）が司会し、勝俣氏も来ていた。また、後に所長になった吉田氏は「課長」と呼ばれて、出席していた。

「この時は、「偉い人が来ているので、何でも遠慮なく聞いて下さい」といわれ、私は思いきって日頃から考えていたことを聞いてみました。

それは津波対策のことです。「自家発電が地下にあるので、津波が来たら大変ではないか。地上の高いところに上げてくれませんか」と尋ねました。

それに対して吉田課長が答える役割だったのですが、「うーん」としか答えられませんでした。

そこに、勝俣氏が「吉田君、吉田君、コストがかかるんだよ。簡単にはできない

²⁰ 脱原発福島ネットワーク『アサツユ』2005年6月10日

²¹ 東電HP <http://www.tepco.co.jp/fukushima1-np/cb4001-j.html>

よ。」と言って割り込んできました。

それに対して、私は、「それはダメですよ。ここは双葉活断層があつて、昔地震があったところで、大きな地震が来ることは十分あると思いますよ。」と言い返しました。岩本さんから聞いていたことです。そして、いわき出身の祖母から昔大きな地震があり、津波も来たと言うことを皆さんにも話をしました。

これに対して、勝俣さんは、「双葉断層が動いたという話は聞いたことがない。」と答えました。

それに対して、私は、「起こらないと言っても、いつか起こりますよ。ここに活断層があるなら。」と言いました。

勝俣氏は「あなたは心配のしすぎです。」と言いました。

また、私は「メルトダウンしたらどうしますか。」と勝俣さんに聞きました。

それに対して勝俣氏は笑って「馬鹿なことを言うんじゃない。」と取り合いませんでした。

また、モニターとして発電所の中まで入れてもらった感想として、「配管が古くて、赤茶けていて、地震が来て大丈夫ですか。」と聞きました。

それに対して、勝俣氏はまた笑って「大丈夫ですよ」と取り合いませんでした。

別の幹部が、最後に「プルサーマルはどうですか」と聞きました。私は「賛成しません」と答えました。

別の幹部が、「それなら、プルサーマルの設計図をもっていきます。」と言われ、本当に翌日にみんなで東電の敷地内で、お祭りの準備をしているところまで設計図をもってこられました。一週間設計図を借りてそのメモをとったりしました。

自家発電を上を上げるという話は、作業員の人たちの希望としても何度か聞いていたので、私から話をしました。東電で働いている人たちも、津波の対策がされていないことを気にしていました。吉田さんは答えられず、勝俣さんがすぐに「コストがかかるんだよ。簡単にできないよ。」と言ったのは、事前にこのことを検討した上でやらないことを決めているように感じました。

津波対策のための追加工事はしないという方針が、被疑者である勝俣氏のコスト

優先の強い意志で決められたことをこのやり取りは物語っています。

(3) 2005年、2006年の株主総会での指摘

平成17年(2005年)の東京電力の定時株主総会では、阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震など、近年、日本では大地震の発生が相次ぎ、「人間の甘い予測を超える『「史上初」の被害』が次々ともたらされていることや、平成16年(2004年)末のスマトラ沖地震では、「インド沿岸に立地する原発(カルパッカム原発)が津波に襲われたこと」が指摘されました。

株主総会において、被疑者である武黒常務(当時)は次のように発言しています。

「また津波につきましては、手元に具体的な数字はございませんが、土木学会が定めます原子力施設に関する津波の評価に基づいて対応がはかられておりますので、津波についての、津波の場合には高い潮位になる場合とそれから逆に海水が引いていく場合と2つのケースがあるわけですが、それぞれに対応が適切になされているというふうに考えております。(脱原発東電株主運動『東京電力株主総会年鑑2005年版』)」

しかしながら、土木学会の津波評価には、安全性の面から決定的な誤りを含むものであることは上述のとおりです。にもかかわらず、東京電力と被疑者らは、土木学会の評価にのみ基づいた対応で足りるとの判断をしていたのです。

また、翌平成18年(2006年)の株主総会では、中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災に関連して質問がありました。

「それからもう一つ、原発の安全性なんですが、中越では今まで知られなかった活断層が動いているんですね。ですから、原発の近くに知られなかった活断層があったり、それが動いたりしても大丈夫なのか。それから、スマトラ沖地震ではですね、津波の中にいろんな壊れたものとかそういうのが押し寄せてきてるので、破壊力が海水よりもずっと大きいと思うのですが、それから、大きな船も内陸のほうまで打ち上げられているんですけれども、東京電力のホームページの津波対策のところを見るとですね、海水のことしか考え^(ママ)られていないようなので、そのへんは大丈夫なのかということ^(ママ)を根拠を持ってお答えいただきたいと思います。」

この質問に対して、被疑者武黒常務（当時）は次のように回答しています。

「常務取締役の武黒でございます。まず活断層に関することではありますが、中越地震は、これまでのところ□□²²と呼ばれています断層が動いたということで、これは従来から分かっている断層が動いたというふうに考えております。

発電所では、福島、新潟どちらにおきましても、発電所の建設に先立ちまして、敷地内、それから敷地の周辺につきまして、詳細な調査をいたしております。これまでのところ、敷地の近郊で、発電所でその活断層が、地震を起こすような重要な活断層があるというふうには考えておりませんが、これらのことも含めた地震□□を想定をいたしました設計をいたしておりますので、これらにつきましては、十分な安全を確保できていると考えております。それからまた、津波のことでございますが、私どもの発電所はいずれも海洋に直接面しておりますので、いろいろなものが流れ着くという確率は割合低くなっているというふうに思っております。また同時に海の水を発電所に取り込むにあたりましては、その前段で堤防がございます。また、さらにその堤防の内側のところには、私どもカーテン・ウォールと呼んでおりますが、鉄筋コンクリート製のカーテンのようなものを吊り下げまして、海水を低いところから取り込むようにいたしております、流木も含めましてこういったものに対する備えが十分できていると考えております。以上でございます。」

しかし、この回答では不十分であるとして、再度以下のような質問を受けている。

「今の説明にはとうてい納得できないので一言言っておきますけれど、海底土石流というものが存在します。津波の引き波のときに大量に土砂を持っていきまして、押し寄せるときに大量に土砂を上げます。「津波石」ってご存じないですかね。大きな石がですね、西表島の海岸線にごろごろあるんですよ。何であるのかというと、巨大な津波が、巨大な石、直径20メートルもあるようなやつをですね、押し寄せて持っていきます。これ、原発を直撃しても大丈夫ですか。そういうことを具体的に心配している質問に、そういう通り一遍の答えはやめてください。

これに対して、被疑者武黒は、「津波の土石流というご質問がございました。実際

²² 聞き取れず。以下同様。

にある発電所の状況，その海岸の地形あるいは周辺の海流等々，場所によっていろいろな状況がございますので，私どもは今のご指摘のことも踏まえまして設計上考慮いたしております，そのような問題はないというふうに考えておるところでございます。」（脱原発東電株主運動『東京電力株主総会年鑑2006年版』）

このように，被疑者武黒は，株主からのスマトラ沖地震による津波被害に基づいた津波に関する質問に対して，実際は土木学会の津波評価技術のみを根拠としただけにもかかわらず，安全性に問題はないとのおぼろげな回答を繰り返していたのです。

そして，このような株主の質問および被疑者武黒の回答は，株主総会に出席していた他の被疑者役員らも当然に認識していたものです。

（４）元東電技術者木村俊雄氏の警告

また，元東電技術者であり，福島第一原発で原子炉の運転や核燃料の管理をしていた木村俊雄氏（平成13年（2001年）に退社）は，スマトラ島沖地震による津波の直後である平成17年（2005年）にいわき市で発行されたミニコミ誌に「もし，原子力発電所に津波が来たら」というタイトルで投稿し，「津波来襲により，冷却用海水ポンプや非常用の電源などの機能が喪失するだろうから，結果的には炉心は溶融するであろう」と警告していました²³。

5 保安院も一時は早期津波対策の覚悟を固めていた

平成18年（2006年）9月13日に，保安院の青山伸，佐藤均，阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では，津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されています（甲13 131-132頁，甲16 第54回安全情報検討会資料）。

平成18年（2006年）1月の勉強会立ち上げ時点の資料では，保安院は平成

²³ 2011年11月26日放送のTBS『報道特集』「元東電社員の告白」

18年度に想定外津波による全プラントの影響調査結果をまとめ、それに対するAM対策を平成21年度から平成22年度に実施する予定としていました(甲13 132頁)。

ここから、福島第一を含む全原発についてきちんとした津波対策をとる方針であったことがわかります。

それに対して、東電を含む電事連は強く抵抗し、自らの配下にあるといえる土木学会を動員して、このような保安院の方針を骨抜きにしました。このような経過の中で、どのような工作が展開されたのか、正確な事実はまだ明らかになっていません。

土木学会の実態はその組織構成からも、電力事業者の統制下にあったことも明確になっています。別件「2015年告訴」事件被告訴人酒井は土木学会の津波評価部会の委員であり、同被告訴人高尾は同部会の幹事でした(甲15)。

このような原発推進の過程で何が起きていたのかを解明するためにも、被疑者東電取締役らを起訴相当として強制起訴し、公開の裁判で関係者を尋問する必要があります。

6 2006年マイアミレポート

平成18年(2006年)7月に、米フロリダ州マイアミで開催された原子力工学の国際会議(第14回原子力工学国際会議(ICONE-14))で東京電力の原子力・立地本部の安全担当らの研究チームは、福島第一原発に押し寄せる津波の高さについて報告しました²⁴。慶長三陸津波(1611年)や延宝房総津波(1677年)などの過去の大津波を調査し、予想される最大の地震をマグニチュード8.5と見積もりました。そして、地震断層の位置や傾き、原発からの距離などを変えて計1075とおりの計算を行いました。今後50年以内に設計の想定を超える津波が来る確率が約10%あり、10mを超える確率も約1%弱、13m以上の大津波も、0.1%かそれ以下の確率と算定しました。

²⁴ Sakai et al.(2006)「マイアミ報告書」

さらに、保安院と東京電力が平成18年(2006年)、想定外の津波が原発を襲った場合のトラブルに関する勉強会で、福島第一原発が津波に襲われれば、電源喪失する恐れがあるとの認識を共有していました²⁵。

もっとも、このレポートについては、検察庁は二度に及ぶ不起訴処分の際してなんら判断を示していません。

しかし、原子力の安全性は10のマイナス5乗(10万分の1、すなわち0.001%)の発生事象も考慮すべきものです²⁶。0.1パーセントの確率は、伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものでした。

島崎氏は以下のように述べています。

「原子力土木委員会津波評価部会では翌2003年から津波の確率評価を始め、その内容を原子力土木委員会津波評価部会(2007)として発表した。地震調査委の津波地震のモデルを考慮して、福島県・茨城県沖に断層モデルJTT2(Mt 8.3)を配置して、岩手県山田での確率論的津波高を評価している。」

「同様の手法で、東電と東電設計の Sakai et al.(2006)は福島県の an example site での確率論的津波波高を求めた。これにも福島県・茨城県沖の津波断層モデルJTT2が含まれている。すなわち、遅くともこの時点で、福島第一原発での10mを超える高い津波の危険性を、東電関係者が知っていたと考えられる」²⁷

7 2006年耐震設計審査指針の改訂

平成18年(2006年)9月に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂され「新耐震指針」が制定されました。

この改訂により、津波については極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められることと

²⁵ 平成24年(2012年)5月16日共同通信配信記事

²⁶ 発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対応する性能目標について—
平成18年3月28日原子力安全委員会安全目標専門部会)

²⁷ 島崎前掲130頁

なりました。

また、「想定されるいかなる地震力に対しても大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない」（逆に言うと想定される地震力をクリアしていれば良い）としていたのに対し、新耐震指針では、「（耐震設計用に）策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事故が発生すること、施設から大量の放射性物質が拡散される事象が発生すること、あるいは、それらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼす」リスク（「残余のリスク」）が存在すること、事業者にあつてはこの「残余のリスク」を少なくするよう努めること、すなわち想定された地震力を超える地震にも備えるべきことが定められました。

ここでは「策定された地震動を上回る地震動の影響」としてありますが、耐震指針改定の経緯を見れば、地震に伴って生じる津波の想定に関しても「残余のリスク」の対象としていることは明らかです。

津波は地震に伴って生じる現象です。耐震設計のための設定地震は対津波設計においても想定しなければならないものです。

少なくとも、この段階で、推本の「長期評価」を想定の対象とするべきでした。

このバックチェックは審査期間中も対策を講じないで運転が続けられるというきわめて安全上ルーズな位置づけで実施されていました。

しかし、平成4年（1992年）の伊方最高裁判決によって原発の安全審査に関する司法判断は最新の科学的な知見に基づいて実施することとされていたのであり、電力事業者も保安院も、対策を先延ばしにするのではなく、重大な科学的知見には直ちに対応して、対策を講ずることが求められていたのです。

8 2007年7月中越沖地震の発生と同時故障の多発

（1）中越沖地震の発生と原発の被災

平成19年（2007年）7月16日午前10時13分ごろ、柏崎刈羽原発の北約9km、深さ約17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生しました。

平成23年（2011年）3月の福島原発事故以前に地震によって最も顕著な被害を被った原発は、新潟県中越沖地震時の東京電力柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原発」という）でした。全7機のうち、3・11までに運転再開にこぎつけたものは4機、その他は停止したままでした。

（2）想定を大きく超えた地震動

新潟県中越沖地震では、それまで考えられていた理論によって想定される地震動に比べ、その6倍も増幅された地震動が柏崎刈羽原発を襲いました。その原因は、震源で1.5倍、深部地盤の不整形で2倍、浅部地盤の地層の変化で2倍と評価されましたが、このような地盤による異常増幅も、震源の過小評価も、ここで初めて明らかになったことで、これらはいずれも改訂指針でも考慮されていませんでした。不等沈下が原因と見られる、地盤変位に伴う相対位置のずれにより、3号機建屋外に置かれた起動変圧器で冷却用油を送る配管に損傷が生じて油漏れが起き、火災が発生しました。また、燃料クレーンが大破壊しました。中越沖地震では、柏崎刈羽原発1号機開放基盤表面に、設置許可時に策定された旧耐震設計審査指針に基づく基準地震動S2の450ガル²⁸を遥かに超える1699ガルの揺れが現実には生じ、耐震バックチェックでは想定すべき地震動Ssは2300ガルとされました。

ただし、建屋が半地下方式であったために、観測された建屋への入力地震動は減衰して、設計用地震動を大きく超えるものではなかったとしています。このため東京電力は、設計を越える地震動にも耐える、と慢心してしまったのです。活断層の見落としや、基準地震動が現実には生じる地震によるものの数分の1以下という間違いは、東京電力が耐震設計、耐津波設計を根本的に見直さなければならないことを示していたにもかかわらず、このような反省はなされませんでした。

（3）東京電力が受け止めるべきであった教訓

中越沖地震とこれに伴う柏崎刈羽原発の被災と長期停止は、東京電力にとって地

²⁸ 地震の揺れの強さを表すのに用いる加速度の単位。

震災のもたらす危険性について次のような大きな警告を与えました。

1) 安全審査において想定されていた地震動を大幅に上回る地震動が発生。しかも、このような地震動がM6.8という、比較的小さい規模の地震で生じたことは、従来の耐震設計審査指針の信頼性に重大な疑問を呼び起こすものでした。

2) 地震時には多数の設備が同時に故障します。中越沖地震においては3000箇所を超える損傷が同時に発生。従来の原発の安全審査では、原発内部の事象に基づく単一故障だけを想定してきましたが、自然現象を起因として多数の共通原因故障が起きることが明確となりました。このような反省を踏まえて、国は原子炉の安全設計審査指針や安全評価指針を見直す必要がありましたし、事業者は運転を継続するのであれば、このような事象への対策を緊急に講ずる必要がありました。

3) 損傷箇所の中には燃料集合体が外れたり、制御棒が引き抜けなくなったり、燃料のつり上げクレーンが壊れたり、原子炉の基本的な安全性につながる機器の故障が報告されています。地震によって原子炉の基本的安全性が失われる可能性があることを前提に対策を講ずるべきでした。

4) とりわけ重要度分類の異なる設備が、それぞれ異なる程度の地盤沈下を受けまし。建屋の境界部で地盤の段差が生じ、多数の配管系に被害をもたらすことも判明しました。変圧器の火災もこのような地盤沈下が原因でした。1号機では原子炉建屋近くの消火用配管が破断し、周辺の土砂を伴って約2000トンの水が地下に流入する事態が生じました²⁹。このような同時損傷のメカニズ

²⁹ 元東電技術者で福島第一原発で原子炉の運転や核燃料の管理をしていた木村俊雄氏（2001年に退社）は、1991年10月30日に福島第一原発で事故が発生したときのことを報告している。海水が漏洩しディーゼル発電機が膝上まで浸水し使用不可となったという。木村氏は上司に「このくらいの海水漏洩で非常用ディーゼル発電機が水没して使えなくなるとすると万が一津波が来た時には発電機が全台使えなくなる。そうすると原子炉を冷やせなくなる。津波による過酷事故の解析が本当は必要では」と進言した。しかし上司は「その通りだ。君の言う通りだ。しかし安全審査をやっている人間の中ではこれは実はタブーなんだ」といわれたという。この上司は東京電力の幹部となっているという。建屋に地下水や海水が侵入する危険は早くから指摘されていたことがわかる（2011年11月26日放送のTBS『報道特集』「元東電社員の告白」）。

ムが明確となったことを受け、耐震重要度分類の見直しや建屋境界部の配管などの設備の損傷の予防などが具体的に取られる必要がありました。

5) 地震時には原子炉の冷温停止が困難になる事態も発生。また外部電源系のもろさも認識されました。外部電源が失われた場合、非常用電源が生命線となります。非常用電源が立ち上がらなかつたり、途中でダウンすればメルトダウンの危機に陥ります。東京電力と被疑者取締役らはこのことを中越沖地震の際の柏崎の被災から学ぶことができたにもかかわらず、これらの教訓は全く活かされることがありませんでした。

政府事故調中間報告は、当時の東電幹部の認識について次のような厳しい指摘を行いました。すなわち、

「当委員会によるヒアリングに対し、武藤栄顧問（取締役副社長兼原子力・立地本部長等を歴任）、小森明生常務取締役（元原子力・立地副本部長（原子力担当））（以下「小森常務」という。）及び吉田昌郎福島第一原発所長（元原子力設備管理部長）（以下「吉田所長」という。）を始めとする幹部や耐震技術センターのグループマネージャーらは、皆一様に、「設計基準を超える自然災害が発生することや、それを前提とした対処を考えたことはなかった。」旨述べたが、設計基準を超える自然災害が発生することを想定しなかった理由について明確な説明をした者はおらず、「想定すべき外部事象は無数にあるので、外部事象を想定し始めるときりがない。」旨供述した幹部もいた。吉田所長は、「平成19年7月の新潟県中越沖地震の際、柏崎刈羽原発において事態を収束させることができたことから、ある意味では設計が正しかったという評価になってしまい、設計基準を超える自然災害の発生を想定することはなかった。」旨述べており、かかる供述は、東京電力において、設計基準を超える自然災害が発生することを想定した者がいなかったことの一つの証左といえる。」（政府事故調中間報告書439頁）

としています。

9 2008年には、当時東京電力の役員であった被疑者らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 東京電力内における試算

平成20年(2008年)年2月には、東京電力は、「1896年の明治三陸沖地震と同様の地震は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある」とした長期評価の取扱いについて、有識者に意見を求めました。「有識者(公開された政府事故調の調書によると、阿部氏と今村氏と考えられる)」は、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」との意見を提出しました³¹。

平成20年(2008年)5月下旬から、東京電力は、長期評価に基づき、津波評価技術で設定されている波源モデルを流用して、明治三陸地震(1896年発生)並みのマグニチュード8.3の地震が福島県沖で起きたとの想定で、襲来する津波の高さの試算を行いました。この想定は伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものです。その結果、冷却水用の取水口付近O.P.+8.4mから10.2m、浸水高は、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+15.7m、北側の5号機から6号機でO.P.+13.7m、との計算結果が得られたのです。

延宝房総沖地震(1677年発生)が福島県沖で起きた場合の津波の高さも試算されました。その結果、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mとの計算結果が得られました。

(2) 保安院にも提出されなかった計算結果

しかし、この試算結果は平成23年(2011年)3月7日まで保安院には提出されませんでした。このことは、当時の東電と保安院との津波審査全体をバックチェックの中で表に出さず、隠蔽していく共犯関係を前提とすると、異常さが際立つ対応です。つまり、東電・電事連はとことんまで保安院を籠絡しながら、保安院を

³¹ 政府事故調中間報告書 396頁

最後のところで信用せず、最も重要なデータは見せないという対応をとっていたこととなります。

被疑者武黒は、平成20年（2008年）2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「14m程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしています。

（3）いったんは検討された具体的な津波対策

平成20年（2008年）6月、土木調査グループから被疑者武藤栄らに対してO. P. +15.7mの試算結果が報告されました。被疑者武藤栄は、非常用海水ポンプが設置されている4m盤への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可について、機器の対策の検討を指示しました。

（4）結局、推本の見解の無視を決めた武藤ら

平成20年（2008年）7月、被疑者武藤栄から土木調査グループに対し、耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、これらの方針について、津波評価部会の委員や保安院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示しました。

（5）勝俣の「知らなかった」を覆す吉田調書

この問題をめぐり、東電の勝俣恒久会長は平成24年（2012年）5月14日、国会が設置した東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）で、保安院がまとめた文書が社内の伝達ミスで経営陣に伝わっていなかったと証言しました。

「(文書が上層部に)届いていれば、対応が図れたかもしれない」と述べています³²。

しかし、吉田所長は勝俣氏への報告を明言しており、これは明らかな虚偽でした。

³² 国会事故調報告 議事録編 268-9頁

現に、吉田調書によれば、

「太平洋側の場合は、いろんな学説が今、出ておって、大きい津波が来るとい
う学説もあります。それをベースに計算すると、(中略)今、想定している5m何
十cmという設計のベースよりも大きい津波が来る可能性が否定できない。そう
いう学説が出ている。(中略)その結論が出れば、場合によっては高い津波が来れ
ば、それなりの対策が必要です。(中略)かなり桁の大きいお金が来ますよという
ことを説明した」(甲3 17頁)

「会長の勝俣さんは、そうなのか、それは確率はどうなんだと」(甲3 19頁)

「貞観地震というのは、私はたしかその後で、ここで一回、社長、会長の会議で
話をしました」(甲3 26頁)

「日曜日にやる月1の社長、会長もでた中越沖地震対策会議の席では、皆さんに、
その時点での最新のお金のものをお配りして」(甲3 27頁)

「20年の6月、7月ころに話があったのと、12月ころにも貞観とか、津波体
制、こういった話があれば、それはその都度、上にも話をあげています。」(甲3
36頁)

と説明しています。少なくともこれらの点について勝俣は認識していたはずです。

**10 2008-2009年には、貞観津波規模の地震想定によって、被疑者らは
福島第一原発に9m程度の津波が襲う危険を予見することが可能だった**

(1) 佐竹論文の入手

平成20年(2008年)10月頃に東京電力は、佐竹健治氏らによる貞観津波
の波源モデルに関する論文案(佐竹健二・行谷佑一・山木滋「石巻・仙台平野にお
ける869年貞観津波の数値シミュレーション」(以下「佐竹論文」という。))を入
手しました。

上述の中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災を経験した東電及び被疑者らにとっ
て、地震及び津波に関する情報は極めて重要であったはずです。この情報は、平成
20年(2008年)の時点で役員であった被疑者勝俣恒久、武黒一郎らに周知さ

れたものと考えられます。森山メールもこのことを裏付けています。

(2) 貞観地震再来の場合の津波高さ試算

平成20年(2008年)12月には、東京電力は、宮城・福島県沖で貞観地震規模のマグニチュード8.4の地震が発生したことを想定した津波高さの試算を行いました。その結果、福島第一原発の取水口付近O.P.+8.7mから9.2mの津波が襲来するとの試算を得ました。

この情報は、平成20年(2008年)の時点で役員であった被疑者勝俣恒久、武黒一郎らに周知されました。

(3) 耐震バックチェックにおける委員の指摘を圧殺した名倉審査官

総合資源エネルギー調査会の原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WGの平成21年(2009年)6月24日開催された会議において、委員である岡村行信氏は、貞観地震による津波の規模が極めて大きかったことや、貞観地震による津波について、産業技術総合研究所や東北大学の調査報告が出ていたにもかかわらず、福島第一原発の新耐震指針のバックチェックの中間報告で、東京電力がこの津波の原因となった貞観地震について全く触れていないのは問題であると指摘しました。

平成21年(2009年)の6月、7月の福島第一原発に関する耐震バックチェックで岡村行信委員が、産総研などの津波堆積物の調査結果を踏まえて、津波審査のやり直しを強く主張していました。しかし、保安院の名倉審査官が異常なほど冷淡に議論を切り捨てて問題を先送りしようとしていることに大きな違和感を感じてきました。

この部分を7月13日の議事録(甲20)から引用してみます。

岡村 実際問題として、この貞観の時期の地震動を幾ら研究したって、私は、これ以上精度よく推定する方法はほとんどないと思うんですね。残っているのは津波堆積物ですから、津波の波源域をある程度拘束する情報はもう少し精度が上がるかも

しれないですが、どのぐらいの地震動だったかというのは、古文書か何かが出てこないと推定しようがないとは思うんですね。そういう意味では、先延ばしにしても余り進歩はないのかとは思いますが。

○名倉安全審査官 今回、先ほど東京電力から紹介した資料にもありましたけれども、佐竹ほか（2008）の中で、当然、今後の津波堆積物の評価、それは三陸の方もありましたが、それから、多分、南の方も今後やられる必要があると思いますが、そういったものによって、位置的なものにつきましては大分動く可能性があるということもありますので、そこら辺の関係を議論するためのデータとして、今後得られる部分がいろいろありますので、そういった意味では、今、知見として調査している部分も含めた形でやられた方が信頼性としては上がると私は思っていますので、そういう意味では、その時々に応じた知見ということで、今後、適切な対応がなされることが必要だと思います。その旨、評価書の方に記載させていただきたいと思います。」（甲20 13頁）

（4）東電は保安院に対して虚偽説明をしていた

平成21年（2009年）8月上旬には、保安院は東京電力に対し、貞観津波等を踏まえた福島第一原発及び福島第二原発における津波評価、対策の現況について説明を要請しました（政府事故調中間報告書 413頁）。

これに対して、平成21年（2009年）8月28日ごろ、東京電力は、（2）において述べた試算の存在は明らかにしないで、平成14年（2002年）の津波評価技術に基づいて算出したO.P.+5mから6mまでという波高だけを説明しました。あえて、社内の重要な試算結果を規制当局に隠したのです。

森山審議官のメールは、このやりとりの8カ月後のものですが、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかって、このやりとりの意味も明確になりました。保安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、

バックチェックの先延ばしを進めていたのです。

(5) 貞観津波についての東電の保安院に対する説明

保安院は、貞観津波に関する佐竹論文に基づく波高の試算結果の説明を求めました。これに対して、平成21年(2009年)9月7日ごろ東京電力は、貞観津波に関する佐竹論文に基づいて試算した波高の数値が、福島第一原発でO.P.+約8.6m～約8.9mであることを説明するに至りました。

東京電力が保安院に提出する報告等は、その内容について取締役らが認識を共有していたことは、森山メールによって裏付けられました。

平成21年(2009年)8、9月に貞観の地震による津波予測において、想定を超える津波が来る可能性を東電は保安院に説明しました。

最も重要な会議である平成21年(2009年)9月7日の会議に、電力会社に対して厳しい要請をしていた小林勝耐震審査室長は欠席していますが、その理由については政府事故調の公開されたヒアリング調書が墨塗りされていて分かりません。

しかし、小林氏は当時のことについて

「野口課長から「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言われたのを覚えている。」(甲23の24頁)
「私としては、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業をするのであれば、貞観地震についても議論しなければならないと考えていた」(甲23の26頁)
「実質的に人事を担当する(3字削除)(代理人注：原広報課長のこと)課長(当時)から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。」(甲23の27頁)

と述べており、厳しいことを発言するとクビになることを恐れたため自分から欠席したか、上司から余計なことを言わないように出席を止められた可能性が高いのです。

いずれにしても、この会合に小林室長が出席して、貞観津波への対応を強く求めていれば、東電は15.7メートルの津波についても、説明せざるを得なくなって

いた可能性もあるし、津波対策が大きく進んだ可能性があります。

小林室長を出席させなかった野口、原両課長にも重大な責任があります。この時期にプルサーマルの推進を強く進めていた野口氏を安全審査課長に据えた人事そのものが、極めて異例です。プルサーマルの推進のために耐震バックチェックの進行を遅らせ、津波対策を採らせなくするように、組織的圧力が加えられました。その背景には、経済産業省からの動きがあったと考えられますが、その全体像は解明されていません。

1.1 貞観の津波を考慮すれば、追加対策が必要となることは保安院と東電の共通理解であったことを示す森山メール

(1) 衝撃的内容の森山審議官の部下に宛てたメール

さらに、驚くべき事実が明らかになりました。平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールでは、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」こと、貞観の地震については、福島に対する影響は大きいと思われる。」こと、「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」とされています(甲10)。

このように、貞観地震による津波を想定すれば、設計を超えることから耐震バックチェックを完了するためには大規模な津波対策が必要であることは国と東電との完全な共通理解事項となっており、対策時期を遅らせるために、早期に結論を出すはずであった耐震バックチェック作業が無限に先延ばしされ、何の対策もとることなく運転の継続を認めていました。このことの責任は極めて重要です。この責任は

東電と保安院との共犯であるが、平成20年（2008年）のシミュレーション結果を隠匿していた東電の責任の方が決定的に重大です。

（2）森山と小林、名倉の調べを再度徹底し、武藤と武黒ら東電側との責任を明確にすべきである。

森山メールによると「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須ですが、先延ばしとすることが話し合われていたことが認められます。この役員には間違いなく、原発担当取締役である被疑者武藤と武黒の二人は含まれているはずで

この点については、森山審議官を調べて役員クラスとは誰かを明確にするべきです。そして、それを前提に被疑者武藤、武黒、勝俣らを追加で取り調べて、被疑者らの認識を明確にしていきたいと思います。

12 2008年と2009年の東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である

耐震バックチェックがいつまで経っても終わらなかった背景に、津波対策が不可避となっており、耐震バックチェックのオープンの会議を開けば、専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら、問題を回避するために、問題の先延ばしを図っていたという事実は、衝撃的な新事実です。

小林氏の「野口課長は「その件は、安全委員会と手を握っているから、余計な事を言うな。」と言った。また、当時ノンキャリのトップだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」と言われた事を覚えている。」という証言（甲23の1 1-2頁）は、津波対策が嚴重なタブーと化していたことを裏付けています。

この平成21年（2009年）の岡村氏の問題提起がなされていた時には、東電は平成20年（2008年）に既に15.7メートルのシミュレーション結果を得ていました。しかし、審査する側の保安院はこのことを知らないのです。

この問題提起に対し、東京電力及び原子力安全・保安院は、津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り、何ら対応しませんでした。この議論が行われた時点で、もし東京電力が正直に15.7メートルのシミュレーションを保安院に提出していれば、如何に腐敗した保安院でも、いったんは「不作為」を問われる可能性がある」とまで言っていたのですから、きちんとした津波対策が命じられていた可能性は高いのです。

この推測は、今回新たに明らかとなった小林調書において、平成23年（2011年）3月7日に、このシミュレーションの報告が東電から保安院に対してなされた際に、対策を土木学会の津波評価技術の改訂に合わせるという東電の方針に対して「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。」と述べていた（甲23の2 12頁）ことから裏付けられました。

平成20年（2008年）のシミュレーション結果を保安院に提出せず、土木学会に検討依頼という形で問題を棚上げした被疑者東電取締役らの行為そのものが、本件事故の決定的な原因であることはもはや疑いようがありません。

1.3 事故回避のためには防潮堤の設置だけではない措置がとれた

(1) 停止させておくこともできた。

東京地検は、結果回避の措置として、津波被害の防止のための防潮堤の設置だけを念頭に置き、他にとることのできた対策については、第一次不起訴処分の際には、言及がありませんでした。電源喪失を防止するための対策としては、申立人らが主張するように、防潮堤の設置だけでなく、危険があるなら、止めておくという最も基本的な対策があり得ました。この主張に対しては、国が停止させる要件が狭かったという理由を持ち出しています。

しかし、法律に電力会社が国の許可なく運転を停止してはならないという規定は

ありません。電力会社が自主的に止めることはいつでもできたのです。例えば、福島原発同様に、プレート境界地震が予測された中部電力浜岡原発においては、老朽化した1, 2号機は耐震補強を断念し、平成20年(2008年)には廃炉の決定がなされていました。浜岡以上に老朽化が進んでいた福島第一原発1-3号機についても、同様の措置は十分あり得たのです。

(2) 多様な対策があり得た

たしかに、想定を超える津波についての根本的な対策は防潮堤の建造ですが、それ以外にも外部電源の耐震性強化、送受電設備の切替設備の設置、非常用ディーゼル発電機とバッテリーの分散と高所設置等、構内電源設備の耐震性、耐津波性の強化など多様な措置がありえました。東京電力自身が、その原子力改革特別タスクフォースの報告において、結果を回避できた可能性を認めています。にもかかわらず、東京電力は一切何の対策もとりませんでした。このような無責任な対応のあり方を過失ととらえることが正しい刑事責任のとらえ方です。予測されたレベルの地震と津波対策を講じたにもかかわらずそれが不十分だったわけではありません。

この点について、東京地検は第一次不起訴処分の口頭説明の中で、「防潮堤は抜本的な対策といえる。しかし、単に、電源車や電源等を高台に置いただけでは今回の事故は防げなかったと考えている。事故の根本は、津波によって被水して、電源盤がやられたことが問題である。電源盤がやられたから、電源車などを置いておいても事故は避けられなかった。電源盤の水密化の措置を取っておく必要があった。しかし、それには期間がかかる。各種手続きがある。構造を変えらるとなると2, 3年はかかる。だから、結果を回避するのは困難だった。」と答えたのです。

この回答は驚くべきものです。本件は被疑者らは何らかの対策をとって、それでは足りなかったというわけではありません。被疑者らは何もしなかったのです。繰り返し述べますが、3・11事故当時の東京電力による福島第一原発の想定津波高はわずか6.1mでした。検察は一定の対策をとっていても事故が完全に防げたかわからないという理屈で、何もしなかった人を免責してしまったのです。防潮堤

もできたはずであるし、最低限、非常用電源の移設や電源盤の水密化など、やろうと思えばいくらもやりようがあったはずで、原子力モニターを務めた一市民である木幡氏も平成16年（2004年）に勝俣氏に対策を進言しています。

10メートルを大きく超える津波が来なければ、炉心溶融には至らなかったとしつつ、一定の電源対策などをとっていても、事故は防げなかったとするなど、検察の論理は東電を救うためには、融通無碍に変化していくことになります。事故の具体的な経過を事前に確実に予測することなどは困難なことです。他方で、何の対策もとらなかった被疑者らの行為が事故の結果をもたらしたという厳然たる事実こそ立脚すべきです。そうすれば、被疑者らの責任の存在は明らかです。東京地検の論理は、法的議論と言うより、東京電力救済のための屁理屈としか言いようがありません。

第7 検察の注意義務に関する不起訴理由に対する反論

1 予見可能性を焦点とした第一次不起訴処分

平成25年（2013）年9月の東京地検の不起訴理由は次のような論理で、被疑者らの予見可能性と過失を否定していました。

同事件において申立人らに交付された「第一次不起訴理由書」（「東京電力福島原子力発電所における事故に関連する告訴告発事件の処理について」）によると、多くの津波想定のかっかけとなる事態の中から、推本の長期評価と東京電力内部の15メートルを超える津波高試算のふたつの事実だけを取り上げ、これらの事実だけでは、直ちに具体的な対策を講ずることなく、原発の運転を続けた被告訴人らに、事故発生につながるような「10メートル盤を大きく超える津波」の予見可能性はなかった、と判断しています。

しかし検察庁は、告訴人らが提出したスマトラ島沖地震津波、中越沖地震のような津波想定のかっかけとなる重要な事態の多くを、「第一次不起訴理由書」には記載

せず、告訴人らに対する説明会³³では、それらの事情を考慮しても、予見可能性を認めるには足りないのだと説明しました。

2 第一次不起訴処分で求められた予見可能性の程度

「第一次不起訴理由書」では、「予見可能性については、漠然とした危惧感や不安感では足りず、刑法上の責任を負うべき結果の発生に対する具体的な予見可能性が必要であり、判例によれば、予見可能性の有無や程度は、行為当時、行為者と同じ立場に置かれた一般通常人の能力を基準として判断するものと解されている。」とされています。

ここでは、「一般通常人」という言葉が使われ、誤解を招きやすいですが、「行為当時、行為者と同じ立場に置かれた」者とされていることから、本件においては、潜在的に大きな危険を抱える原子力発電所を設置運転する電力会社の役員としての能力という意味となります。この点は東京地検も同じ理解をしています。

3 被疑者らは、何を予見する必要があったのか。

「第一次不起訴理由書」は、被告訴人が何を予見する必要があったのかについて、「今回の事故では、福島第一原発において10m盤を大きく超えて建屋内が浸水し非常用電源設備等が被水して機能を喪失するに至る程度の津波(以下、単に「10m盤を大きく超える津波」という)が襲来することについての具体的な予見可能性が認められれば、原子炉冷却機能喪失による炉心損傷等に起因する結果の発生に対する具体的な予見可能性があったと認められるものと考えられる。」としています。

津波があらかじめ想定された6メートルを超えれば、海水ポンプが機能しなくなり、冷却機能を失います。にもかかわらず、東京地検は、10mを超えない場合は、冷却機能の一部が維持され、深刻な事態は回避できたと説明しました。しかし、1

³³ 9月13日東京地検（1時間半）、9月25日福島地検（2時間）において、両地検の捜査担当検事が列席して、告訴人らに対する不起訴理由の説明会が行われた。検察官は告訴人と告訴人代理人の質問に答えた。本理由書では、この質問におけるやりとりも引用する。

0メートルをどれだけ超える津波を予見する必要があったかは言えないとしています。このような説明には、大きな疑問を感じます。想定を超えれば、事故が起き、その事故がどこまで発展するかは正確に予見できません。10メートルを大きく超えなければ、冷却はできたという判断には、科学的な根拠があるとは考えられません。むしろ、想定された6メートルを超える津波を予見し、対策を講ずるべきであったのに、何の対策も講じなかったことを過失責任の根拠とすれば、被告訴人らに過失があったことは明らかです。

貞観の津波の高さは8-9メートルと想定されていました。しかし、東電が3月7日に保安院に提出したシミュレーションには3割程度高くなる可能性があることが「※3」として、注記されています。そうであれば、貞観の津波も10メートルを超える津波と言えるのです。

このような想定が考慮されていれば、防潮堤の設置、電源の高所への移動、出入り口の水密化などなにがしかの津波対策が講じられたはずで、その場合には、事故の結果は異なったものとなった可能性があります。

4 第二次不起訴処分の注意義務論

他方、平成27年（2015年）1月22日付の不起訴理由書は、原発の安全対策の注意義務については、次のように述べています。

「議決は、原子力発電所の事業者の役員である被疑者らに、極めて高度の注意義務があるとし、自然現象の不確実性等を指摘して想定外の事態も起こり得ることを前提とした対策を検討しておくべきものであるとしている。しかしながら、原子力発電所の安全対策においても、どこまでを想定するか、あるいは具体的に何を想定するかを定め、具体的な条件設定をした上でそれへの対策を講じる必要があることは否めない。原子力発電所の特性を踏まえて可能性の低い危険性をも取り上げるべきであるとしても、あるいは自然災害の予測困難性、不確実性を踏まえて安全寄りに考えるとしても、無制限であるわけにはいかず、可能性が著しく低いために条件設定の対象とならないものがあり得る。したがって、事前にどこまでの津波対策が原

子力発電所の安全確保に必要と考えられていたのかを過失認定上問題にせざるを得ず、10メートル盤を大きく超える津波による浸水を想定すべきであったのかを、その当時の知見を前提に検討する必要がある。／つまり、本件過失の成否を判断するに当たっては、あくまで本件事故後に事故から得られた知見や教訓を抜きにして、本件事故が発生する前の事情を前提として注意義務を課することができるか否かを判断せざるを得ない。」（第二次不起訴理由書 3頁）

第一次の不起訴理由に比べて、「原子力発電所の特性を踏まえて可能性の低い危険性をも取り上げるべきである」「自然災害の予測困難性、不確実性を踏まえて安全寄りに考える」べきことを認めた点は、進歩です。しかし、このような論理は具体的な判断の過程では全く無視されています。

さらに、「10メートル盤を大きく超える津波による浸水を想定すべきであったのかを、その当時の知見を前提に検討する必要がある。」としている点については、当初の不服申立てで指摘したように疑問があります。

3でも述べたように、想定された6メートルを超える津波を予見し、対策を講ずるべきであったのに、何の対策も講じなかったことを過失責任の根拠とすれば、被疑者らに過失があったことは明らかです。交通事故刑事裁判で過失を論じる際も、交通法規違反があれば、その結果どのような事故が起こりうるかについて、詳細な予見までは求めてきませんでした。

地検が「6メートル」とはせず、敢えて「10メートル盤を大きく超える」という高い基準を設定したことは、貞観の津波を予見の対象から外し、被疑者らの責任を追及しにくくしているといわざるをえないのです。

第8 検察の予見可能性に関する不起訴理由への反論

1 対策を講ずるためにM9を想定する必要はなかった

検察は、震災前においては、本件のような超巨大地震・津波を予測する知見はなく、過去に津波地震(地震動の大きさに比して高い津波が発生する地震)の発生が確認されていない福島県沖について、本件のような大津波の襲来を具体的に示す研究成果は

存在していなかったなどと主張します。このような主張は、吉田調書においてもM9を想定した者はいないと声高に主張されていました。

「今回、貞観津波のお話をされる方には、特に言いたいですけれども、貞観津波の波源で考えたときにも、うちの敷地は3mか4mぐらいしか来ないから、これは今の基準で十分もつという判断を1回しているわけです。貞観津波の波源のところに、マグニチュード9が来ると言った人は、今回の地震が来るまではだれもいないわけですから、それを何で考慮しなかったんだというのは無礼千万だと思っています。そんなことを言うんだったら、日本全国の原子力発電所の地形などは関係なく、先ほどおっしゃったように、全部15mの津波が来るということで設計し直せということと同じことですね。」(甲11 21頁)

「○回答者 もう一ついうと、貞観津波で想定していたマグニチュードよりもっと大きいものが来たというのが違うところがあるわけです。

2つあって、マグニチュード9が来たという大きさの部分は、今まで地震学者も津波学者もだれも想定していなかった。

それから、3つのプレートがほぼ同時に動く。これもだれも言っていなかったんです。1つ動けばあとは寝ている。連動しないというのが学会の常識だったのが、連動したわけです。」(甲11 22頁)

このような検察の判断も吉田所長の判断も、原子力の安全性評価のあり方として、完全に誤っています。この点について、添田氏は次のように論評しています。

「確かにマグニチュード9を予想した人はいなかったのですが、2008年の論文ではマグニチュード8.4は考えていた。その予測でも津波は敷地高さを越えていたわけです。原発の被害を考える時、マグニチュード9まで予測する必要はまったくなかったのです。このあたりの吉田さんの話は支離滅裂なのですが、政府事故調で質問している人は、気づいていないのか、突っこんで聞いていません。」(『科学』2014年12月添田孝史報告「吉田調書をめぐるシンポジウムより」1281頁)

このとおりです。つまり、たしかにマグニチュード9の地震が起きると予測した

研究者はいませんでした。しかし、福島沖を含めてマグニチュード8クラスの地震が起きることは推本も予測していたし、さかのぼれば、7省庁手引きでも同じことが指摘されていました。吉田氏はこのことを知ってか知らずか、混同して話しているのです。そして、予測されていた福島沖のM8クラスの地震に対する対策がとられていれば、高さ15メートルという津波の高さが一致していたのであるから、原発は守れたのです。

少し北側の宮城県沖でこのような地震が発生していることは常識であり、プレートはつながっているのであるから、より南側でもこのような地震が発生することは当然想定しなくてはなりませんでした。

2 東電シミュレーションと実際の津波の方角が異なるとされる点について

次に検察は、東電のシミュレーションは南側から津波が襲うこととなっていたが、実際の津波は東側からであったことを指摘し、東側からの津波は予測できなかったといます。

この点に関する反論は、回避可能性について論ずる次の項目の冒頭で反論することとします。

3 Cランクでも、原発の安全性確保のために対策すべきことは明らかである。

検察は、推本の評価において福島沖の評価はCランクで、「やや低し」とされていたことについて対策をとらなかったことの根拠として援用しています（第二次不起訴理由書 7頁注1）。Cランクは4段階のランクの下から二番目です。

この評価について、電力会社からの介入により付け加えられた記述であるとの疑いがぬぐいきれません。

また、そうでなかったとしても、原発の安全性確保のためには10－100万年に一度の事象にも備えなければなりません。

平成18年（2006年）9月に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂され「新耐震指針」が制定されました。この改訂により、津波については極

めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められることとなりました。

また、「想定されるいかなる地震力に対しても大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない」（逆に言うと想定される地震力をクリアしていれば良い）としていたのに対し、新耐震指針では、「(耐震設計用に) 策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事故が発生すること、施設から大量の放射性物質が拡散される事象が発生すること、あるいは、それらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼす」リスク（「残余のリスク」）が存在すること、事業者にあってはこの「残余のリスク」を少なくするよう努めること、すなわち想定された地震力を超える地震にも備えるべきことが定められました。

ここでは「策定された地震動を上回る地震動の影響」としてあるが、耐震指針改定の経緯を見れば、地震に伴って生じる津波の想定に関しても「残余のリスク」の対象としていることは明らかです。

津波は地震に伴って生じる現象です。耐震設計のための設定地震は対津波設計においても想定しなければならないものです。

少なくとも、この段階で、推本の「長期評価」を想定の対象とするべきでした。

このバックチェックは審査期間中も対策を講じないで運転が続けられるというきわめて安全上ルーズな位置づけで実施されていました。

しかし、平成4年（1992年）の伊方最高裁判決によって原発の安全審査に関する司法判断は最新の科学的な知見に基づいて実施することとされていたのであり、電力事業者も保安院も、対策を先延ばしにするのではなく、重大な科学的知見には直ちに対応して、対策を講ずることが求められていたのです。

4 原発6号機を合計して1万年から10万年に1回という事故確率が計算されていれば、これに対応するのは当然である。

検察審査会の議決は、

東京電力は、10mを超える津波が襲来する確率は、1万年に1度から10万年に1度との試算を得ていたが、これは耐震バックチェックの基準地震動に用いた地震動の確率と同程度であり、耐震審査設計指針の「施設の供用期間中に極めてまれではあるが、発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」というべきである。また、伊方原発最高裁判決の趣旨、原子力安全委員会安全目標専門部の報告書の趣旨からも、推本の長期評価は取り入れられるべきものといえる。(議決の要旨 7-8頁)

との判断を示していました。

東京地検は、第一次不起訴理由書において、「推本の長期評価による津波地震の発生確率は、その信頼度が高いものではないとされていた上、東京電力では、O.P.+10mを上回る津波が襲来する確率は1万年から10万年に1回程度と試算されていたことなどに鑑みれば、直ちに対策工事を実施しなかったことが、当時の行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準から逸脱していたとまでは認め難い。」としました。

1万年から10万年に1回程度という数値は、原子力安全の分野では考慮をしなければならない事象です³⁴。こんなことも知らないのかと検察官に質問したところ、次のような回答がありました。

「1万年から10万年に一度のリスクに対応すべきだと言うことは理解している。ここのロジックは、1万年から10万年に一度だから対策しなくてもいいとはいっていない。『直ちに』と書いてある。いますぐに対策をとらなくてもいいでしょうという意味だ。直ちに対策せずに土木学会に検討させるという措置が過失とまでは言えないということだ。それでは何年以内にやる必要があったのかといえ、今すぐやらなきゃいけないという意味でなく、3年後ではだめで今やらないといけな

³⁴ 平成18年4月6日付原子力安全委員会安全目標専門部会「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について」では、条件付死亡確率を基にしたCFFに対する指標値 10⁻⁵/年程度と算出している。超過確率10⁻⁵/年は、原子力安全の分野では、当然に考慮しなければならないレベルのリスクである。

いう具体的な数字を出して言えるものではない。」

この回答には、本当に驚きました。1万年に一度は過酷事故が起きるというリスクを放置して、土木学会に検討を依頼し原発の運転を継続した被疑者らの行為は、万が一にも原発事故を発生させてはならない電力会社の取締役にあるべき判断基準から外れていないというのです。1万年に一度といえは稀な現象と感ずるかもしれませんが、原発の寿命は40-60年であり（仮に50年とします）、国内には50基を超える原発（仮に50基とします）が存在しています。そうすると、日本で原発の過酷事故が起きる確率は $10,000年 \div 50年 \div 50基 = 4年（に1回）$ となり、これをよしとしてしまえば、原発の寿命中に重大事故が起きる確率は日本全体で4年に1回となります。

地震学者の石橋克彦氏は、地震防災では、「いつか起きることは、明日起きるかもしれないと考えて対策をとらなければならない」と常々いわれています。とりわけ、原発という潜在的な危険をはらんでいる巨大な設備の安全性については、例外なくこのように判断しなければなりません。そして対策が間に合わないのならば、せめて原発を停止させておくべきでした。東京電力と被疑者取締役らは、このように対策を先延ばしし、福島原発事故を引きおこしたのです。

検察のこの論理の誤りはなんとしても正す必要があります。そうでなければ、この不起訴処分の論理が次の重大原発事故を準備することとなってしまいます。

このような検察の誤りを正したのが、検察審査会の上記の議決でした。このような明快な議論に対して、反論できなくなった検察は第二次不起訴処分では、次に引用するような、驚くような屁理屈を考え出しました。すなわち、検察は、

再捜査の結果、東京電力では、津波の確率論的評価(注2)を試験的に実施し、1号機ないし4号機について、O. P. +10メートルを上回る津波が襲来する確率は10万年から100万年に1回、本件津波の高さに匹敵する13メートルでは100万年から1000万年に1回と算出されていたことが認められるところ、これら震災前に把握されていた数値等を根拠に、本件結果を回避できる措置を講じておくべき義務があるとまでは認められない(なお、第一次不起訴処分及び議決において触

れられている1万年から10万年に1回という確率は、6号機の数値であり、再捜査によって、今回の事故が起きた1号機から4号機の数値が上記のとおりであることが明らかとなった。)。 (第二次不起訴理由書 5頁)

というのです。

しかし、これなどは、東電を救うために無理矢理理屈を捜したものとしか言いようのない、くだらない議論です。福島第一には合計6機の原因があり、これをセットで安全性を確保しなければなりません。5-6号機が助かったのは、たまたま定期検査中であつたからに過ぎないのです。確率を各号機ごとに別々に考えることには何の根拠もありません。1-6号機全体の事故に至る合計確率を求め、それが10万年から100万年に1回を超えるならば、対策をとることが原子力安全の水準として当然の考え方です。

なお、この点について被疑者武藤は、国会事故調へのヒアリングの中で、以下のように「100年に1回以下といった、炉の寿命スパンよりも頻度が低いような自然災害への対応には切迫性がないと判断していた。」と述べています。しかし、このような考え方は、原子力安全の基本を忘れた暴論であり、たとえ原子力推進側においても取り得ない考え方です。これに対して過失責任が問えないとすれば、次の重大事故は避けられないでしょう。

東電のリスクへの対応の特徴として、前述の耐震バックチェックについても同様であるが、シビアアクシデント(SA)対策や自然災害対策などの実施が極めて緩慢で、検討から対策まで5~10年といった長い時間をかけるという点が挙げられる。この理由について東電の武藤栄副社長(以下「武藤副社長」という)は「100年に1回以下といった、炉の寿命スパンよりも頻度が低いような自然災害への対応については、切迫性がないと判断していた」と述べている。

しかし、日本に存在する50基のプラントのおのおので、仮に1000年に1度(1年・炉)の頻度で事故に至るようなリスクを放置するとすれば、日本中のどこかで事故が発生する確率は相応に高まる。そのような状態が10年間単位で放置されたとすれば、日本のどこかで事故が起こったとしても何ら不思議ではなく、このよ

うな緩慢なリスク対応の姿勢は、事業者として到底許されざるものである。（国会事故調報告書 5.1.2(3)460-461頁）

まさに、このとおりであるといわねばなりません。検察審査会の委員の皆さまは、この点に関する不起訴理由が、申立人らの追及によってリングサイドに追い詰められた者の、論理ともいえない屁理屈であることをしっかりと見抜いていただきたいのです。

5 貞観地震に関する知見を考慮すれば、追加津波対策が必要であることは明らかであった

また、検察は貞観の地震に関して、想定が、10メートルを超えていないことを根拠に、対策不要としました。

震災前に、貞観地震に関する知見も進展しつつあったものの、震災前に可能性があるものとして仮定的に示されていた貞観地震の波源モデル(注3)は、震源域の広さやすべり量等の点で、本件地震の規模には及んでおらず、実際に、当時示されていた波源モデルに基づく福島第一原発における津波高の試算結果は、いずれの場所も10メートルに及んでいない。加えて、貞観地震については、専門家の間でも、これと同様の地震発生の現実性、切迫性が認識されていたとはいえ、その現実性、切迫性が認識されるべき状況にあったとも認め難く、貞観地震の知見を根拠に10メートル盤を大きく超える津波による浸水を予見すべきであったとは言えない。(第二次不起訴理由書 5頁)

この原発の想定津波高さは、当時5.7メートルでした。9メートルの既往最大の津波が堆積物の調査で裏付けられたのであれば、この値に1.5倍なり、2倍なりを乗じた津波に対する対策を講じなければならないはずです。

実は、この計算には、注記がついており、東電自らの手で、「不確実性の考慮のため、津波水位が2-3割高くなる可能性がある」と明記されているのです(下記参照)。

そうすれば、10メートルを下回るから考慮しないという検察の根拠は崩れ去り

ます。このような極めて重要な想定条件の問題点について、第二次不起訴理由書はまったく言及していません。検察は知ってか知らずか、無視しているのです。

「モデル10」で評価

発電所	1F							
号機	1	2	3	4	5	6	北側 (O.P.13m)	南側 (O.P.10m)
津波水位※3(O.P.m)	8.7	8.7	8.7	8.7	9.1	9.2	浸水せず	浸水せず

土木学会手法よりさらに小さな値が算出される手法で計算した結果。「※3 不現実性の考慮(パラメタスタディ)のため、2～3割程度、津波水位が大きくなる可能性あり」

福島第一・第二原子力発電所の津波評価について 平成23年3月7日

(添田孝史氏作成のプレゼンより引用)

そして、もう一度強調しておきたいことは、東電はこの9メートルの津波にすら何ら対応しなかったのです。9メートルの津波に対する対策を講じていたが、それが不十分で深刻な事故に発展したのではありません。想定6メートルを超えれば、さまざまな異常が生ずることは予め想定されていました。試算結果が、10メートルを僅かに1メートル下回っているから、対策不要という考え方は原発の安全確保の立場からはあり得ない暴論です。

また、貞観の津波が「その現実性、切迫性が認識されるべき状況にあったとも認め難い」という点は、明らかに事実と反します。

貞観地震の現実性と切迫性は、上記に引用した岡村意見、小林調書、森山メールなどから、明らかに認定できます。この点について私たちは、委曲をつくして説明したが、不起訴処分は完全にこれを無視し、申立人らの主張に対して何の判断も示していません。検察審査会の正義の判断が望まれます。

6 土木学会への検討依頼が時間稼ぎであったことは明らか

検察は、検審の議決が、「東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。」としたことについて、

東京電力は、最大の試算結果を把握した後、土木学会に対し、推本の当該評価に関する検討を委託しているところ、当該委託は、法令上の安全性が確保されていることを前提として、安全性の積み増し又はその信頼性の向上を図る自的でなされたものであったこと、その委託に平成24年3月23日という期限を定めるとともに、原子力発電所における津波評価技術の改訂を委託しており、これが改訂されればこれを踏まえた対策を講じる予定であったこと等からすれば、議決指摘のように推本の当該評価の「採用を回避したいという目論見があった」とまで認めることは困難である。（第二次不起訴理由書 5頁）

と判断を示しています。

これも、当時、一刻も早く耐震バックチェックを完了させなければならない状況にあったこと、土木学会の実情が電力会社の完全な言いなりであることを無視した机上の空論です。推本の長期評価をなきものとするための工作の場が土木学会の津波評価部会における検討でした。この津波評価部会には、東電の津波対策の見送りの中心人物として、酒井俊朗（委員）と高尾誠（幹事）が含まれていました。

まず、この津波評価部会には、津波の専門家である首藤氏が参加していましたが、委員幹事合計31名のうち地震学者は1名しかおらず、13人が電力会社、5人は電力の関連団体に所属していました（甲13 98頁）。まさに、電力関係者に牛耳られている組織でした。平成13年の委員名簿をみると、東電職員で新たな告訴事件の被告訴人である酒井俊朗、高尾誠も含まれています。

また、その津波に関する土木学会手法の研究費の全額（1億8378万円）と手法の審議のための学会への委託費用（1350万円）の全額が電力から支出されていました（国会事故調報告書92頁 東電の書面回答による）。

平成12年（2000年）11月3日の第6回会合に評価部会幹事団（10人中2

人が東電社員，1人は東電子会社員，3人は電力中央研究所員）は，数値誤差を見込まない安全率1倍とする基準を提案しました（甲13 35頁）。電力関係者が過半数を占める幹事会で，首藤，阿部両顧問の「倍半分」を否定した基準を否定したものです。この点に関して，今村文彦東北大学教授の政府事故調に対する聴取結果書には次の記載があります。

Q：第6回の部会で，補正係数を1.0としてよいか議論してくれとコメントしたのは誰か

A：首藤先生。

安全率は危機管理上重要。1以上必要との意識はあったが，具体的に例えば1.5にするのか，従来の土木構造物並びで3まで上げるのかきめられなかった。本当は議論しないといけなかったのだが，最後の時点での課題だったので，それぞれ持ち帰ったと言うことだと思う。（甲12）

まさに，科学的には安全率が1以上必要であることは明らかであったにもかかわらず，委員の多数をしめる電力によって，科学者たちは黙り込まされてしまったのです。

この基準について首藤氏は，「補正係数の値としては議論もあるかと思うが，現段階では，とりあえず1.0としておき，将来的に見直す余地を残しておきたい」と述べたとされます（甲13 35頁）。同書の41頁以下には，このような基準を最終的に是認した首藤氏に対する，インタビューが掲載されています。まさに，首藤氏は電力の虜となり，自らの科学的良心をも裏切って自ら発した警告を葬ってしまったと言わなければなりません。そして，首藤氏が約束した，このような見直しがないこともないままに，私たちは3・11を迎えたのでした。

そして，この土木学会手法に従って，平成14年（2002年）3月には福島第一原発で想定される津波高さを5.7メートルに見直し，これに合わせて6号機の非常用海水ポンプ電動機をわずか20センチかさ上げする工事を行いました（甲13 40頁）。まさに，アリバイ的な対策が講じられたのです。この馬鹿げた対策工事の経過そのものが，東電の「長期評価」つぶしの一環であったことがわかります。

土木学会手法の問題点は、そもそも電力関係者に支配された組織構成の下で、もとより公正な審査は望みようがないものでした。さらに、先に見たように、土木学会手法は福島沖のプレート境界地震を否定していること、安全率を全く考慮していないことなど、この手法に科学的合理性がないことは、東電関係者などの電力関係者自身が十分認識していたはずです。

まさに、被疑者武藤と武黒は明らかに本件事故のような深刻な災害を予見し、その回避のために必要な対策とその予算についても具体的に検討しながら、その対策に要するコストと時間、そして一定期間の運転休止を見込まなければならないという事態のなかで、自社の利益のために問題を先送りするためにみずからの配下ともいべき土木学会に検討を委ねたのです。これは、原子力発電を事業とする会社の取締役としての本来の義務を怠ったものであり、故意にも近い極めて重大かつ明白な過失です。

第9 検察の結果回避可能性について不起訴理由への反論

1 シミュレーションにしたがって南側に防潮壁を築いても事故は回避できなかったという空論

津波がシミュレーションと異なり、東側から来たことを前提に、検察は、

上記推本の当該評価に基づくO. P. +15.7メートルとの最大の試算結果に対応する措置としては、試算結果で津波が遡上することとされていた敷地南側に防潮堤を建設することが考えられる。

これに対し、本件津波は、前記のとおり、敷地東側の長さ約1.5キロメートルの海岸線から、全面的に敷地に越流したのであるから、仮に事前になされていた最大の試算結果に対応して越流する敷地南側に防潮堤を建設したとしても、本件津波は防潮堤のない敷地東側の海岸線から越流することとなり、本件津波の襲来に際し、その浸水を阻止し、結果を回避できたとは認められない。(第二次不起訴理由書 6頁)

と論じます。

この奇妙な論理は、簡単に説明すれば、事前のシミュレーションでは南側から高

い津波が来ることになっていたので、防潮堤も南側に築くことになったはずで、実際の津波は東側から来たので、南側の防潮堤だけでは被害は防ぐことができなかったというのです。

しかし、この理屈は東電内部で平成20年（2008年）6月に現実に検討されていた津波対策案を検討するだけで、意味のないことが分かります。東京地検は、シミュレーションにしたがって南側の防潮堤が築かれたはずだといいます。

しかし、一度目の平成25年（2013年）9月の不起訴処分の際の福島地検での説明会で申立人らが捜査担当検事に確認したところによると、東京電力内に南側だけO. P. +15.7に防潮堤を作るといような計画はありませんでした。

津波がどちらから来るかは、高さ以上に来てみなければわからないのであり、防潮堤を作るとすれば、海と敷地の間に南北に築く計画になったはずで、試算結果は高さこそ意味があるのであり、津波による敷地の冠水を防ぐためには、一定の方角だけに防潮堤を築くだけでは不十分で、敷地と海の境界全体に防潮堤を築かなければ有効な対策にはなり得ません。検察官の述べていることはまさに議論のための議論であり、屁理屈と言うほかありません。

2 事故後に規制当局によってとられた対策は無効だとする検察の理論

検察は、浸水を前提とした措置をとっていても、事故は防ぐことはできなかった、または間に合わなかったとしています。

本件津波により敷地が浸水したことを前提として、遡って事故を回避する措置を考えた場合には、議決が指摘する浸水を前提とした対策(上記⑦蓄電池や分電盤を移設し、HPC I (高圧注水系)やSR弁にケーブルで、接続すること、及び、④小型発電機、可搬式コンプレッサー等を高台に置く)等を講じておくことが一応考えられる。

しかしながら、事故前の当時においては、津波に関しては、詳細な指針等が定められていた地震動と異なり、独立した審査指針等はなく、地震の随件事象として抽象的な基準が示されていたにすぎなかった。また、当時、原子力発電所の津波対策

に関しては、一定の想定水位を定め、当該想定水位までの安全性を絶対に確保するという考え方(確定論)に基づいて、安全性が確認されており(事故前の津波評価に関する事実上の基準とされていた津波評価技術は、確定論に基づく考え方である。)確定論により得られた想定水位を超える確率を算出して、安全性評価の判断資料とするという津波の確率論的評価は、その手法に関する研究が進められていた段階であり、いまだその手法が確立された状況になかったことなどが認められる。これらの状況を背景として、敷地高を超える津波を想定する必要性や、その具体的対策として、本件結果を回避できるような浸水を前提とした対策(前記㉞及び㉟の措置)を講じておく必要性が一般に認識されていたとは認められない。

さらに、実際に本件のような過酷事故を経験する前には、浸水自体が避けるべき非常事態であることから、事故前の当時において、浸水を前提とした対策をとることが、津波への確実かつ有効な対策として認識・実行され得たとは認め難い。

加えて、仮に、事故前の当時、本件結果を回避できる浸水を前提とした措置(前記㉞及び㉟の措置)を講じることとしても、H P C I 等と蓄電池等を接続する等の工事を行う必要があるため、工事期間のほか、原子炉設置変更許可等の所要の手続を経る必要があることから、2年9か月以上を要したものと認められ、被疑者らが最大の試算結果を知った時期等に鑑みると、本件地震・津波の発生までに対策を了しておくことができたとは認め難い。

なお、本件結果を回避できる措置としては、本件津波が越流した敷地東側に防潮堤を建設することも考えられるが、その措置を講じるには3年7か月以上を要したものと認められ、防潮堤についても、本件地震・津波の発生までに対策を了しておくことができたとは認め難い。(第二次不起訴理由書 6頁)

これも、現実を無視した空論です。本来であれば、平成20年(2008年)の段階で東京電力が立てた津波対策計画に基づく工事を前提に、このような対策がなされていたとして、事故がどのように進展していたかを議論するべきです。

東電が立てていた対策は、事故の結果を変えた可能性があります。そのことは、女川原発や東海第二原発の例を見れば、一目瞭然です。そして、事故の結果を少し

でも軽減することが可能であったとすれば、対策をとらなかったことと事故の深刻な結果とは因果関係があり、実際に発生した事故の結果に関しては、東電の対策がなされていれば本件事故は回避可能だったのです。

3 すぐできた対策も事故対策としては無力だと無理矢理こじつける検察

また、検察は、事故前に確実に可能であった時間のかからない対策も、事故の結果を変えなかったという推測を述べて結果の回避可能性を否定します。このニヒリズムは、原子力は結局どんな対策をとっても、自然災害の前には無力だと述べているようでもあり、原発の稼働は認められないという理屈にもつながりうるものです。しかし、論理的には、やはりおかしいのです。

議決が指摘する「長期間を要しない安全対策(電源車や電源盤を搭載した自動車、可搬式コンプレッサー等を高台に移設するなどの方策)」についても検討した。しかしながら、今回の事故では、H P C I (高压注水系)やS R 弁に電気を供給する電源盤が被水して機能を喪失したため、仮に電源車や電源盤を搭載した自動車を高台に配備していたとしても、津波襲来後にはがれきを撤去し、これらの電源車、電源盤を建屋付近に移動し、H P C I 等とケーブルで接続する等の作業を行う必要があるところ、津波到達から数時間後には1号機で炉心損傷が開始していることから、早期に上記作業を終了させてH P C I 等の機器を稼働させることができたとは認めることは困難であり、「長期間を要しない安全対策」によって、事故を避けることができたとは認め難い。」

議決が指摘する「建屋の水密化」についても検討したが、仮に防潮堤がなければ、津波の越流に伴い、敷地上の車両やタンク等大きな構造物が漂流物として流されて(本件津波でも実際に確認された)、建屋に衝突し、水密化が維持されないことも想定される上、仮に、推本の当該評価に基づく試算結果にしたがって建屋を水密化したとしても、上記のとおり、今回の津波の浸水深は、試算結果を大きく上回っており、建屋の水密化によっても、事故を回避できたと認めることは困難である。

震災前に10メートル盤を大きく超える津波の襲来を予測すべき知見があったと

はいえないこと、そこまでの規模に至らないものも含めても、切迫した時期に津波が来る可能性を示す情報や知見もなかったこと、法令上の安全性の確保を前提に原子力発電所が稼働していたことからすると、あらかじめ原子力発電所を停止するべきであったとは認められない。（第二次不起訴理由書 7頁）

この点の反論も、前記と同様です。

1号機以外の原子炉は数日間はメルトダウンに至らず、持ちこたえたのです。被害者を苦しめている放射性物質の大半は、3月15日以降に放出されたものなのです。

これらの対策は、事故後に採用されているものであり、事故の結果をかなりの程度軽減することが可能であったと考えられます。とすれば、対策をとらなかったことと事故の深刻な結果とは因果関係があり、追加で発生した事故の結果に関しては、東電の対策を取れば本件事故は回避できたこととなります。

4 回避できたはずの本件事故

第二次不起訴の不起訴理由説明会において、佐藤検察官は、事故の対策によって結果が完全に回避されたことが過失責任を問うために必要であると力説しました。

平成27年（2015年）2月3日に実施された東京地検検察官による不起訴理由説明会において、佐藤検察官は、福島の子民の被害に深く同情する、東電の役員が津波災害を予見し、対策を講じようとしながら、これらの措置を先送りしたことが間違っていたことは、半ば認めつつ、検察官としては、当該対策を講じていれば、確実に結果を回避できたことを論証しなければならず、そのことが、最大の起訴の障害であったと締めくくりました。

検察審査会の委員の皆さまに対する説明においても、この点を強く強調されるであろうことが予測されます。この論理について、申立人の意見を述べます。

原発と海の間をふさぐ、防潮堤を築いていれば、事故は確実に防ぐことができました。このことは争いがありません。平成20年（2008年）から平成21年（2009年）から防潮壁を建造していれば、事故までに間に合ったことは、浜岡原発

において事故後に1年足らずの間に防潮壁が建造されたことから裏付けられます。許認可の時間までを計算に入れている検察の見解はおかしいのです。許認可がなくても、防潮壁の築造は可能であることは事故後になんらの許認可なく浜岡原発が工事を実施していることから裏付けられます。

それ以外の電源の移設と強化、水密化、可搬設備の導入などの措置は、現実には有効性が認められ、事故後の対策措置として導入がなされています。

このような措置の一部が導入されて、それが足りずに極めて深刻な事故となったわけではありません。何の措置も講じられてはいなかったのです。これらの措置が講じられていれば、本件事故を回避できたことは明らかです。

第10 検察審査会による強制起訴を切に求める

1 被疑者らの嫌疑はますます濃厚となっている

検察の判断の末尾は次のようにまとめられています。

以上のとおり、東京電力の役員らに刑罰を科すかどうかという刑法上の過失犯成否の観点からみた場合、本件事故について予見可能性、結果回避可能性及びこれらに基づく注意義務を認めることはできず、犯罪の嫌疑は不十分である。（第二次不起訴理由書 7頁）

私たちは、犯罪の嫌疑は、検察審査会の起訴相当の議決がなされた平成26年（2014年）7月当時に比べても、格段に濃厚となったと考えています。

武藤類子団長は、不起訴を受けて地検へ提出した抗議文では次のように述べています。

「2015年1月22日に東京地方検察庁が出された再度の不起訴処分に対し、福島原発告訴団は深い悲しみと憤りの中にいます。

今回の処分は、大津波への対策の不作為や揉み消しなどの真実が明らかになっているにも関わらず、加害者の不起訴理由を何とか探しだしたようにしか感じられません。とうとう強制捜査もなされませんでした。

検察の本来の仕事は被害者に寄り添い、あらゆる捜査を尽くすことではないので

しょうか。

検察審査会の起訴相当の議決は大多数の国民の意思を表しています。その議決を
検察は無視したことになります。

原発事故から4年が経とうとしている今も、さまざまな困難の中に生きる私たち
原発事故の被害者はこの事故の責任がきちんと問われなければ、本当の人生の再建
はありえません。また、同じような悲劇が繰り返される事をくい止める事ができま
せん。

今回の東京地方検察庁の処分と姿勢に強く抗議致します。

同時に、福島原発告訴団の1月13日に提出した新たな告訴に対しては、今度こ
そ被害者の側に立ち、あらゆる捜査を尽くす事を要請致します。

市民の幸せと安全のために働い下さる事を要請します。」

2 私たちは、絶対にあきらめない

私たちは、1月13日には、福島原発告訴団第二次津波告訴（「2015年告訴」、
1月16日受理）をおこないました。

添田孝史氏の『原発と大津波 警告を葬った人々』と政府事故調の調書の一部公
開という援軍を得て、津波対策を組織的にサボタージュしていた東電と保安院の恐
ろしい結託と裏切りの闇の実態が暴かれてきました。新たに東電や保安院、電事連、
原子力安全委員会の当時の幹部らについて追加告訴しました。

告訴団の武藤類子さんは記者会見で「政府の事故調査委員会の調書が公開される
など、新たな証拠が次々と出てきています。検察はきちんと調べて真実を明らかに
してほしい」と話しています。この「2015年告訴」も受理され、東京地検によ
って新たな捜査が始まっています。

3 刑事裁判の公開法廷で原発事故の原因と責任を議論するため、強制起訴を求め ます

私たちは、必ず、刑事裁判の公開法廷で原発事故の原因と責任が議論されること

を望んでいます。このことは、福島原発事故の被害を受けた福島県民の総意であるとともに、多くの福島に心をよせる市民の願いでもあります。強制起訴では検察官役は弁護士が務めます。検察官役を務める弁護士の体制の強化が次の大きな課題となってくるでしょう。

被疑者である東電取締役の武藤，武黒，勝俣の強制起訴を，検察審査会の委員を務める市民の正義の声によって必ず実現していただきたいのです。この裁判は，福島原発事故とは何だったのか，なぜ起きたのか，これを防ぐことはできなかったのか，原発の再稼働を認めたときには次の事故は避けられるのかといった，日本国民にとって決定的とも言える問いに，答えを見つけていくかけがえのない場となることでしょう。

以上

津波対応時系列表

年 月	本件にかかる事実	備 考
1966年 7月	福島第一原発1号機原子炉設置許可申請	福島第一原発から55Km離れた小名浜港において、1951年から63年までの12年間の最高潮位 O.P.+3.122mを基に設計
1993年 7月	北海道南西沖地震・津波	北海道奥尻島を、既往最大をはるかに超える津波が来襲した
10月	経産省資源エネルギー庁(エネ庁)が電事連に対し津波安全性評価を指示	
1994年 3月	東電が報告書「福島第一・第二原子力発電所津波の検討について」を作成	東電は、既往最大津波がチリ津波であるとし、想定水位を上昇側で O.P.+3.5mとした
1995年 1月	兵庫県南部地震発生(阪神・淡路大震災)	
1997年 (～98年 3月)	建設省など7つの省庁が「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」および「地域防災計画における津波防災対策の手引き」(七省庁手引き)を作成	防災の指針として、想定しうる最大規模の津波を加えた福島県沖日本海溝沿いも波源域として予測した 津波解析の精度は二倍の誤差がありうるので、考慮するよう示した
7月	電事連津波対応WGが「『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について」を作成	七省庁手引きに基づいて津波高を試算すると、福島第一は最大で O.P.+8.6mになると報告
1999年 12月	フランスのルブレイエ原発が高潮による電源喪失事故を起こす	
2000年 2月	電事連が総合部会で「津波に関するプラント概略影響評価」を報告	津波解析の誤差があることを考慮し試算、想定の1.2倍の津波水位で原子炉冷却に影響があると報告
2002年 2月	土木学会の原子力土木委員会津波評価部会が「原子力発電の津波評価技術」(土木学会手法)を策定	福島県沖海溝沿いの地震津波を想定から外し、既往最大地震を基にする考え方に逆戻りした 津波解析の誤差を見込まず、安全率も見込まない(1.0倍)とした
3月	東電が福島第一の想定津波高をO.P.+5.7mに引き上げ	
7月	地震調査研究推進本部(推本)が、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(長期評価)を発表	長期評価では、福島県沖海溝沿いでも高い津波をもたらす津波地震が起こりうる予測した
2004年 2月	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」第二回専門調査会	岩手県沖以外の海溝沿い津波地震を想定しないと示し、地震学者の多くから批判が出た
12月	インドのマドラス原発がスマトラ沖地震津波を受け緊急停止する	
2006年 1月～	保安院・JNES・電事連等による「内部溢水、外部溢水勉強会」が開かれる	土木学会手法の津波高さの1.5倍程度を想定し、措置を講じるとした

年 月	本件にかかる事実	備 考
7月	東電が第14回原子力工学国際会議で「マイアミレポート」を報告	今後50年以内に想定を超える津波の確率が約10%、10mを超える確率も約1%弱、13m以上の大津波も0.1%かそれ以下の確率と算定
9月	耐震設計審査指針が改訂(新耐震指針)	極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められることとなった
	保安院とJNESにより「第54回安全情報検討会」が開かれる	「進捗状況管理表」に、必要な津波対策を指示しないと『不作為』を問われる可能性がある」と記載される
2007年 7月	新潟県中越沖地震発生	柏崎・刈羽原発が、新耐震指針でも想定しなかった揺れに襲われる
11月	東電土木調査グループが、推本の長期評価の取り扱いに関する検討を開始	耐震バックチェックにおける津波評価のため
2008年 2月	東電幹部らの会議「中越沖地震対応打合せ」	被疑者武黒は、想定津波高が上昇する旨の資料を確認、大津波の可能性について報告を受け、女川・東海原発の対応について質問する
3月	東電土木グループが、明治三陸型地震の想定で最大15.7mの津波の試算を得た	推本の長期評価に基づき、福島県沖海溝沿いの想定で試算
6月	東電土木グループが、明治三陸型地震の想定で最大15.7mの津波の試算を得たことを被疑者武藤らに報告	被疑者武藤は、防波堤など津波対策の検討を指示 試算結果は2011年3月7日まで保安院に報告されなかった
7月	被疑者武藤が、長期評価の扱いについて、土木学会の検討に委ねるとした	東京第五検察審査会は「時間稼ぎ」と指摘
8月	東電土木グループが、延宝房総沖型地震の想定で最大13.6mの津波の試算を得る	
11月	東電土木グループが、貞観型津波で最大9.2mの津波の試算を得る	土木学会手法では12m前後の波高吉田調書によると、被疑者勝俣・武黒らが認識しているとある
2009年 6月、7月	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤 合同WG(第32回)及び(第33回)	産総研岡村委員が、耐震バックチェックに貞観型地震・津波について考慮するよう指摘するが、東電西村職員や保安院名倉審査官の働きかけで先延ばしされる
8月	保安院が東電に、津波評価と対策の現況について説明を要請	貞観型津波が原発建屋敷地高さを超える試算であると報告される
9月	貞観津波の試算について、東電が保安院に報告	東電は耐震バックチェックで貞観型地震を考慮しないとした
2010年 3月	保安院の森山審議官が原子力発電安全審査課長らにメールを送る	東電役員が貞観型津波について認識していたとある バックチェックの先延ばしを示唆
2011年 3月	7日、東電が保安院に最大15.7mの津波試算を得たことを報告する	明治三陸型15.7m、延宝房総沖型13.6m、貞観型9.2mを報告
	11日、東北地方太平洋沖地震・津波発生	東京電力福島第一原発事故発生